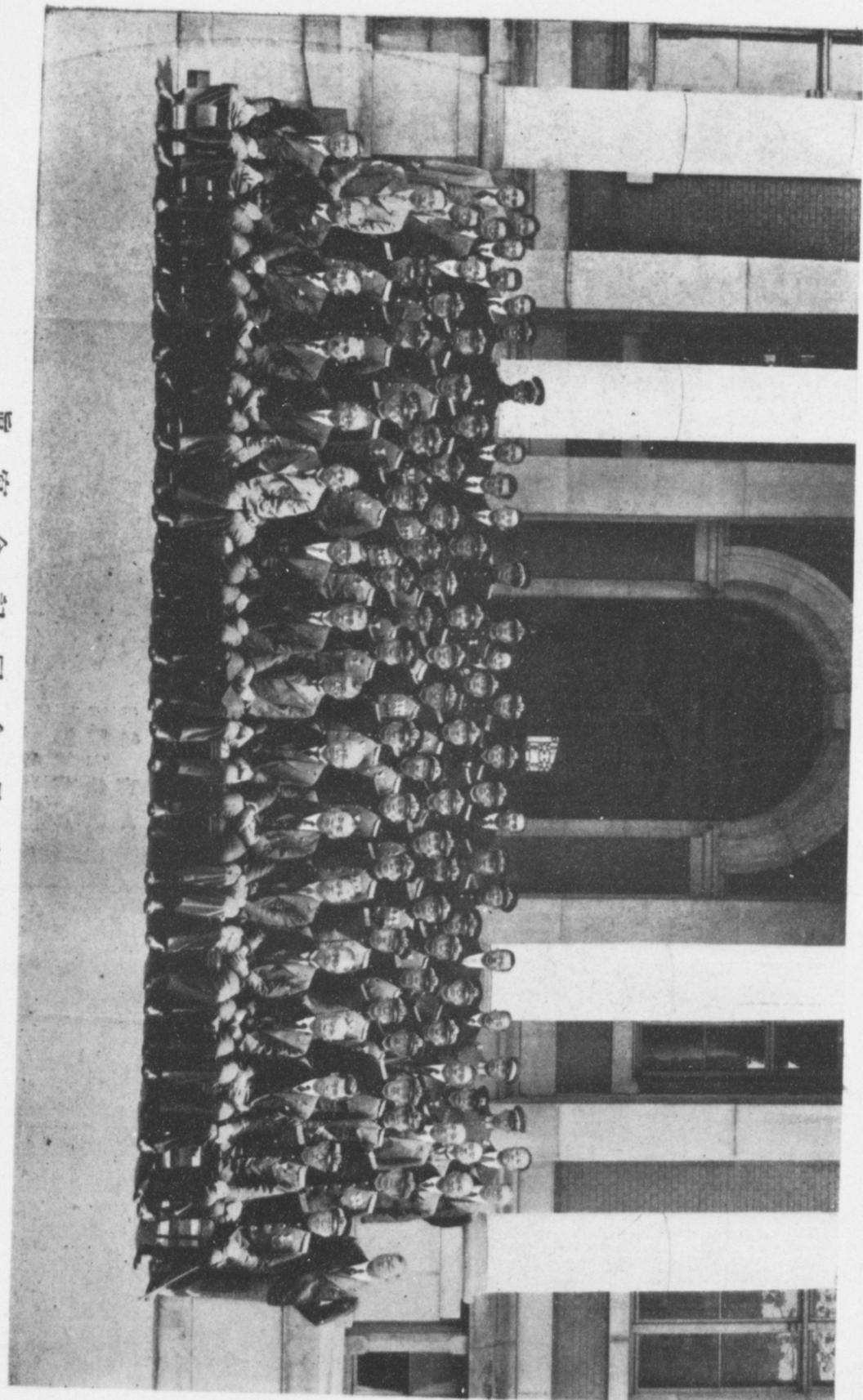


# 刑 政

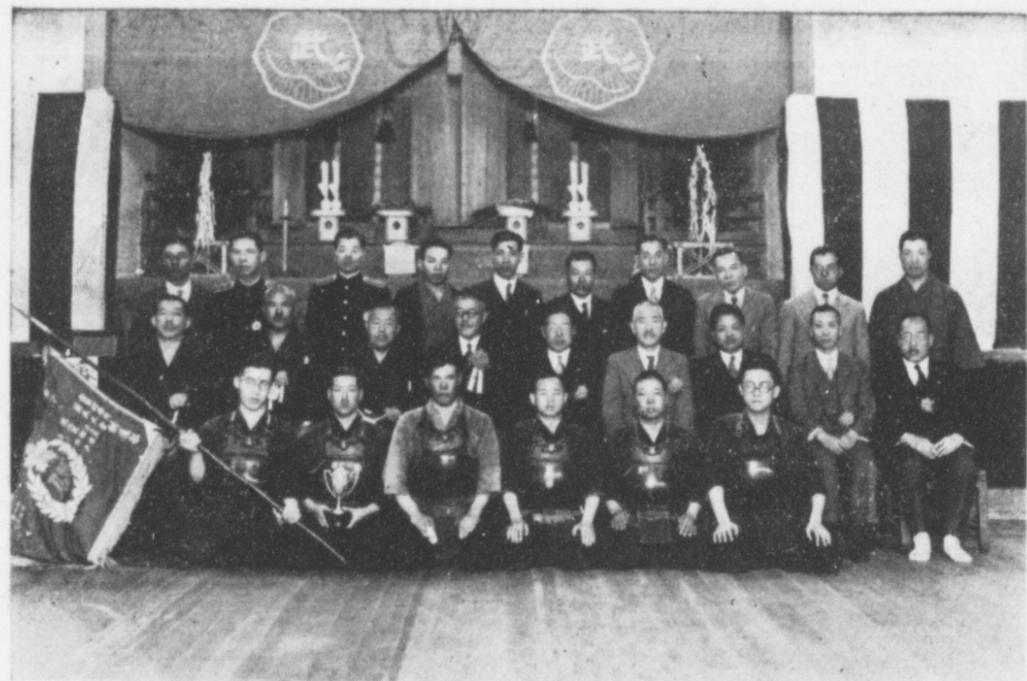
第 六 號 第 六 月 號 卷 一 十 五 第

戦争と犯罪現象 (巻頭言) 日 沖 憲 郎 二 釋放者保護の確保と刑務作業 近 藤 貞 次 四 日本固有法における刑法思想(一) 細 川 龜 市 元 明治監獄年譜 (十五) 辻 敬 助 元 英國のホースタル・システム (一) ルドルフ・ ジーフェルツ 四 プロシヤ刑務法 (一) 三 滿 鮮 旅 行 記 (上) 神 酒 澤 孝 四 郎 六 岩 松 茂 郎 六 彙 報 □ 第十一回全國刑務所武道大會 □ 協會記事 □ 新設海上刑務所母船回航記 □ 私の「浪人生活日課」 長山又四郎氏談 八 七 五 三
---

財團 法人 刑務協會 發行



真寫念記同會長所務刑

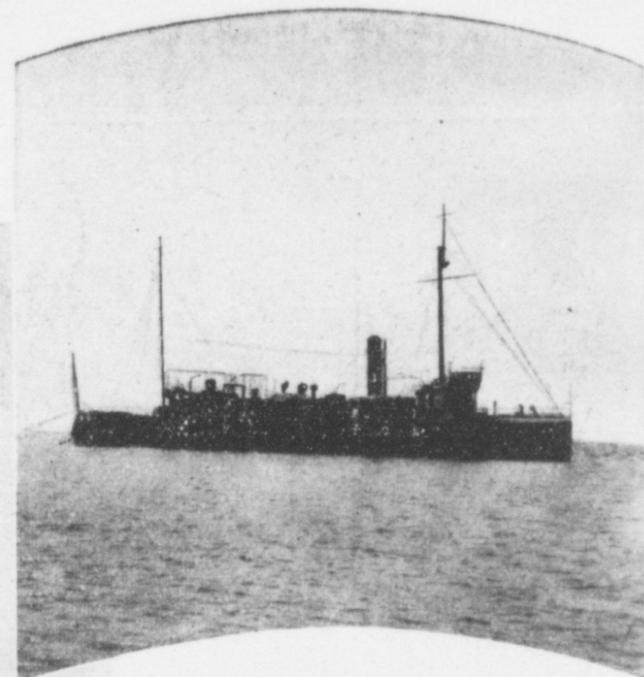
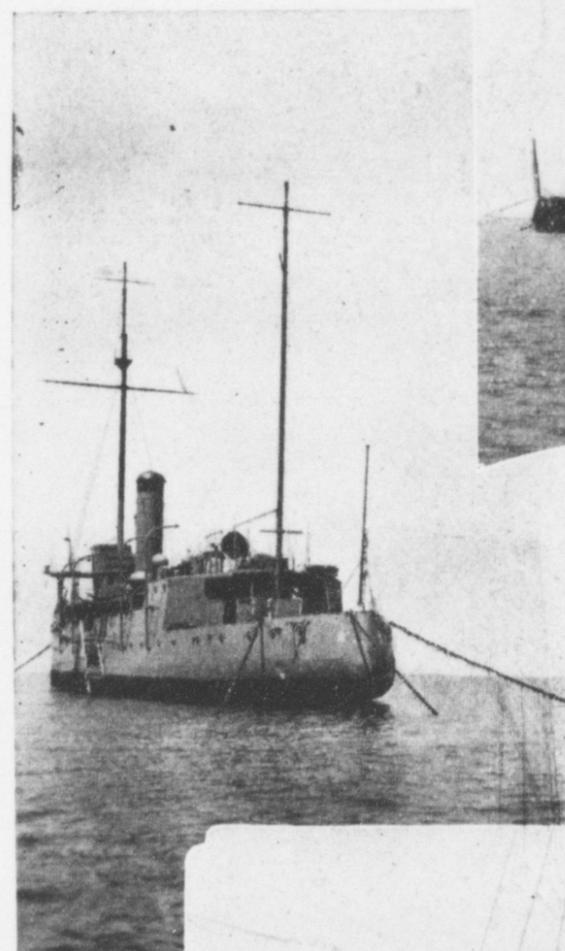


區二第勝優道劍

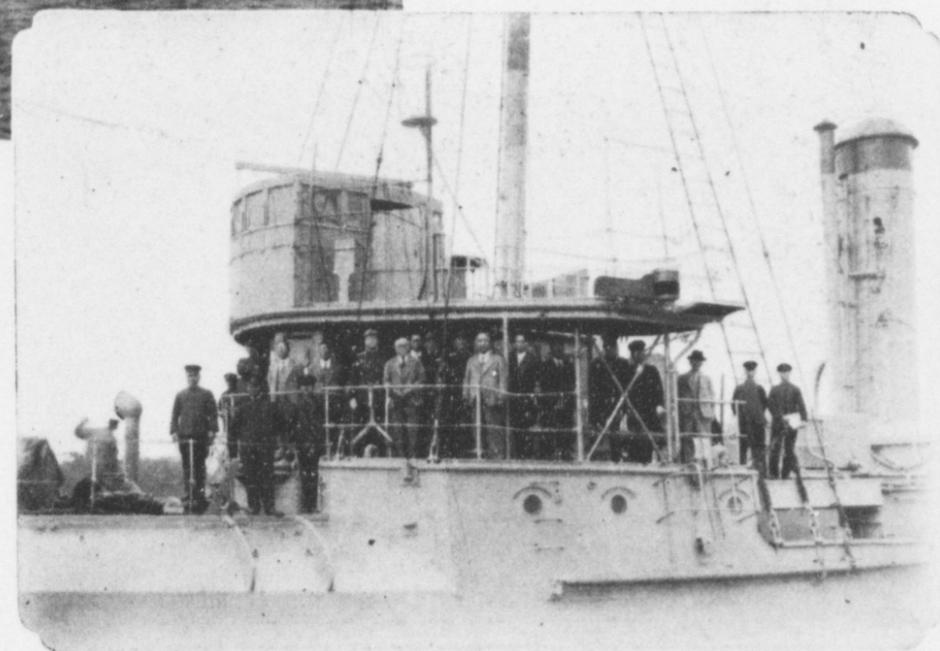


區二第勝優道柔

影撮念記會大道武所務刑國全回一十第



海上刑務所の増設はかれ  
て行刑當局で考慮中であ  
つたが今回海軍省の好意  
により舊軍艦宇治（五四  
〇噸）を母船に充て風光  
明媚な長崎縣大村灣の一  
角に念々待望の新海上刑  
務所が開設される運びと  
なつた。波荒き玄海灘に  
はた大支那海に海國日本  
の本領を雄々しく發揚す  
るの日も遠からぬことと  
あらう。（本文記事参照）



（上）母船宇治の雄姿  
（下）船橋上の記念撮影  
伊江長崎所長、牟田長崎典獄補  
などの顔も見える。

容威の船母所務刑上海設新

# 刑 政

六  
月  
號

第  
五  
十  
一  
卷

第  
六  
號

# 戦争と犯罪現象

戦争の犯罪現象に及ぼす影響は如何。犯罪をもつて單に抽象的概念に過ぎずとするならばすなはち措く。苟しくも犯罪をもつて事實たる生の現象なりと観する以上、このことは犯罪の研究に従ふ者にとつて最大の關心事たらざるを得ない。犯罪現象はあくまで一片の人生であり、廣狹の差こそあれ社會といふものに結び付いてゐる人間の罪業にして且つ運命である。茲においてか現實的ならんとする犯罪學は先づ犯罪現象の行はれる形式の變遷を探ね、つぎに犯罪現象の一定の形式によつて把握せられる人間の變化を觀察しようとするのである。しかも前者の場合にあつては、犯罪の所謂構成要件を法律學的に分析してその間の相違を明らかにするのみでは不らず、個々の犯行形式の犯罪心理學的特異性を捉へねばならぬ。また後者の場合にあつては、かの徒らに抽象的な社會學的法則性を探ぬべきではなくて、社會的現實における個々の犯罪現象形式の眞實の立場に立ち、内容ある社會學的關聯を覓むべきである。

戦争が社會の上にかかる影響を齎すかといふ課題は因果的説明を要求する。すなはち、或確定せられた事實を一定の原因に歸することを要求する。さうしてかうした目標をもつとき、戦争の犯罪學的研究はかの一面的な刑法學的立場とそれに基づく現實と遊離した孤立化を超越することができるのである。モリツ・リープマンの言葉をもつてすれば、「行爲または行爲者ではなくて、人格的、社會的および經濟的關係の唯中に置かれた人間がその研究の對象なのである」。

由來戦争は社會科學における巨大な實驗であるといはれてゐる。社會科學の一分科たる犯罪學にとつて

も亦一つの大きな實驗たることはいふを俟たない。社會科學の領域にあつては人爲的に種々の條件を與へて原因とその結果を究めることは難い。しかるにそのことを能くせしむるものは戦争なのである。ゆゑにその實驗の成果に徴して將來における犯罪現象の超克と豫防に資することは犯罪の研究に従ふ者の當面の任務であらねばならぬ。

ところで、此の研究に當つてはその客觀性を期するため先づ統計的研究に出發せねばならぬことは勿論である。しかしながら統計の結果はかうした研究の豫件たるに止まつて、決して問題の解決とはならない。統計的數字は謂はば死せる材料である。これを生かすものは個々の現象の精確なる認識である。すなはち、一方に個別觀察が必要とされる所以である。一々の場合に實際上得た經驗を評價することによつて得られる心理學および社會學的考察がこれを裏付けるとき、かの「大量的個別觀察」が完成されるのである。

おのおのその自國における「戦争と犯罪現象」に關し好著を公けにしたリープマンとエクスマーはいづれも此の方法を採用したのであつた。その意味において行刑の實踐に當つてゐる刑務官は比ひない研究の便宜をもつてゐるものといへよう。此の方面に應て眞摯にして且つ實り多き研究の現れんことを翹望する所以である。

昭和十三年五月下浣

日 沖 憲 郎

# 釋放者保護の確保と刑務作業

近藤貞次

## 目次

- 一 釋放者保護の確保と行刑
- 二 刑務作業の發達と釋放後の成績
- 三 刑務作業に對する批判
  - A 刑務作業の授産的價値に對する批判
  - B 作業偏重の非難
- 四 釋放者の失職事由の再検討
- 五 他律的訓練より自律的訓練へ

### 一 釋放者保護の確保と行刑

今や時局は國民精神總動員の強化を益々要請して居る。國民精神總動員は換言すれば舉國一致である。此の舉國一致を實現するためには、積極的にこれに對する種々の方法が講じられなければならない一方、消極的には、舉國一致を破壊したり攪亂する様な要素の排除防遏に務めなければならない。國家の統一を破壊乃至攪亂する要素のうち、見

逃すべからざるものゝ一つは犯罪である。かゝる見地からする時は、犯罪の豫防、再犯の防止は目下の急務中の急務である。

再犯は如何にすればこれを防止することが出来るか。此の再犯防止に關しては種々の方策が考へらるべきであらう。これらの方策のうち、釋放者の保護と云ふことは最も重要な方策の一つである。そこで、現在に於ける刑政思潮に於ては、保護と云ふことが極めて重要視されて來て居るのである。

檢察、裁判、行刑、保護、これは國家の犯罪防遏に對する四つの手段とされて居る。平面的に見れば、此の四つの手段が連絡統一された時、犯罪防遏上最も効果あるものである。併し今、話しを少しく歴史的にするならば、第二十九世紀に於ては、檢察中心、裁判中心、行刑中心の時代は過ぎて、保護中心の時代であると言はれて居る(註)。釋放者の保護を確保し得るならば、再犯防止に大いに役立つべきことが強調されて居るのである。今の時代に於ては、受刑者が釋放されたからとて、單にそのままに放任して置いたのでは再犯防止に對して萬全を期し得ないとなし、その釋放されたものを保護することによつて、完全に犯罪が豫防され得るものとして居るのである。かやうなわけで、今は、釋放者の保護と云ふことが極めて重要視されて來て居る。

この様に、保護が重要視されて來たことによつて、行刑の重荷なり責任なりが多少でも軽くなつたかと云ふに、決してそれ所ではない。成程、行刑のみが重要視されると云ふ時代ではないかも知れない。併し、再犯防止上、行刑は、保護と離る可からざる關係にあるものとして、保護の重要性が加はれば加はる程、行刑の重要性も亦二倍にも三倍にもなつて來るのである。何か保護中心と云ふと、行刑の方はそれ程重要でもない様に聞える嫌ひも無いではないが、さう云ふことは絶対に有り得ないことである。何となれば釋放者の保護が完全に行はれるためには、刑務所に居る間に、刑務所を出てから充分保護してやれる様に教育して置かなくてはならないからである。如何に保護の手を充

實したからとて、どんな者でも充分に保護出来ると云ふものではない。其處にはおのづから限度と云ふものがある。だから、よく保護しなければならぬと云ふことは、行刑をよくしなければならぬと云ふことにもなるわけである。行刑から保護へと云ふ言葉があるならば、保護は行刑からと言ふ言葉もなくてはならないのである。

それならば、今の行刑は果して、今述べた様な角度から見て充分と云ふことが出来るであらうか。——私は自分の机の前でいつもさう考へながら、刑務所の姿を眺めて居る。作業については特に私の關心の存する所である。そこで、これから、保護から見た作業訓練、さう云ふことを主題にして筆を運び度いと思ふのである。さうして、此の事について述べることは、結局、作業訓練に於ける技術的なるものと精神的なるものについて述べることもなる。作業訓練に於ける技術的なるものと精神的なるものについて述べる間に、受刑者が社會に復歸してから後の職業生活を保證する様に作業訓練をなすことに關する考察が行はれる筈であるからである。

註 森山武市郎博士『我國の司法保護事業の現勢に就て』、少年保護、第三卷（昭和十三年）第一號第二號。

### 二 刑務作業の發達と釋放後の成績

近時、刑務作業は、其の技術的方面並びに經濟的方面に於て、非常なる發達を遂げた。さうして、此の發達によつて、刑務作業は技術的經濟的方面に於て、稍其の使命を達成しつゝあると言つてよいであらう。

併し、かく、刑務作業が發達したについては、刑務作業に關する理論の變遷が、その發達を裏付けて居るものであることを忘れてはならない。即ち、昔は、刑務所に於ては作業は懲戒の意味に於て課せられたものであるが、最近に於ては、それが變つて、訓練乃至教化的意味に於て行はれる様になつた。

作業の教化的價值については特に二つの點が強調されて來たやうである。一つは、作業訓練なるものが、性格の陶

治に役立つと云ふことである。此の點で、刑務所に於ける作業の種類を選定は、性格陶冶に効果のあるやうなものになければならないとの意見もある（註一）。

第二の點は、作業訓練を行ふに當つては、受刑者の將來の生計を考慮すべきであると云ふことである。此の點は、特に少年受刑者について強調される所であるけれども、一般受刑者についても言はれて居るのである（註二）。

若し、刑務作業が、かゝる理論的背景を以て發達したものとすれば、その効果は、受刑者の釋放後の成績の上に看取されなければならない筈である。そこで、行刑の任に在る者にとつては、釋放者が再犯をした時、どんな生活をして居たかと云ふことが、重大なる關心事になつて來た。たとひ再犯したにしても、せめて、その再犯の當時、一定の職について居るとか、家事其の他の手助けをして居るとか言つた生活をして居て呉れることが望ましいのである。果してさうかどうか、刑務官はこれを調べることに意を用ひられる様になつた。そこで、行刑當局も、昭和八年から、再犯時の生活狀況を調査して、これを行刑統計年報に集録されることになつた。今、行刑統計年報によつて、昭和八年から十一年迄の再犯者の、再犯當時の生活狀況を調べてまとめて見ると次の表の様になる。

此の表を説明する前に、私は此の表をつくつた時の正直な氣持ちを卒直に打開けて置かなければならない。私は、無職浮浪の數が絶對多數であるのを見て、且つ驚き且つ悲觀したのであつた。

併し、話しは冷靜に進める必要がある。表を見ると、一定の職業に就いて居る者や日稼などの勞働をやつて居る者が相當ある。これは私共の多少の慰めである。併し、無職浮浪の數に比べれば遙かに少い。一定の職業に就いて居る者の數は全體の二〇%乃至二六%であり、日稼其の他の勞働に従事して居る者の數は全體の九%乃至一〇%である。これに對し、無職浮浪して居る者の數は全體の四三%乃至五一%である。即ち、再犯した者の約半數は無職浮浪して居たわけである。

再入受刑者ノ犯時生活方法  
(行刑統計年報ニ依ル)

年 別 再犯時 生活方法	昭 和 八 年	昭 和 九 年	昭 和 十 年	昭 和 十一年
一定ノ職業ニ就ク	4,103	3,538	4,130	3,619
一定ノ商業ヲ營ム	557	671	917	1,455
行商ヲ爲ス	929	831	711	685
農業ヲ營ム	614	682	609	643
日稼其他労働	1,437	1,654	1,629	1,857
店員其他營業人	—	266	620	808
家事ノ手傳	27	23	9	12
家事使用人	20	29	9	6
官吏其他俸給生活	185	242	198	159
父母兄弟ノ家ニ寄食ス	35	16	6	7
親族ノ家ニ寄食ス	27	5	1	1
他人ノ家ニ寄食ス	70	6	1	—
無職浮浪	7,701	9,272	9,136	8,786
其 他	16	903	107	44
計	15,721	18,138	18,083	18,082

斯うなると、刑務作業の教化上の價值について多少の疑問が生じて來ることになる。此のことに關聯して、刑務作業に若干の批判が向けられて居るやうである。次に、これらの批判について少しく述べて見度いと思ふ。

註一 森山武市郎博士『刑務作業に對する教化的考察』、行刑論集(昭和五年)、木村龜二教授『刑務作業の教育的任務に就て』、刑政、第四十四卷第五號。

註二 正木亮氏『監獄法概論』、第四版(昭和九年)一一二頁以下、その他。

### 三 刑務作業に對する批判

刑務作業に對しては色々の角度からの批判があるべきであらうが、此處では、前節に述べた様な次第で、専ら、刑務作業の教化的價值に對する批判について述べることにし度いと思ふ。

#### A 刑務作業の授産的價值に對する批判

(一) 收容者達が、在所中に習得した技能によつて、釋放後生計をたて、居るかどうか、此の問題は特に、木工訓練、印刷訓練等、特別の訓練を施した者について考究された。併し、かく、特別の訓練を施した者も、釋放後に於て、必ずしも在所中に習得した技能によつて生活して居ないことが分つた。況して、一般的の訓練を施した者に於ては、尙更、在所中の業種と釋放後の職業と一致して居ないことが分つた。そこで、此の事實を指摘することにより、刑務作業には授産的價值は極めて少いものであるとの批判が起ることになつた。即ち、受刑者に釋放後に營むべき技能を刑務所に於て授けんとすることは、それ程價值のあるものではないと云ふのである。

此の批判は一應尤もである。此の批判に對して、釋放後の生計に役立つ様な作業訓練を行ふためには、刑務所に更に多くの種類の作業を取揃へなければならぬとする人もある様である。

併し、此の解答は右の批判に對する解答としては、拙い解答である。第一、此の解答は或る程度迄は實現出来るかも知れないが、大體に於て實行不可能と見なければならぬ。迎も、刑務所内に一般社會に見られる様なあらゆる職業を取揃へることは出来るものではないからである。

私は、併し、決して業種の多いことを望まないものではない。寧ろ、業種の多いことを望むものである。たゞ、刑務所内にあらゆる作業を取入れることは出来ることではないし、現在行はれて居る作業の規模を小さくして迄、業種

を多くすることは却てよくないと考へて居るまでである。私は、現在行はれて居る刑務作業の業種は、國家の經濟、社會の現状、刑務所の教育、等々の立場から見て、大體に於て適當な作業が選ばれて居ると思つて居る。

そこで、私は、刑務作業の投産的價値に對する批判は或る程度迄受け容れなければなるまいと思ふ。それならば、受刑者に對する作業賦課に際し、全然、彼等の將來の生計を無視し、彼等の出所後の希望職業との連絡を考へなくてよいかと云ふに、私はそれには全く反對である。出來得る限り、將來との連絡を考へて作業賦課をなすべきであると考へるものである。此の意味に於て、刑務作業は投産的意味を含ませて差支無いと思つて居る。それに就ては、本誌に一つの解決方法を提案したこともある。(註一)。繰返して、其の解決方法の概略を述べることを許されるならば、それは次の通りである。

即ち、所定の作業種目中に、收容者の將來に對する希望職業が無かつた場合、なるべくそれと似通ふた作業を賦課すると云ふことである。所で、常識的に一口に言へば、似通ふた作業であるが、その似通ふた作業と云ふことを、私は少しく科學的に考へて居るのである。一寸言葉が専門的になるが、大體の所を述べて見ようと思ふ。

それは、豫め、刑務所内の各作業に對して作業分析を施し、夫々の作業に必要な性能を調査して置き、他方、本人の希望する將來の職業に對しては、其の職業の職業分析を行つてその職業に必要な性能を調査する。さうして、兩者の性能を照し合はせて見て、比較的重要な點で共通性を有する所の業種を選んで賦課する様にするのである(註二)。

私が、在所中の作業と出所後の職業が一致しない場合が多いとの批判を受け容れ乍ら、而も、刑務作業の投産的價値を認めようとするのには、更に理由がある。それは、今日の行刑が、受刑者の社會復歸と云ふことを目的とするものなる以上、彼等の將來を無視して作業を賦課することは行刑の自家撞着になるからである。そればかりではない。彼等が釋放されて歸つてゆく社會は複雑である。出所迄、出所したならば營まうと思つて居る作業を、出所後そのま

ま營めない事情に出會す場合はいくらもある。已むを得ないのである。だから、單に、在所中の作業と出所後の職業が一致しないとの一事を以て、直ちに以て、刑務作業の投産的價値を全面的に否定し去ることは出來ないのである。

註一 拙稿『無期受刑者の適性分類と刑務作業の諸問題』、刑政、第五十卷第六號

註二 此の考へ方の基礎をなすものは適性分類である。此の適性分類のことは、作業の能率を高め、事故を減少せしめる上に、大いに役立つものである。今や、事變下の刑務作業は極めて多忙である。能率増進と事故防止を兩立させること、これは目下の重要問題である。併し、この問題は他の機會に譲り度いと思ふ。

(二) 刑務作業の投産的價値に對する第二の批判は、作業を新に教へると言つても希望者が無からう、と云ふことである。

他の所はどうか知らないが、少くとも刑務所に關しては、右の如き批判は其の實情を知らない者の言である。刑務所で、木工訓練や印刷訓練をすると云ふので、希望者を募集すると、選擇に困る程希望者がある。これらの希望者の中には稍變つた意味で申込んで來るものもある。それは、官の方で許されるものは兎に角一應何でもやらなければ損をする、と言つた様な意味合から申込んで來るのである。併し、全部が全部斯う云ふ者ばかりではない。彼等は出所後何とかしなければ生活してゆけない者である。そこで、出來ることなら、手に職をつけて歸らうと思ふのである。此の點、普通人の場合とは大いに違ふ。希望者が無いなどと云ふ心配は毫もない。従つて、さう云ふ批判は刑務作業についてはあたらなないことになる。

斯う云ふ傾向は成人よりも少年に於て特に著しい。それは、成年受刑者の中には一かどの技能を持つた者も多いが、逆に、少年受刑者に於ては、一定の技能を持つた者が少いからである。此の意味から言つて、少年刑務所に於け

る刑務作業の持つ投産的價値は寧ろ大なるものがあると言つてよい。

併し、稀に、刑務所などの作業に就くことをも希望しない者がないとは言はれない。此の場合も、普通人とは異り、此の考に、なんでも構はない、たゞ單に一定の作業を強ひると云ふわけにはゆかない。正業に誘導して、釋放後適法なる生活を営ましめる様にすることが行刑の究極目的であるからである。矢張り、其の者の適性を調査して、その適性に應ずる様な作業を賦課してやる様にしなくてはならない。だから、刑務所では、適職を持たない者に對しては、其の者の欲すると否とに拘らず、投産の意味をも考慮して、なるべく適性に合した作業を賦課しなくてはならぬ。

(三) 最後に、作業は、投産と云ふことに重きを置くと、勞働習慣の涵養に稍支障を來すのではないかとの懸念がある。これは作業に投産の意味を持たせることそのことが悪いのではなく、作業訓練の仕方が悪いのである。即ち、作業の技術的なるものに重點を置き、精神的なるものを輕視する所に、さうした懸念が生ずるのである。此の點に就ては從來の作業訓練に反省を要する點がないでもない様に思はれる。作業訓練に於ては、技術的なるものを教へると同時に、作業に對する受刑者達の心構へを正しく導く必要がある。再犯者達が再犯當時、無職浮浪して居た者の多いことは前述の通りであるが、彼等が失職した事由を調べて見るならば、更に、精神的なるもの、訓練が如何に大切であるかと云ふことが分る。此の點については、別に節を改めて述べる心算である。

B 作業偏重の非難

前述の如く、少くとも、再犯者の再犯時の生活状況から見て、現在の作業訓練が充分に其の所期の目的を達して居るとは言はれない。さうして見ると、時折耳にする作業偏重の聲は、一應耳を傾けて反省して見る必要があらう。尤も、作業偏重なる聲が起り始めた抑々の原因から見ると、必ずしも根強い論據があるわけでない。刑務作業は、

新しい文化の光りを受けて、懲戒的なるものから教化的なるものに變り、機械其の他の設備を充實することによつて、其の新興勢力を日一日と高めたのであつた。これに對して、戒護や教誨は、此の新興勢力に對して新鮮味を加ふることなく、舊態依然たるものがあつた。ために、戒護や教誨は稍陰がうすくなつたかの觀を呈した。勢ひ、戒護や教誨の方面から作業偏重の聲が起つて來る様になつた。併し、斯う云ふ意味から言ふと、作業が偏重されたと云ふよりは、戒護や教誨が舊態依然として新興作業の水準に到達して居なかつたと見るべきであらう。勿論作業が強化されたことに直接間接の原因を持つ事故も無いではなかつた。さうして、人々は此の事故を以て作業偏重の論據ともした。併し、かゝる事故も、設施が新しくなつたのに取扱ひは昔の儘であると云ふ、新設施と舊取扱ひの開きの所に、眞の原因があるのではあると見るべきである(註)。

で、斯う言つた意味での作業偏重なる言葉は、それ程傾聴に値するものではないが、現在の作業の經營方法が、餘りに技術的なるものに重點を置いて、精神的なるものを忽にして居るとの意味のものならば、行刑本來の目的から見て、大いに傾聴する必要があると思はれるのである。それは、今日の作業訓練がそれ程釋放者に役立つて居ないのも、一つには、此處にその原因があると思はれるからである。このことは、釋放者の失職事由を調査して見ると、更に此の感を深くするのである。で、次に進んで、釋放者の失職事由を考察して見ることにしよう。

註 事故の原因が新設施と舊取扱ひの開きにありとする考へ方に就いては、正木亮氏『アメリカに於ける行刑の要點』、法學志林第三一卷第一二號、大塚郷二氏『アメリカに於ける監獄暴動』、刑政第四十三卷第二號。

四 釋放者の失職事由の再検討

釋放者の失職事由を調べて見ると、職業に對する技術よりは、心構へに於て失敗して居るものが多い。今、其の主

なる點を列擧して見ようと思ふ。

(一) ひがみ強く明朗性少し。

釋放者達にはどこか暗い所がある。どちらかと言ふと、強いひがみを持つて居て、物事を常に暗い方へ暗い方へと考へてゆき度がる傾向がある。言葉使ひや文章などを見て馬鹿丁寧で、特殊の型がある。卒直な所が無いと言へば言へないこともない。趣味などにしても一種の癖がある。これは知らない者には分らないかも知れないが、知つて居る者から見ると、趣味や文章を見て、直ちに、それはどう云ふ人達の文章であり趣味であるかが推察出来る。思ふに、これらのものは、受刑者そのもの、特性ではない。牢屋時代から刑務所と呼ばれる様になつた今日迄の歴史的空氣がさうさせて居るのである。牢屋時代を背景とする此の歴史的空氣が今も尙存續して居ることについては大いに研究を要するものがあらうと思ふ。

釋放者達が此の特殊のひがみ方をした暗い気持ちを有することは、彼等が明るい社會に生活をしてゆく上にどれだけ邪魔になつて居るか分らない。何か問題が起ると、大抵の場合暗い解決方法を選ぶ。これが、彼等が社會から嫌はれる最大原因の一つである。例へば、舊惡がばれる。さうすると、直ちに自暴自棄になつて飛出してさう云ふ場合、更生の途上にあることを卒直に打掛けて社會の協力を乞ひ、自分として、それらの試練に耐えるべき意氣を示さなくてはならない所である。

(二) 自立心少く依頼心強し。

暗い気持ちを有する釋放者達は、自ら切り開いて行かうとする心意氣に乏しく、どちらかと言へば依頼心が強い。これは、従來、釋放者達をあまり弱い者と見過ぎたことによるのではないかと思ふ。暗い気持ちを有する者を弱い者扱ひにする、どうしても其處に自立心が起りにくいことになる。よく、釋放者達は依頼心が強いと云ふ非難を聞き、

事實又、そのために失敗して居る者もあるのであるが、今少し、彼等の依頼心の強い原因を究明して見る必要がある様に思ふ。

即ち、従來は、與へる方の研究は可成り盛であつたが、與へられる者の方の研究が、これと釣合つて居なかつた様に思はれるのである。與へるのは、與へるそのことが主眼ではなくて、釋放者達を、與へられる必要が無い様にするために、與へるのが主眼なのであらうと思ふ。で、常に、與へる方では、與へられる者の自立心を喚起する様にして與へなくてはならないのである。一人で立上れるだけの自信を彼等に持たせながら、援助すると云ふのでなければならぬ。弱いから援助すると云ふのでは、自立心の助長とは反對に、依頼心の助長になる。

(三) 反省心少く理窟多し。

受刑者達に反省心少く理窟の多いことも、出所後彼等を失敗させて居る一大原因である。このことに就いても、矢張り、よく研究する必要がある様に思ふ。従來は、釋放者に對してのみでなく、在所中の者についても、優遇する方のことは仲々よく研究されて來た様であるが、優遇を受ける受刑者達の心構へについては餘り深く研究されなかつたのではないかと思ふ。私共が聞くのは、單に、彼等に報恩感謝の念が乏しいと云ふことのみである。或はさうかも知れない。併し、さうした気持ちを起させることについて研究されたか。

話しが少し教誨めいて來たから、言葉を佛教にかりて説明して見よう。佛教で無我と云ふことをよく言はれる。我を無くせよと云ふのである。何故に、これが大切なのか。それは我が充滿して居たのでは、佛の教へがはいる餘地がないからである。なにもかもからつぽにした折に佛の教へは自然にはいつて來るからである。今迄、雜念に滿された受刑者達の頭をからつぽにすることにどれだけ努力が拂はれたか。雜念を持つたまゝ、又、つめ込まれると云ふのが少くとも従來の實際であつた。そこで、優遇を新しく見直された形で與へても、受ける者の頭の中には古い考へが

一杯に詰まつて居るから、其の優遇を新しい意味にとるわけに行かない。彼等の頭の中には未だに應報觀念や囚人根性が充満して居る。斯う云ふ頭で優遇を受けても、それを單なる優遇としてしか受け客れず、自分の生活が一步普通人の生活に近づいたとは考へられないのである。だから、例へば、看讀書籍の様なものでも、讀まうと讀むまいと、兎に角、許された冊數迄借りなければ承知出来ないものである。許されなければ不平を言ふ。斯う云ふ様なことはあらゆる點に於てさうである。だから、いつも、刑務所には、不平と理窟が満ち溢れて居る——少しく、大げさであるが、大體さうである。

斯うした考へに頭が満されて居るから、又、彼等は反省することが出来ない。何か事があれば何よりも先づ喧嘩腰である。靜かに考へて見ることが出来ないのである。

#### (四) 社會生活に對する夢。

釋放者の中には在所中に描いた夢、空想を實現せんとして失敗して居る者が非常に多い。彼等は一旦は社會にそむいた者ではあるが、刑務所にはいつて見れば、社會は憧憬の世界である。従つて、社會を美化して眺める様になる。ために、社會に對する考へが、次第に現實から遠ざかつて空想的になる。

而も、受刑者達にとつては、社會の姿は、高遠なる教誨、多忙なる作業、斷えざる鋭い監視の間を通して、チラホラ見えるに過ぎない。チラホラ見える社會の姿は愈々美しく見える。その上、食ふ心配は少しもない。如何に不平不満を並べ、理窟を言つても、喰べる方には影響しない。彼等は空想に空想をかさねて、美しい夢を形づくる。さうして、その夢をそのまま社會に持出して、身分不相應に手廣い商賣を始めたり、賞與金の全額を投じて洋服を新調したりする。

だから、受刑者達に對しては、彼等自身の本當の姿を反省させる一方、社會の實情をよく理解させる必要がある。

所謂精神教育に役立つ逸話的社會相のみでなしに、もつと生々しい現實を知らせる必要がある様に思ふのである。

以上、釋放者の失職事由に關し、特に其の精神的方面を強調して述べて來たが、これからの行刑は、これらの點を補ふものでなければならぬであらう。少くとも釋放者の保護の確保と云ふことから見ると、さうした行刑が望ましい。次に、特に、作業訓練に關し、今少し考へて見度いと思ふ。

#### 五 他律的訓練より自律的訓練へ

釋放者の再犯時に於ける生活狀況を調べ、彼等の失職事由を再検討した後、於て、作業訓練なるものを見直して見ると、其の經濟目的と教化目的は共に大切なものであるが、教化目的に沿うて、更に精神的なるものに意を用ひる必要がある様に思ふ。

此の意味に於て先づ第一に考へさせられるのは、刑務作業の意味が懲戒的のものから教化的のものに變つた、その意味の變遷が、受刑者自身の反省する所となつて居るかどうかと云ふことである。前節にも述べた様に、獨り作業に於てのみでなく、受刑者達には、先づ第一に反省をなさしめ、現在並びに將來に對し確乎たる心構へを決定させるべきではなからうか。實際、行刑は受刑者の反省から始まると言ふことも出来る。

作業の教化的意味については、第一に、其の作業の國家的價值を認識させ、依つて以て彼等も國家の一員たることの自覺を持たせる様にしなければならない。又、自分に賦課された作業は、やらされるからやると云ふのではなしに、自分が將來適法な生活を營む上に、此の作業は立派にやり終さなくてはならない所以を自ら覺る様でなければならぬ。即ち、作業は、他律的のものから自律的のものへ移行しなければならないのである。かくの如き態度を以て作業に従事するに於ては、若し、その作業がやり通せるならば、社會に出て立派に自立出来るものであることの確信

を持たせる様に誘導しなければならない。かやうに、自律的態度を以て作業に従事せしめるならば、労働の習慣も自然に其の間に於て涵養されるであらう。さうして、刑務作業は、授産的意味を持つ一方、労働の習慣を養ふ目的にも叶ふ様になるであらう。かゝる刑務作業ならば、釋放者の保護を確保する根柢となり得るものと言ふことが出来やう。従つて、刑務作業に對する前述の批判も解消することになるであらう。

併し、刑務作業をかくの如く經營するについては、受刑者の收容に關し、若干の考慮を必要とするものである。即ち、

(一) 精神的なるものゝ教育には相當の判斷力を必要とするから、低能者は之を區分しなければならない。

(二) 反省に出發しようとするから、訴訟症の如き精神病者乃至精神變質者も亦區分されなければならない。

(三) 刑務所全體の雰圍氣が殺伐であつては所期の目的を到達することが出来ないから、兇惡なるものは矢張り區分しなければならない。

(四) 強労働をなす必要があるから老人や病弱者は別に收容した方がよい。老人や病弱者に對して加へなければならぬ。

### 日本固有法に於ける刑法思想 (一)

細川 龜市

- 一 緒言
- 二 親權的思想
- 三 連帶的思想
- 四 罪刑不定主義 (以上本號)
- 五 刑罰の目的
- 六 權威主義

#### 一 緒言

わたくしの今ここに多少論じて見ようとするのは日本固有法における刑法思想の中で特に顯著な事實であり、刑法形成上に基本的な意義を帯ぶる問題に限定せむとするのであるが、元來、日本固有法なるものは凡そ外國法の影響を受くることなき日本固有の法、これを最近のナチスの表現を用ふれば大和民族の法を指すものと言ふべ

きであるが、しかし寸毫も外國法思想の影響を受くることなき純粹の大和民族のみの法なるものは本稿の不可缺的前提とするものではない。何となれば、比較的固有法の色彩もつとも強き大化改新以前の古代法に就いて言つても、既に早くから開けて居た古代支那や三韓などの通交によつて諸種の文化的影響を受けて居た當然の結果として、法制においても亦純粹に孤立的なものたり得なかつたからである。彼の推古朝における冠位法が朝鮮の法制を模倣したものだと言はれるのはその一例である。況んや年月の進むとともに支那法と多大の接觸をなして彼の中古の律令を生むに至つては日本の法制を支那法によつて編成替してしまひ、少くとも成法上においては固有法の面影を止むるもの甚だ鮮少な状態に立到つたのであつた。しかして、かくの如き律令は平安中期から

死法化して行つて、それに代り再び固有法が復活し擡頭したのであるが、その中において支那法思想は全然皆無とは言ひ得ざるものがあつた。徳川時代の法制また然りである。彼の儒教的教化主義の思想はその代表的なものと言ひ得よう。

されば、かように考へて來ると日本固有法と言つても全然外國法の影響を受けざるものばかりではない。その中の或る部分は外國法思想を採取せるものなきにしもあらずであるが、しかし、ここに注意すべきは左様な部分にあつても外國法思想を日本的に鍛錬し日本民族の生活と思想に適應する如くに日本化されて居る點についてである。例へば右に一言せる儒教的教化主義は『孝道』をその基本的思想とするものであつて、中世刑法も徳川刑法も共に以てこれを採用して居るが、しかし『孝道』に對する刑法思想は決して支那的なものではないのである。沉んや、我にあつては『孝』と共に『忠』が最も重視されて居る如きは教化主義の日本化せる事實を最もよく示せるものであると言はねばならぬ。

この故に、わたくしの本稿において明らかにせむとするところは實にかかる意味における日本固有法を對象とするものであるが、更に又ここに説かむとする問題にし

同じである。

### 二 親權的思想

大化以前の古代刑法が如何なる親權的思想を具現して居たかは不幸にして全面的にこれを明かにし得ないものがあるが、その家族制度における父權的なものから推究すれば刑法も亦やはり甚だしく親權的なものであつたに相違ないと考へられる。親が子を奴隸として賣り得たこの時代にありては刑法が親權的なものであつたと考へることは甚だしく不自然であると言はねばならぬ。

ところで、大化改新以降急速に支那の法制を移植するに及むで律令の中に儒教的教化思想が最も鮮明な姿を以て描き出され、各種の特色ある規定を見ることとなつた。例へば、律の最も重視する八種の犯罪たる『八虐』の中には尊屬に對する罪として『惡虐』と『不孝』との二種を掲げ、すこぶる重刑を科したのである。例へば惡虐といふのは祖父母父母を毆打し及び殺さむとし、或ひは伯叔父姑兄姉外祖父母・夫・夫の祖父母父母を殺すの罪であつて、これ等はいづれも律の極刑たる斬刑に處せられる。言ふまでもなく、かかる犯罪は天人ともに許さ

て日本固有法のみ獨得のものにあらざる事項がないではない。例へば罪刑不定主義の如きはその最も顯著な例であつて、人民の生命・身體・名譽および財産を尊重し裁判官の專擅を制抑せむとする罪刑法定主義なるものはフランス大革命の産物に屬するところ、これ以前の刑法が專擅的な罪刑不定主義を採つて居たのは洋の東西を問はない舊時代に共通の事實だつたのである。されば、か

の如きは日本固有法の特質でないこと言ふまでもないのであるが、それにも拘らず特にこれを擧げるのは、かかる刑法上の基本問題を除外するの不當であると考へたからに外ならない。さて、わたくしは日本固有法における刑法精神として特にその親權的思想と連帶主義と罪刑不定主義とさうしてその刑罰目的における權威主義とを重視するものである。これ等はいづれも刑法の基本的精神を構成して居るのであるが、しかし近代刑法とは全然その趣を異にせる點において特に興味ある問題と考へる。しかして、これ等の中には前述の如く支那法の影響を受けたる部分がないではないが、しかしそれも多分に日本化せられて居ること前陳の通りである。そのことは彼の中世ゲルマン法と雖もローマ法の影響を受けたるもの絶無でないのと

ざる、孝道思想に反するものであると考へられたからに外ならない。次に不孝といふのは、祖父母父母を告言(告訴・告發)し詛言し、及び祖父母父母が在世中に籍を別にし財を異にし、或ひは父母の喪中に婚姻したり、若しくは父母の喪中に音樂を奏し、喪服を釋きて吉服を着し、また祖父母父母の喪を聞くも匿して擧哀せず、或ひは詐りて祖父母父母が死せりと言つて暇を求めたり、更にまた父祖の妾を奸する等の犯罪であつて、これ等にはそれぞれの刑罰が定められて居るのである。

かくの如きが如何に支那思想と支那法とにその範を採れるものなるかは茲に敢て多言を要せざるところであつて、その一斑はすでに故桑原文學博士が『支那法制史論叢』において興味深く論明せられたところであつた(一)。しかして、かかる支那的刑法が儒教思想に基く親權的なものであることはいふまでもないが、これは實にわが中古における刑法に外ならないのである(二)。

一 桑原博士『支那法制史論叢』第三六五頁以下参照。  
二 かように親權を重視したるに反し、卑屬の刑法上の地位が如何に顧みらるるところとならなかつたかに就いては思ひ半ばに過ぎるものがある。この點に就き拙著『日本固有法研究』第六頁の所述参照。

然るに、このように親權的な内容を有つ中古の刑法(律)は平安時代に入つて次第に行はれなくなり、檢非違使廳の慣例法にその席を譲りつつ中世に入るに及むでは遂に武家刑法が主導的なものとなつた爲めに有名無實化してしまつた。實に中世は武家刑法が支配的な地位を占めた時代である。

ところで、武家刑法なるものは公家刑法(すなはち律)を模範とせるものではなくて遠く平安朝時代に武家の間に發達し來つた慣習法であつて日本固有のものであり、律の如き刑法のみの成文法典を有して居らないのであり専ら先例と道理を基幹とした。従つてこれが繼受法にあらざること言ふまでもないのであるが、それにも拘らず武家刑法は矢張り親權的なものであつた。換言すれば、孝道思想に基く教化主義を採用して居つたのである。例へば、父母の遺命に反する者をば『死骸敵對の罪』に處し、祖父母父母に對して子孫を義絶するの權能を與へ、更にまた祖父母父母の教令に違反する者をば教令違反の罪に處し、父母を被告として訴訟することを許されず等等(三)、やはり其處には卑屬が尊屬に孝養を盡さねばならぬといふことが根本思想として攝取せられて居るのであつて、この精神に違反すれば犯罪を構成した

せられ、主人・師匠は家來や弟子に對し一種の親權に類せる權利を有したのであつた。故に、家來・弟子が主人・師匠を被告として訴訟するも原則として受理せられず、且つまた後者は前者に對し一種の生殺與奪權をすらも與へられて居たのである。

かように觀て來ると日本固有法における刑法は東洋的道德をその基本思想の一つとせることが知られるのであつて、現代刑法とは甚だしくその趣を異にせるものあるを知らねばならない。しかして、このように親權的な刑法は、親權を尊重し保護する點においては遺憾なきものであるが、他面、親權には義務の觀念が十分に自覺されて居らない爲めに卑屬の生命・身體・名譽および財産が常に親權の前に曝されて居た點に注目せしめられる。今われわれをして言はしむれば、かかるものから卑屬を保護し且つ親權も義務を伴ふものなることが自覺されるに至つたところに、實に刑法の偉大な進化的・文化的意義があるものと考へる。

- 四 拙著『日本固有法研究』第一〇頁以下。
- 五 拙稿『徳川刑法の三原則』(公法雜誌、第三卷第一號、第四六頁以下)参照。

のである。然るにこれに對し、尊屬は卑屬に對し刑法上特別に責任ある地位に置かれるところなく、寧ろその欲するままに行動し得たと言つても過言ではない。

親權を特別に尊重することが東洋(儒教)道德の一特色であるとするならば、わが國土に自然發生的に生成せる武家法と雖も矢張り東洋道德を攝取することの例外たり得なかつたことがこれに依つて知られるのであつて、これ取りも直さず東洋道德の日本化であると言はねばならない。それは律令の如き支那思想の單純なる模倣にあらずして、日本人の民族的感情に應適せしめられたものとして具現されて居るのである。

三 拙著『日本固有法研究』第一二〇頁以下。  
されば、中世刑法の後を受けたる徳川刑法が親權的なものであるのは毫も怪しむに足らないのであつて(四)、御定書百箇條にはこの點に關し諸種の注目すべき規定が見出される。このことに就いては曾て詳細に述べるところがあつたから茲では特に省略して置くが(五)、兎も角その親權的な點においては中世刑法といささかも異なるところが無いのである。  
そののみならず、尊屬と卑屬との刑法上の關係は同時に移して以て主人と家來・師匠と弟子の間にまでも推及

### 三 連帶的思想

近代的刑法はその個人主義的思想の結果として刑事責任は各個人が各々獨立的にこれを負載し、犯罪人と身分的或は職務的關係にあるの故を以て訴追せられることがない。今日の思想を以てすればかくの如きは事理まことに當然であつて敢て異とするに足りないが、舊時代にあつては寧ろその反對であり、従つて、かかる刑事責任の個人主義制度が出現するためには矢張りフランス革命といふ頗る貴重な過程を経ることを要したのであつた。

さて、わが古代においては如何にして刑事上の連帶的思想が制度化されて居たかは明らかでないが、民族的社會生活の團體的性格の故に恐らくかかる制度が廣汎に行はれて居たであらうと考へられる。罪ある者の一族を剷滅し盡したといふ説話がしばしば見えるのは恐らくかかる意味のものであらうと思ふ。また氏族の首長が犯罪人の一家を斷滅せしむるようなことも日常決して珍らしいことではなかつたらうと考へられる。このようなことは寧ろいづれの古代民族にも共通に見られた現象だと言ひ得るのであつて、古代刑法は歴史上もつとも團體的なものであつたから刑事上の連帶責任思想も亦甚だ濃厚であ

つたと言はねばならぬ。しかし、今日これ等を総合的に知ることが出来ないのは遺憾である。

然るに、中古に入つて律令を支那より移植するに及ぶと、ここに律の中に刑事上の連帯に就き諸規定がなされるに至つた。養老の盜賊律に依れば、凡そ謀反人の父子はこれを没官し（但し年八十及び篤疾者はこれを免す）、その祖孫は遠流に配し、兄弟また遠流に處せられるのであつて、謀反人の父子・祖孫・兄弟は犯罪に何等の關係がなくとも、ただ謀反人と一定の親族關係に在るといふ理由によつてかくの如く處罰されるのである。山陵および宮闕を毀たむとする謀大逆に就いても亦同じ。かくの如きを縁坐と言ひ、これに依つて肉親相戒しめて罪に陷ることなからしめむとする一種の教化的思想に立脚して居るのである。これに對し連坐といふものがあつた。當時の官制に依れば、一般に官廳はすべて長官・次官・判官・主典の四等官を以て構成せられ、この四等官の内一人が罪を犯せば他の三人は連帯して刑事責任を訴追せられたから、一種の監察的意義を有する。勿論これは支那法の模倣以外の何物でもないから中世の固有法ではこの連坐制度を採用しなかつたけれども、前述の縁坐制度は恐らく日本固有のものであらう、中世固有法では大いに

果である。しかし、縁坐とか連坐とかは少くとも成法上では支那法の影響によつて初めて成文化されたものの如くであるが、連坐は兎に角として、縁坐は矢張り古代の固有法に既にその端を發して居たものであらうと考へられる。殊に郷村の刑事的連帶責任に至つては一層日本の地に生えた固有的色彩を濃厚に示せるものがあるのである。しかして、かかる制度は犯罪を防止する上において甚だ役立つものの如く考へられるのであるが、それにも拘らず猶ほ舊時代に犯罪人の甚だ少くなかつたのは抑も何を物語るものであらうか。

#### 四 罪刑不定主義

一般に、何が犯罪であり、また如何なる犯罪に對して如何なる刑罰を科するかといふことを成文法上に明定して置くことは人權を確保する上において最も必要である。何となれば、若しこれなかりしとせば、裁判官はほしいままに犯罪人を『製造』し、また不當に刑罰を科したり、或ひは刑罰を科すべき者に科刑を免じたり乃至は單に輕き處罰にて止むる如き不合理・不公平を來す結果となり易いからである。かくて國家刑罰權の公正を期し得ず、また刑法をして社會防衛の目的を達せしむることも不可能であると言はねばならぬ。

然るに、舊時代においてはかような不合理・不公平が

これが發達したのであつた。

すなはち、中世の武家刑法においては大いにこれを採用し（一）、降つて戰國時代の諸大名も亦そのみづから制定せる分國法において常に親族間のみならず、犯人を出せる郷村全體をして刑事責任を負はしむる如きことを行つたのであつた（二）。これに續いて出でたる徳川刑法また連帶主義を採用したことは曾て詳細に論述したところの如くである（三）。

- 一 拙稿『中世における武家刑法の基本主義』（刑政、第四十八卷第一二號、第三三頁以下）。
- 二 拙稿『戰國時代における伊達家の法制』（法學志林、第四十卷第二號、第四四頁以下）及び同じく拙稿『近世初期における長曾我部氏の法制』（法律論叢、第十七卷第一號、第六二頁、第六四頁以下）。
- 三 拙稿『徳川刑法の三原則』（公法雜誌、第三卷第一號、第四九頁以下）。

さて、かような連帶主義は個人が『我』を自覺して居らなかつた當然の產物であつて、個人は個人として存在するのではなくて親族とか郷村とか五人組とかいふ一の團體の一員として存在するものであるが故に、かかる團體の中から犯罪人を出せば團體の構成員或ひは團體それ自體も亦その責任を免るる所以にあらずと考へられた結

何の不思議もなく行はれて居たのであつて、フランス大革命における『人權宣言』によつて初めてこれが芟除せられたが、わが日本では明治初年に至り漸くその實現を見たのであつた。

元來、日本民族は廣く知られて居る如く『言擧げ』せざることを以て一種の民族的特色とせられて居る點からも知られるように、法律生活は慣習法主義であり、従つて成文法を作らうとしなかつた。大化以前の古代において纔に推古朝の冠位法と僧尼法と十七條憲法との三種を擧げ得るに過ぎず、殊に刑法に至つては全然見るべきものなきは日本民族の慣習法主義を甚だよく示して居る。されば、かかる時代において犯罪と刑罰とが法に明定されなかつたは毫も怪しむに足りないところであつて、それは文化いまだ開明せざりしことの外に一種の民族的なものであること後代の刑法と併せ考へても明らかである。

然るに、大化改新以降において支那法を大規模に移植することとなるに至り、おのづから事態の根本的な變化を遂げて律といふ立派な刑法典が編纂せられ、そこに一種の罪刑法定主義に近きものが定められた。すなはち、養老の斷獄律に依れば、凡そ罪を斷ずるには皆すべからく律令格式の正文を具引すべく、また臨時の處分にして永格となすべからざるものを引用することは堅く禁止せ

られて居るのであつて、かかる點に律における一種の罪刑法定主義が見出されると言ふことが出来る。但し、律のこのような規定は勿論近代的罪刑法定主義思想に立脚して爲されたものでは決してなく、従つて養老の雜律には裁判官に異常な権限を與へ、凡そ爲すを得べからずして之を爲せば笞四十、事理重ければ杖八十に處する、と定めて平然として居る所以である。されば中古の律は近代的な罪刑法定主義を全然自覺せざるものではあるが、兎も角、犯罪と刑罰とを一應網羅的に列擧するの態度を採つて居ることだけは十分にこれを知つて置かねばならぬのである。

しかし、凡そかくの如きはただ單に支那法を摸倣したに止まり、必らずしも止むに止まれぬ實際的必要に基いて爲されたものと考へられぬからこそ、中世に至り武家刑法は特に刑法典を編纂するの業を起さず、ただ纔に御成敗式目の中に極く斷片的に刑法的な規定を若干設けるにしか過ぎなかつたのである。しかも、それは嘗に刑法のみに限つたことではなく、財産法にしても親族法にしても訴訟法にしても皆左様であつたと言ひ得るのである。刑法典を編纂する如きことは矢張り中世日本人の必要とするところではなかつたのであらう。

されば、そのことは必然的に罪刑不定主義に陥らざるを得なかつた(一)。勿論、斷片的には刑法的成文の存す

ること前陳の如くであるが、それらは九牛の一毛にしか過ぎず、原則として不文法的刑法が行はれて居たのである。殊に當時の如き武家の專擅主義の時代においては犯罪人を捕へると十分に審理を盡さずして斷罪することが頻繁に行はれたのであるから、犯罪と刑罰とを法定する如きは寧ろ無用であつたと言ふべきであり、且つ又人權を尊重するといふことが意識されて居らなかつたのであるから罪刑法定主義などに想到することは寧ろ不可能であつたのである。

一 中世の武家刑法における罪刑不定主義に就いては、拙稿『中世における武家刑法の基本主義』(刑政、第四十八卷第十二號、第二九頁以下)参照。

ところで、降つて徳川時代に入りても罪刑不定主義は何等變るところなく行はれ、成文法は民にその内容が知られて權威を失墜する危険があるとの理由により最初から成文法の編纂を意識的に行はなかつた。故に寛永年間に町奉行が從來の判例を編纂せむことを上申したるもこれを許さず、刑法は専ら先例によつてのみ運営されて居たのである。けれども、判例は年を逐ふて増加するばかりであり、これが爲めに裁判所では判例を検索せしむるために特に例繰方なる役人をしてその職務を採らしめねばならぬ程であつた。しかも、判例は堆積するばかりであり、同一内容の事案に就いても判旨が互ひに矛盾する

ものが續出する状態で、裁判上少なからぬ不都合を來すこととなつた爲めに遂に幕府は從來の態度を拋棄して法典編纂の業を起した。すなはち、八代將軍吉宗は享保五年に至り三奉行に命じて先づ御定書の編纂を命じたのである。仍つて三奉行は協心戮力、寛保二年に至り公事方御定書を編纂し、これを上・下の二卷に分つて上卷は八十一箇條より成る訴訟法とし、下卷は百箇條より成る刑法となした。その後、十代將軍家治は更にこれを補訂して下卷を百三箇條となし、上下を合せて科條類典と稱したのであるが、世にはゆる御定書百箇條或ひは單に百箇條といふのは實にこの下卷を指すのである。その後、御定書は時に應じて修正を加へられ、その度ごとに追加として本條中に追補せられたが、延享二年以後の修正は別冊として、これを『御定書に添條例書』といつた。この外、幕府は諸種の判例集を編纂したのであるが、しかしここに注意すべきは、御定書その他の成文法典はこゝに編纂せられたけれども、皆悉く祕密法であつて一切人民にその内容を知らしむることを禁じ、奉行と雖も在任中のみこれを手にし得るに過ぎなかつたのである。されば、御定書百箇條には犯罪と刑罰とに關する諸種の規定があるが、これは裁判官の心得書とでも言ふべきもの以上に出でるものではなく、沉んやその内容を祕密にして居ては人民は刑事裁判の内容が法の如くなりや否やを全

く知ることが出來ず、冤罪に泣かねばならぬ者が決して尠くなかつたことであらう。かかる點から考へれば、折角、成文の刑法典を編纂することはしたが、それは如何なる意味においても近代的意味の罪刑法定主義では斷じてないのである。

かく觀て來るならば、日本固有の刑法は罪刑不定主義を以て一貫されて居ることが知られるのであつて、形式的には刑法典に犯罪と刑罰とを規定してあつても人權の尊重といふことはその精神として居らないのである。勿論かくの如きは日本固有法のみの特種現象ではなくて、フランス大革命以前においてはいづれの國家も近代的な罪刑法定主義の思想を意識して居らなかつたのである。しかし、われわれとしては日本民族が『言擧げ』せざる民族であり、従つて同じく刑法典を編纂したとは言へ支那法に依據せる中古の律と徳川幕府の御定書百箇條との兩者を比較するならば、そこに少からざる差異のあることを發見するのである。すなはち、前者は甚だ組織的に整然と出來て居るに對し、後者は法典としては雜然の甚だしきものであつて、その罪刑を明定するといふ形式的・技術的方面から觀ても決して同日の談ではないのである。われわれは、ただ罪と刑とを書き現はしてあるといふ左様な抽象的な點のみに着眼して兩者の差異を抹殺してしまふことを許されない。

# 明治監獄年譜 (十五)

辻 敬 助

明治四十年

一月

(1) 教誨時論會の結成。戰後に於ける混沌たる社會情勢並基督教の教線擴大等に刺戟せられ、東西兩派教誨師の大同團結運動起り、遂に兩派教誨師の共同研究機關たる「教誨時論會」の結成を見るに至り、從來本派刊行の「教誨時報」及大谷派既刊の「感化同志會報」(中絶)を合併して新に「教誨時論」を創刊することとなつた。この東西兩派の合流は大に教化施設の改善發展を促し、惹て兩派の監獄教誨に於ける獨占的地位を一層決定的ならしめ、我國教誨制度確立上多大の效果ありしことは特筆せらるべきである。時論は毎號論說、實務蒐錄、文苑、彙報、新刊紹介、思潮、本會記事等を載せ、此種雜誌としては内容の頗る充實せるものであつた。七月「成

人」と改題し一層機關誌としての使命の達成に努力する所あつたが、大正二年監獄協會雜誌に合流の爲、遂に廢刊の已むなきに至つた。

(2) 特別監の増設變更。一月唐津分監を懲治場、佐賀監獄を幼年監と爲し、長崎、福岡、熊本三監獄の懲治人及未成年囚をそれぞれ集禁し、二月岩國分監を幼年監と爲し、岡山、廣島、山口、松山の未成年囚の集禁を開始し、七月小田原幼年監を懲治場に變更した。かくて少年行刑の組織は極めて徐歩的なるも、漸次整備せられて行つたのである。

二月

(1) 監獄協會雜誌刑法號。監獄協會は刑法改正案に對する監獄實務家の所見を公表し、該案審理の參考資料に供せんが爲、刑法特輯號を出した。然るに本案は此月十八

日衆議院の修正可決を見、大勢既に決したる爲、折角の珠玉の論纂も改正事業に對し何等寄與する所なかつたのは遺憾であつた。

(2) 足尾銅山の暴動事件。足尾銅山の坑夫は豫て頻りに賃金値上運動を爲したりしが、此月遂に交渉決裂を見るに至り、激昂せる坑夫九百餘名は電線を切斷して坑道を暗黒と爲し、次で爆彈を投じて倉庫、見張所等を破壊し、更に勢に乗じて役宅を襲ふて之を焼く等頗る騷擾を極めた。足尾警察分署駐在警察官は時を移さず之が鎮壓に盡力せるも何等の効なく、已むなく高崎歩兵第十五聯隊より三個中隊の出動を見、漸く數日の後鎮靜に歸した。之が爲巡查四名鑛山役員二十七名坑夫二名の重輕傷者を出し、内役員一名は死亡するに至つた。主謀者南助松、永岡鶴藏、大西佐市等百七十七名は宇都宮監獄に收監せられ、翌四十一年二月重禁鋼五年以下夫々刑せられた。尙背後關係者として、平民新聞記者西川光次郎の起訴を見たが、取調の結果免訴となつた。

三月

(1) 刑法改正案の通過。舊刑法は明治十三年の制定に係り、就中既に時勢の要求に適せざる佛國刑法典を以て母法と爲したる爲、實施後幾何もなくして改正の議あり、太

政官案、ボアソナード案等出でたるも、司法省に於ても夙に改正の必要を認め、刑法實施後間もなく改正の業に着手し、改正案を帝國議會に提出すること前後五回、二十有餘年の歲月を閲し、漸く其大業を成就することを得た。刑法編纂事業經過の主要は左の如くである。

(イ) 明治十七、八年の交、司法省に於て第一次改正案を起草し、引續き審議改訂を重ねたる末、明治二十四年一月第一帝國議會に之を提出したるも、議決に至らずして會期終了す。

(ロ) 明治廿六年中新に刑法改正委員を司法省内に設け、時勢の變遷と學理、經驗とに照し改正案を作成せしめ、翌二十七年草案成るや、之を裁判所及辯護士會に交付して意見を徴すると共に、一面之を一般に公表して是非を問ふ所あり、後更に三十二年五月法典調査會の議に付し、越て三十四年二月其成案を第十五議會に提出したるも、再び議決に至らずして會期終了す。

(ハ) 仍て政府は右改正案を法典調査會の再議に付し、二三の修正を加へたる上、三十五年一月三度之を第十六議會に提出した。貴族院に於ては多少の修正を施し衆議院に廻送したるも、是亦議決を見るに至らずして會期終了す。

(ニ) 明治三十五年十月政府は右貴族院の修正を経たる改正案を、四度第十七議會に提出したるも、議會解散の爲議事に至らずして已む。

(ホ) 越て三十九年五月勅令を以て、司法省内に法律取調委員を設置し、朝野の學者及實務家より三十五名の委員を選定して、前記第十七議會提出の改正案に基き審議を盡さしめ、新に必要な修正を加へ、翌四十年一月成案を得て、第二十三議會に提出の運びとなつたのである。

本案は所謂新派の理論を多分に採り入れ、就中犯人の人格、特性に着眼して、判事の自由裁量の範圍を擴張せる點に於て、極めて劃期的意義を有するものとして注目を惹いたが、僅かに數箇條の修正ありたるのみにて、三月廿五日議會を通過し、翌四月廿五日公布を見るに至つたのである。尙今回改正の重要事項と認むべきものは左の如くであつた。

- (イ) 罪の三分類(重罪、輕罪、違警罪)を廢す。(ロ) 刑名を減少す。(ハ) 監視制度を廢止す。(ニ) 刑の執行猶豫の規定を刑法典に加ふ。(ホ) 責任年齢の變更。(ヘ) 數罪併發の規定を變更す。(ト) 再犯加重の規定を變更す。(チ) 沒收以外の附加刑を廢止す。(リ) 各本條に撰擇刑を設く。(ヌ) 國外に於ける

犯罪の處分に關する規定を新設す。(ル) 公務員及公務所の意義を定む。

(2) 本派、本願寺の免囚保護、訓告。本派本願寺は自派所屬の監獄教誨師及全國末寺一般に對し、免囚保護に關する訓告を發した。仍て各府縣に於ては直に府縣組長會議を開催し、訓告の實行方法を協議する所あつたが、爾來各地共實行規約等を設け、専ら郷黨復歸への連鎖機關として、多大の努力を拂ふに至つた。當時斯業に對し一般社會の理會を得ること頗る困難なりしに際し、本願寺が率先して斯業の爲に荆棘を拓いたことは、大に其努力を多しなればならぬ。

- (3) 栃木分監全焼。栃木町に大火あり二百餘戸を焼き、栃木分監亦類焼の厄に遭ひ、構内外の建造物全部を烏有に歸した。取敢ず女受刑者九十名及乳兒二名を栃木警察署演武場に、刑事被告人十二名及男受刑者三名を同署留置場に、避難せしめたるも、署内狹隘にして寢臥するに足らず、更に是等全部を宇都宮本監に移送した。貴重物品、簿冊の類、及在監者領置物品は大部分搬出し、概ね焼失を免かれたが、職員中全焼五名半焼二名を出した。
- (4) 前橋監獄の獨歩制度採用。前橋監獄は有賞表者中特

に行狀善良なる者は、獎勵の爲一定の區域内を限り構内を獨歩せしむることとし、賞表の下に長さ二寸幅五分の淺葱布を附着せしめて之が標識とした。この試みは大なる興味と期待とをかけられたが、行刑處遇制度の組織的内容として採用せられたのでないから、訓練的價値は乏しかつた。

四月

樺太分監設置。樺太に於ける軍政の撤廢と共に、樺太民政署所屬拘禁所及樺太守備隊所屬囚禁所より、當時收容中の者九十六名及關係書類等の引繼を受け、大泊所在樺太守備隊所屬囚禁所を以て分監に代用して事務を開始し、札幌監獄樺太分監と稱した。越て七月大泊所在の樺太廳の豊原に移轉するに及び、同所憲兵分遣所内囚禁所を以て一時假收容所に充て、一面豊原南殖民地、十二萬四千六百餘坪を分監敷地に撰定し、九月新營の工を起し、翌四十一年九月竣工を見、懲役禁錮十年以下男受刑者及刑事被告人を收容することとした。

五月

第十二回典獄會議。松田司法大臣は(1)刑法改正に伴ふ行刑改善の急務なる事、(2)免囚保護獎勵費の新設に伴ひ斯業の發達普及の道を講ずべき事、(3)階級的假出獄制度

の活用を期すべき事、(4)作業經營方法に留意し監獄經濟の基礎を鞏固ならしむべき事等に付訓示する所あり、尙例に依り指示事項の説明並に諮問事項等の審議を行つたが、その重なるものは左の如くであつた、指示事項。

- (1) 免囚保護事業の發展に關する件。(2) 身上調査に付ては裁判訴訟記録をも参照すべき事。(3) 賞罰の均衡を失するが如き事ならしむる件。(4) 作業製品の粗製濫造の弊ならしむる事。諮問事項。

- (1) 行刑上懲役、禁錮、及拘留の實質を明確ならしむるの方法如何。(2) 勞役場管理の方法如何。(3) 假出獄取締規則案に對する意見。(司法省原案提示)
- (4) 心神喪失者又は心身耗弱者及瘖啞者の措置如何。(5) 十四歳未満の犯罪者に關する措置如何。(6) 累犯者に對し行刑上殊別の措置を加ふるの必要ありや。(7) 免囚保護事業獎勵費支出準則案に對する意見。(司法省原案提示)
- (8) 賞遇者に對する特別榮給與の規定を全廢するの可否。(9) 階級處遇の手段として監獄構内一定の地域に限り囚人に獨歩を許可するの可否。(10) 囚人の工錢給與高は作業の種類に依らず、科程外、科程了、科程不了、未熟者、の四種に區分し、其の給與を一定し、放免の際行狀善良、作業勲勵の者に對し、特に相當の金額を賞與することに改むるの可否。(11) 在監者の懲罰法改正の必要ありや。(12) 司獄官吏の服制改正意見。(13) 農作品の價格を定むる標準如何。

六月

別子銅山の暴動事件。曩に足尾銅山の暴動あり、數日間に互りて容易ならざる事態を展開せしめしことは既述の如くであるが、此月又々別子銅山の全坑夫待遇改善を叫びて容れられず、遂に大舉して鑛業所、社宅等を襲撃し騒擾を極め、丸龜第十一師團の出動するに及び漸く鎮靜に歸した。主謀者横井垣一、山崎鹿太郎以下六十一名は松山監獄に收監せられ、内二十五名は此年十二月有期徒十三年以下夫々刑せられた。

此種暴動事件の續發は、明治三十三年治安警察法の發布に依り、組織的なる勞働爭議不能となりたる爲、勞働者の反抗意識頓に熾烈となり、遂に暴動となりて現はるに至つたといはれてゐるが、寧ろ戦後の憂ふべき一般社會狀勢の所産と見るべきであらう。

七月

(1) 看讀月刊「洗心」の發行。神戸監獄職員有志相圖りて「洗心」なる傍訓付月刊雜誌を發行し、傍在監人自作にかゝる叙事文等を掲載し、之を囚人、懲治人に差入を許した。當時適當なる看讀書籍に乏しく、之が不備を補ふが爲特に發刊せられたるものにして、専ら處世上の活教材の蒐録に力め、俳人看守長西原氏等が之が編輯の事

事實は、いたく福岡本監の囚情を刺戟し、爾來形勢稍不穩の狀ありしが、十月に入り偶々二名の囚徒將棋を弄び居る現場を發見せられ、之が黙過を請ひて許されざるに不満を懷き、不遜の言を吐露し突然發聲したるに端を發し、全監の囚徒交々高聲を揚げ一時騒擾を極めしが、戒護職員の懇篤なる説諭に依り間もなく鎮靜に歸し、爾來一層賞罰を明かにし取扱上の改良を計り、紀律の勵行に励めし結果、漸次秩序の恢復を見るに至つた。

十月

免囚保護事業獎勵費取扱手續を定む。免囚保護事業は明治三十年以來政府の熱心なる勸奨に依り、漸次發達の氣運に向ひたるも、各會の基礎未だ鞏固ならず、地方に依りては、監獄官吏は其薄俸の幾分を割きて、漸く之を維持し居るが如きものあるの實況にして、斯業の前途甚だ遼遠なるものがあつた。こゝを以て政府は斯業獎勵の目的を全ふするが爲、四十年度豫算に於て免囚保護事業獎勵費一萬圓を要求し、幸に議會の協賛を経て、之が費目の新設を見るに至つた。爾來當局の熱心なる指導勸奨の下に、斯業は益健實なる發達を遂げ、取扱件數の如きは、最近五ヶ年間に倍加するに至つたことは、保護事業沿革史上特筆せらるべき事蹟である。

に當つた。體裁は後年坪井氏が大阪刑務所に於て發行した「いづみ」と同巧異曲のもので、約十年の間繼續した。小菅の「窓の光」なども必ずしも有馬式行刑に出づるものでなく寧ろ坪井氏の亞流を汲むものといふべきである。

(2) 三池監獄の赤痢。此月上旬より三池地方赤痢猖獗を極め、遂に監獄内に浸襲し、同患者九十名の多數を出し、(内十一名死亡)九月漸く終熄を見るに至つた。

(3) 山口監獄工場燒失。山口監獄に於て傘工場内に於て使用する油紙の自然燃焼に依り發火し、二階建木造工場二棟並外堀約五十間を燒いたが、幸に一名の逃走者及死傷者を出さなかつた。

八月

久留米分監及福岡監獄の騒擾。久留米分監に於ては、此年四月長崎より三十名、小倉より三十三名、福岡より八十名の大量移送を受けたる爲、囚情頓に惡化し、遂に屢々破獄逃走を圖るものある等形勢不穩の狀ありしが、偶々戒護看守が囚人を毆打死に致したるに起因し、全監發聲騒擾を醸すに至つた。仍て已むなく此等の内首謀者と認むべき者十名を小倉へ、三十三名を本監へ移し、漸く鎮靜に歸した。然るにこの久留米に於ける毆打致死の

明治四十一年

一月

囚人服色問題。囚人の服色を灰鼠色と爲さんとの議は、久しく監獄實務家の間に唱導せられたのであるが、偶々監獄法の改正に際し、囚人服色問題は再び斯界に論議せらるゝに至つた。仍て監獄協會は此月定例茶話會に於て、文學士菅原敦造氏を招聘し、「心理學上より見たる囚徒の服色」なる講演を聽いた。氏の該博なる心理學的研究は、實務家にとりて多大の參考となつたが、而かも之が爲、却て服色問題に對して幾多の新しき問題を投げられ、之が解決は益々困難となりたるかの感があつた。

三月

(1) 福岡監獄又々騒擾。前年十月全監騒擾の事あり、爾來當局は囚情の整理、秩序の回復に努力せるも、久しきに互る囚情の不穩は、一朝にして改善を見るに至らず、遂に再び大騒擾事件を惹起するに至つた。今回の騒擾は、工場出役囚中故意に喧嘩を始め、之が仲裁者を毆打し、高聲喧嘩せしに端を發し、隣接工場亦之に和して喚聲を擧げ、遂に多數の囚徒は第二課事務所に殺到し、狼

藉を極め容易に鎮靜の色なく、且間隙に乗じて逃走せんとするの形勢ありたるを以て、已むなく抜劍して囚徒三名を斬り重傷を負はしめ、漸く鎮靜に歸した。首謀者數名は刑事制裁を仰ぎ、其他附和隨行者に對してもそれぞれ懲罰を科し、尙煽動の虞ある者は嚴正獨居に附し、一面監房と工場との連絡を一致せしむる等、戒護拘禁上に留意せる爲、漸次秩序の恢復を見るに至つた。尙久留米分監に於ても、これと相前後して騒擾並同盟罷業等の事あり、囚情の不穩は容易に去らなかつたが、これ又首謀者十九名を嚴正獨居に付し、紀律の勵行を圖り、且其間職員の変更を行ひし爲、職員、囚徒間の行懸りの感情も自然に氷解するに至り、囚情は漸次平靜に歸した。

(2) 大阪監獄内に、有菌斃鼠發見。大阪市内ペスト流行の兆あり、大阪監獄に於ては銳意驅鼠、防鼠の方法を講じたが、二月及三月中に有菌斃鼠八頭を發見した。仍て一層豫防、消毒を勵行し、遂に該病の侵入を免れた。

(3) 監獄法の公布。舊監獄則は明治廿二年の制定に係り、爾後明治三十二年及三十三年の兩度に於て一部分の改正ありたるも、これ等は何れも皆官制の改革、治外法權撤廢等に由來するものにして、遇囚の實質に就ては何等の變更なかりし爲、動もすれば時運の進歩に伴はざる

ものあるに至つた。然るに四十年三月刑法改正の事ありて、益々之が改正の急務に迫られ、政府は同年五月之が改正を法律取調委員會の議に付し、慎重審議を盡したる上二月五日議會に提案し、二月廿二日貴族院を、三月十二日衆議院を何れも無修正を以て通過し、同月廿八日刑法施行法と共に公布を見るに至つたのである。尙本法附屬の監獄法施行規則は此年六月司法省令を以て公布せられ、十月一日より刑法及監獄法と共に實施の運となつた。

監獄法改正の重點は左の如くにして、犯人の改善乃至社會復歸に關し劃期的の改正が含まれてゐることは注目しに値する。

(イ) 監獄法規は身體自由の拘束其他國民の權義に關する事項からざるを以て、獄制の大綱は法律を以て規定せる事。(ロ) 個人處遇を特に重視せる事。(ハ) 集治監及懲治場制度を廢止せる事。(ニ) 幼年監特設の方針を規定せる事。(ホ) 主務大臣に情願を爲すことを認めたる事。(ヘ) 勞役場に關する規定を設けたる事。(ト) 傳染病者に對し入監拒絶の規定を設けたる事。(チ) 獨居拘禁制度を重視せる事。(リ) 雜居制に於ける類別標準を詳定せる事。(ヌ) 非常時在監者使役に關する規定を置きたる事。(ル) 作業賦課の標準を定

め、就中將來の生計等を重視し、個人的關係を斟酌せしめたる事。(ヲ) 作業收入を以て國庫の所得に歸せしめたる事。(從來は國庫と就業者の所得に分屬せしむ) (ワ) 新に作業災害手當金の制度を認めたる事。(カ) 受刑者に對して褌衣の自辨を許したる事。(ヨ) 自費醫療の制度を認めたる事。(タ) 病院移送の制度を認めたる事。(レ) 懲罰の種類を増加したる事。(ソ) 重病者の釋放猶豫の規定を設けたる事。

四月

(1) 感化法の改正。社會の進運に伴ひ不良少年は益々増加の傾向あるに鑑み刑法改正と同時に、感化法を改正し、(イ) 刑法中懲治場留置に關する規定を削り、從來の懲治處分を受くべき兒童は之を感化院に收容し、(ロ) 親權者若しくは後見人より入院を出願せる兒童に付ても、(ハ) 地方長官の認定に依て之を感化院に收容することとし、(ヘ) 尙感化法施行期日は府縣會の決議を経るを要せざることとし、(ニ) 加之、之が設立に對しては補助金を交付する等、府縣感化院の設立を容易ならしめたる爲、感化院制度は茲に劃期的發達を遂ぐるに至つた。

(2) 小河博士の清國招聘。小河滋次郎氏は清國監獄法規の編纂の傍、北京法律學堂の講座を擔任し、兼て監獄制

度改正の任務を帯びて清國に赴任せられた。彼の民國二年の監獄則は實は博士の貴重なる遺産にして、其透徹せる頭腦の縮圖ともいふべきものであつた。尙滿洲國に於ける奉天、新義州其他五監獄は博士の清國顧問時代に於ける匪勉苦心の作であると傳へられてゐる。

(3) 甲府監獄の騒擾。工場出役囚中、罷業時の混雜に乗じて逃走を圖りたる者を發見し、事態重大なりとして夜間直に之が取調を開始したるに端を發し、俄然全監惣立となり喧騒を極め、職員の鎮撫を肯ぜず、反て益々反抗の氣勢を擧げ、甚しきに至りては看守に對し監房常置器具を投げかけ、或は糞便を撒布する等の暴狀を敢てし、遂に監房羽目を毀壞するものあるに至つた。當時同監獄は建築工事中にかゝり、監房はいづれも脆弱なる假設物にして、破獄脱監の虞ありたるを以て、甲府警察署にも應援を求め、警戒鎮撫に勗め、翌朝に至り漸く靜穩に復した。かくて當日は一般役業を停止し、在監者一同を食堂に集め、將來を戒飭し、翌朝は常の如く出役せしめんとしたるに、一部は訓示の要領を得ざるを難じ、明解を得るに至る迄は出役せずと申立つるものあり、囚情再び穩かならざるものあるに至つた。仍て典獄は各房に付一人宛の代表者を引見し、情願の要旨を聴き、徐に囚情

の整理を圖らんとせしに、偶々食事運搬の手傳に關し、同囚間の争論を惹起し、再び騷擾し、遂に多數の囚徒は事務所に亂入して障子、電話等を毀損し、看守を毆打する等の亂暴を敢てするに至つた。仍て止むなく再び甲府警察署に應援を求め、萬一に備へたるも、間もなく鎮靜に歸した。騷擾の原因は、三月上旬小菅監獄より技能囚六十名の移送を受けたるに、各れも兇惡不良の徒にして、事毎に團結して、獄則を無視し、官吏に反抗し、常に他囚を煽動せる爲、囚情頓に惡化したるに因るといはれてゐる。是等の中、元兇十二名は建造物侵入、器物毀棄の罪名の下に夫々刑せられ、其他行狀最も不良と認むべき者五十人を千葉監獄に移送し、紀律の革正に勗めたる爲、日ならずして囚情平穩に歸した。

小山監獄局長は此年六月の典獄會同に於て、此等騷擾頻發の原因は一に紀律の弛緩、就中處遇の寛大と兇惡囚の大量移送にありと喝破し、紀律の伸張と移送道德の嚴守を戒告する處あつたが、如此不穩なる囚情は、必ずしも行刑當局の責にのみ歸すべきに非ずして、寧ろ戦後一般社會の險惡なる思潮の反映と見るべきではないかと考へる。

五月  
熊本監獄坂田看守兇刃に斃る。熊本監獄囚徒毆打致死

重禁錮六月栗田某は、突如發狂して受持の坂田看守外一名及同囚二名を傷けた。坂田看守は重傷を負ひ、直に縣立病院に入院したるも、多量の出血の爲入院十數日の後遂に死亡せるは、誠に痛惜の情に堪へない。暴行囚徒は收容當時既に精神稍異狀を認め、受刑時監獄醫は獨居拘禁の意見を付したりしも、戒護側に於ては寧ろ共犯者と同房せしめ、慰安を與ふるを得策なりと主張し、爾來工場出役を許し、特に注意視察中の處、卒然發揚狀態に陥り、芝蘭工に使用する藁切庖丁を揮ひ、兇行に及んだものであつた。

六月  
第十三回典獄會議。今回の典獄會議は刑法並に監獄法の改正の精神を闡明し、之が運営に關する當局の所信を披瀝し、以て監獄行政の一大刷新を圖らんとするに在つた。即ち千家司法大臣は、1犯人の個人的關係就中犯罪の情狀と犯人の身上を考察し、寬嚴機宜を誤たず、新法の効果を發揮せしめんことを希望し、2且人格主義行刑と紀律との調和を説き、小山監獄局長は監獄法改正の眼目に付、一々詳細懇篤なる説明を加へ、尙出獄人保護事業の重要性を力説し、斯業の發達普及を切望する所あつた。

今次會議の特色は、例年の如く大臣の諮問事項並に各典獄の協議事項等の提出を見合せ、之に代へ新監獄法及同施行規則を議案として、質疑會を開いた點であつた。

質疑會に於ては小山局長自ら會長席に着き議事を整理し、一面谷田參事官、眞木、豊野兩事務官と共に質疑應答の任に當り、且率直大膽に自己の懷抱せる行刑觀念を披瀝し、以て新法執行に遺籌なきを期し、會同員一同に對し、多大の感銘を與へた。

2) 赤旗事件。社會主義者大杉榮、堺利彦等東京神田錦輝館に於て、社會黨山口義三の出獄歡迎會を開き、歸途無政府、共產革命と大書したる赤旗を押し立て、神田の街路を練り歩き、遂に警察官との大亂闘を演じ檢舉せられ、治安警察法違反及官吏抗拒罪として起訴された。八月大杉榮は重禁錮二年六月、堺利彦、山川均外一名は同二年、荒畑勝三、宇都宮卓爾は同一年六月、村木源次郎外二人は同一年の刑に處せられ、千葉監獄等に於て執行を受けた。

八月

1) 池田龜太郎の無期徒刑。池田龜太郎は東京地方裁判所に於て無期徒刑の言渡を受け、小菅監獄に於て執行を受けたが、大正十年七月原籍地富山監獄に移送し、間も

なく同地に於て假出獄を許された。

2) 身分帳簿様式等の改正。從來の囚人身分帳を改正し、被告中に於ける裁判の經過をも身分帳表紙に記入せしむることとし、單に身分帳簿と稱した。又在監人員月表を日表に改め、同時に監房配置表、共犯名簿、接見簿及死亡帳様式を改正し、且在監人賞譽規程及書信簿を廢止し、いづれも十月一日より施行した。

九月

1) 英國タラック翁逝く。氏は熱心なる清教徒にして、永く倫敦ハワード協會主事として英國監獄改良事業に貢獻する所大なりしが我が留岡、小河、原氏等と親交あり、殊に其不朽の名著刑罰及犯罪豫防論は、明治三十年元樺戸監獄教誨師松尾普次郎氏の手により、邦譯せられ、我國監獄改良事業にも直接間接に寄與する所尠くなかつた。

2) 假出獄取締細則の制定。明治十八年假出獄停止手續を定めたるも、本手續は單に假出獄者の重罪、輕罪を犯したる場合の停止手續を定めたるに過ぎずして、假出獄者の監督取締は一に警察の特別監視に委せられてゐたのである。然るに新刑法の制定を見、監視制度は全廢せらるゝに至りたるを以て、茲に新に之に代るべき監督方法を

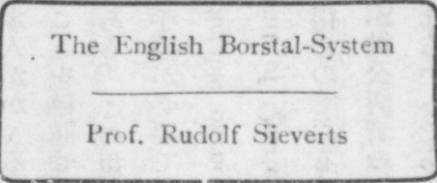


明治四十二年	四、〇三七	一、一三四	四、四〇五	四、六三三	一四、〇九九	六五、一〇五	二一・六
明治四十三年	四、六八四	一、三〇六	五、八二五	五、四八四	一七、二九九	七二、七五七	二三・七
明治四十四年	五、四四八	一、四四三	六、八〇九	六、一二二	一九、八二二	七一、四三四	二七・七
明治四十五年	五、〇〇〇	一、二二三	五、六〇五	四、七〇八	一六、五三六	六六、一五四	二五・〇
大正二年	二、三三一	五三九	二、九五二	二、四六〇	八、二八二	六三、四二五	一三・一

十一月

(1) 監獄官吏の拳銃携帯。監外作業に就く受刑者の戒護並見張及外門の警衛に従事する者は、常に拳銃を携帯せしむる事とし、尙司法大臣の特に定めたる場合(十二月勅令)に於ては、典獄は戒護に従事する官吏に臨時拳銃を携帯せしむる事を得せしめた。

(2) 各控訴院管内典獄協議會開催。監獄法、同施行規則の改正に伴ひ、典獄の自由裁量の範圍は著しく擴張せられ、就中地方的風習の斟酌を要する場合尠からざるを以て、各控訴院管内毎に典獄協議會を開催し、之が運用上の統一に付協議する所あつた。



英國のボースタル・システム

少年犯人の教化施設

ハムブルグ大學教授 ルドルフ・ジーフエルツ

(一) ボースタル式刑罰執行の法律上の基礎

英國に於ける有名なボースタル式刑罰執行(Borstal-System)は、一九〇八年の犯罪豫防法(Prevention of Crime Act, 1908)に於て規定せられ、次いで、一九一四年の刑事裁判執行法(Criminal Justice Administration Act, 1914)及び一九二五年の刑事裁判法(Criminal Justice Act, 1925)に於て修正増補せられたるものである。「ボースタル」(Borstal)なる語は英國南部のケント州Kentに於ける一農村の名稱から取つたもので(註)ロンドンの東南東三十三哩のケント州ロチェスター市の南西數哩の地、其處に古くから大きなコンヴェイクト・プリズン(懲役監)があつたが、一九〇二年にこのプリズンに收容され

てゐた青年受刑者の一部のもので殆んど自發的に極めて眞摯な一種の教化的刑罰執行が試験的に始められたのである。この試みが非常な好成績を示したので、終に一九〇八年に前記の犯罪豫防法の制定せらるゝに至りて、この試験的の刑罰執行の仕組を法律上採用してこれが規定を設くることになつたのである。これが謂ふ所のボースタル・システムの名の出でた由來である。犯罪豫防法の第一條に従へば、

「公訴手續に於て懲役又は禁錮の刑を以て罰すべき罪ありと認められたるものにして、裁判所が、

(a) 本人の十六歳以上にして二十一歳以下なること、及び

(b) 本人の犯罪的習慣又は性癖を考慮し、或はまた、悪評あ

る人物との交遊關係あるの故を以て、本人の教化矯正と延いては犯罪の防遏とに資する所あらんがために、本人を最も適當なりと思考せらるゝ相當期間中相當の拘禁方法の下に相當の教化訓練に服せしむるの有利なること

を決定したる場合には、裁判所は、懲役又は禁錮に代ふるに、二年を下らず三年を越えざる期間ボースタル施設 (Boys' Training Institution) に於ける拘禁を宣告することを得。

然れども、裁判所は、かゝる決定を下す以前、ボースタル施設に於ける處遇に本人の適合するや否やに關するプリズン・コムミッション (行刑局) (四月號四七頁上段プリズン・コムミッションの(註)参照) の提出したる一切の報告を検討し、且つまた、行爲者本人の性格、健康状態並びに精神状態より察して本人がかゝる教化訓練によりて利益を受くべき可能性の存することを確認せざるべからず

とある。この規定に従へば、ボースタル施設に於ける拘禁は、公訴手續が必要であるために、公訴の必要である重大なる犯罪 (Indictable offence) を理由として四季一回の重罪裁判所 (Court of Quarter Session) 又は陪審裁判所によりてのみ科せられ得るのである。この理由は、ボースタル拘禁への不定期の宣告が被公訴者の一身上の自由に特に重大なる干渉を及ぼすこととなるからである。

しかしながら、この法律は後になつて一九一四年の刑事裁判執行法 (Criminal Justice Administration Act, 1914) によつて重大なる擴張をみたのである。即ち、この法の第十條によつて、即決裁判所 (Courts of Summary Jurisdiction) は、一定の條件の下に、自ら或る宣告を下すことをせず、次のクォーターセッション (四季一回の重罪裁判所) 又は陪審裁判所の開廷まで少年犯人を拘留しておくことの命令を下すを得るのである。然る後高級裁判所はボースタル式拘禁の科せらるべきや否やについて決定しなければならぬのである。

犯罪豫防法の第一條に規定されてゐる犯人一身上の條件 (年齢、不良性及び改善可能性) と共に、下級裁判所が罰金刑を許可することなく一月以上の禁錮を科し、且つ、犯人が以前已に一回處罰されて居り又はプロベーション (保護觀察) の執行猶豫條件を遵守しなかつた場合には、公訴手續を要しない輕微なる犯罪にも亦たボースタル式拘禁は科せられ得るのである。

犯罪豫防法によつて内務大臣 (Home Secretary) 並びに其下に屬する行刑監督官 (Gefängnisoberaufsichtsbehörde - H. M. Prison Commissioners) に重大な権限が賦與せられてゐるのである。

犯罪豫防法第二條によりて、内務大臣はボースタル拘禁者の年齢を高めることができる。已に一九三六年に内務大臣はこの権限を行使したのである。一九三六年九月十五日以後は二十一

歳から二十三歳までの犯人にも亦たボースタル拘禁 (Boys' Training Institution) を宣告し得ることになつたのである。しかし、これは通常の公訴手續によつて刑の言渡を受けたものに限るのである。刑事裁判執行法第十條に従つて即決裁判所により刑の言渡を受けた二十一歳より二十三歳までのものにボースタル式拘禁を擴張することが望ましいのであるが、これはこの法律を變更することによりてのみ可能なのであつて、この法律では犯罪豫防法の第二條に於けると同じ権限を内務大臣に與へることが忘れられたものと思はれる。一九三五年度のプリズン・コムミッショナーの報告ではこの法律の變更が切望されてゐるのである。

次に、内務大臣は條件附釋放をなすの権限を有つてゐる。犯罪豫防法第五條第一項に下のように規定してある。プリズン・コムミッションは、男子犯人は六ヶ月女子犯人は三ヶ月をボースタル施設に於て過したる後、本人の將來刑辟に觸るゝことなく有用なる生活を營むべしとの確信に達したる上、何時にても内務大臣の一般命令に基いて、釋放許可證の授與によりて、本人を條件附にて施設より假りに釋放し、許可證に指名せられたる團體又は個人の監視の下に置くことを得るのである。

後段に詳述せらるゝが如く、條件附釋放は施設に於ける本來の刑罰執行と等しくボースタル・システムの重要な一部を成すものである。

次にまた、内務大臣は犯罪豫防法第三條及び第七條に従つて、禁錮又は懲役に處せられたる少年をしてボースタル施設に於て刑に服せしめ、及び、改善不能のボースタル收容者の場合に於てはボースタル式拘禁を禁錮に變ずる権限を有つてゐる。

第八條に於ては、釋放後の十分なる保護を確實ならしむべき権限を内相に與へてゐる。第六條は、ボースタル拘禁を宣告せられたるものは刑期満了後も猶ほ一年間はプリズン・コムミッションの監視の下に留まることを規定してゐる。第八條は、更らに、内務大臣はボースタル施設より釋放せられたるものを保護し監視すべきことを委任したる保護團體に公金中より補助金を支給するを得ることを規定してゐる。この規定に基いて總てのボースタル釋放者の保護と監視とを委任されてゐるボースタル・アソシエーション (Boys' Association) 協會は國家によつて補助されてゐることになるのである。

ボースタル式拘禁は、十六歳より二十一歳までの不良なる少年のために科せられる改善を目的とする特殊の刑罰の一形式である。ボースタル・デテンション (Boys' Detention) (ボースタル式拘禁) を命ずる條件は、行はれた犯罪の種類によつて定められるのではなく、先づ第一に犯人の性格によつて定められるのである。裁判所は、犯罪的の習慣性癖より又は悪評ある人物との交遊關係より察してボースタル式拘禁の命令が犯人の改善に適合するものと見られ、且つ、本人の性格、健康状態並び

に精神状態に顧みて右の拘禁の成果を豫期せしむるものなることとの確信を得なければならぬのである。また、同時に、犯罪豫防法第一條二項により、プリズン・コムミッジョン（行刑監督局）は、裁判所が犯人の性格並びに犯人のボースタル式拘禁に對する適不適に關する判断を下す場合には、専門智識上の意見を開陳して裁判所に助力しなければならぬのである。しかしながら、決定を下すに當つては裁判所はこの意見によつて拘束せらるゝことはないのである。

是に於て、ボースタル・デテンションを命ずるためには、犯人はかなりに不良性を帯びてゐるもので、しかも改善の可能性あり且つボースタル式拘禁に適した性格を有つてゐなければならぬのである。犯人の適性の要件については、犯罪豫防法の施行後最初の間は、ボースタル・デテンションは只だ精神肉體共に健全なるものに限つて適用せらるべきであると解釋されてゐたのであるが、この嚴重な選擇は今日ではもはや必要ではないのである。この點については、「犯罪的性癖」は行はれた犯罪の性質からして已に推測し得らるゝもので、別に前科の有無は問ふに及ばないとした刑事控訴裁判所の決定は重要なものである。或る犯人がボースタル式拘禁に處するには餘りに不良（Too bad for Borstal）であるといふ理由で、裁判所がボースタル・デテンションを忌避するといふことは、一般からみてボースタル・システムの目的に副ふものとはいへないのである。

今日では、後段に敘述せらるべき施設のタイプの特殊化が行はれてゐるので、身體又は精神に障害あるもの及び重大な不良性を帯びてゐるものも亦た適宜の施設へ收容することができるようである。これによつて、不良性を帯びたものも、その不良性の甚しきによりて他に悪影響を及ぼすことを恐るゝために、「ボースタルに向けるには餘りに不良だ」といつて除外することは今日ではもはやなくなつてしまつたのである。現在ではかゝる不良性を帯びたものには、特に新設されたボースタル施設たるローダム・グレーンヂ（Lowdham Grange）及びノース・シー・キヤムプ（North Sea Camp）の二つの施設が指定されてゐるのである。しかし、また、犯罪豫防法の第五條一項によりて、不良性の甚しからざるものは三ヶ月又は六ヶ月を経過した後は夙く已に條件附で釋放され得ることになり、之に反して、改善不可能のものに在つては第七條によりてボースタル、デテンションを禁錮に變更し得ることによりて、執行期間中に於ける重要な補正の道が開かれてゐるのである。

最近の傾向をみるのに、裁判所は引きつゞき益々頻繁にボースタル・デテンションを命ずる機會を利用してゐるのである。最近十二年間に命令せられたるボースタル・デテンションの件数は次の如くである。

1930.....	774件
1932.....	1058
1933.....	898
1934.....	847
1935.....	721

に刑務所のために發せられたる服務規程の適用を受くるものとす。

ボースタル式拘禁の執行は内務大臣に委任されてゐる。犯罪豫防法第四條は次のように規定してゐるのである。

一、内務大臣（Secretary of State for Home Affairs—Home Secretary）は少年犯人を拘禁し、拘禁中職業教育並びに其他の學課を習得せしめ、且つ、彼等をして本人の矯正延いては廣く犯罪の防遏に資するに足る訓練教化に服せしむべき施設たるボースタル・インステイテュウシヨ（施設）を設立するを得。……（後段に於て、内務大臣は施設の新設のために土地を買収し又は現在の施設を改築するの權限をプリズン・コムミッジョンに附與するを得ることが規定されてゐる。）

二、内務大臣は各ボースタル施設に對し施設取締規則及び職員服務規程を定め、監督官（Aufsichtskommission）を任命し且つ收容者の分類、處遇、作業並びに戒護に對する命令を監督官をして發せしむるを得。かゝる命令にして特に別に定むる所なき限り、各ボースタル施設は一箇の刑務所たることなく、監獄法（Prison Act）並び

是に於てか、ボースタル施設の管理は國家の刑務行政の一部であることが分明するのである。内務大臣の統轄に屬する禁錮監、懲役監並びに保安拘留場の管理を司る中央の官職は王の任命するプリズン・コムミッジョン（His Majesty's Prison Commission）であるが、ボースタル施設の管理も亦たこのコムミッジョンの司る所であつて、特に施設の設立維持、職員服務規程及び執務綱領の起草、施設の監督等は其の主管とする所である。しかし、所謂「陛下のボースタル施設」(H. M. Borstal Institutions)は決して刑務所（Prison）ではないのであつて、特殊の任務を有つてゐる國家の特殊の行刑施設であるのである。一九一五年に内務大臣マッケンナ氏が下院で述べたように、ボースタル施設は、「プリズンといふ程のものではないが而かもスクール（學校）以上のもの」(Yes than prisons and more than schools)であらねばならないのである。

ボースタル施設のための簡潔を極めた服務並びに執行規程は一九〇九年六月二十三日の施行規則によりて定められたものであるが、これは前掲の犯罪豫防法第四條二項に従つて内務大臣の發令したものである。其後に至り多くの點に於て改正せられたが、其他の部分については、一八九九年初めて制定せられた次いで多分の修正が加へられ、終に一九三三年に至りて

新めて公布せられた一般服務執行規則が補則として效力を有してゐるのである。これは、一九三三年八月十二日に「かんごく取締規則」(“Rules for the Government of Prisons”)として實施されたものである。

## (二) ボースタル式刑罰執行に於ける教化の態度目的並びに其の一般方法

「ボースタル施設は、教育の原則と並びにその方法とに基いて、未成年の犯人を感化する一種の學校である。しかし、學校ではあるが、其處へ送らるゝことは、一つの刑罰なのである。何となればこの施設に於ける處遇はかなりに施設收容者の自由を喪失せしむるからである。しかし、また、この施設に在つては、未成年者は生活の方針を樹立し、人間に存する徳性を涵養することを學ぶのチャンスを得るのである。」(バーマン氏著「英國のボースタル・システム」(Barman, S., The English Borstal System, London 1934)に於けるアレキサンダー・ペーターズン氏の序言の一節)

教育するといふことが、そも／＼の發端からボースタル・システムを支配する主旨であつたのである。是に於てか、刑罰執行に於て屢々教化の事業を困難ならしめ或は時に全くこれを不可能ならしむる非教化的原則との衝突接觸を、どうにかし

ボースタル・システムを確立した人々が、正當に理解された場合の教化と刑罰といふ二つの概念を以て相容れざる二つの對蹠的な概念と見てゐないといふことは、この章の劈頭に引用したペーターズン氏の語から察せらるゝことができるのである。而して、教化思想は英國の少年犯人の刑罰執行に於て殆んど壓倒的な調子で強調されたが、それが決して刑法の威力を弱めなかつたことは、教化の方法を説明すれば自然に分明になつてくるのである。イングランドでは、刑罰執行に於ける教化といふことが、できるだけ拘禁生活の苦痛を緩和して受刑者に恩恵を施すとか特權を與へるとかいふことを意味してゐるものと

は、初めから考へてはゐないのである。英國人は古い刑罰執行と新しいものとの關係を溫和——峻嚴といふ對蹠的なものとして見てゐないのである。教育刑の古い方法に於ける關係は、英國人にとつては全く別箇のもので、靜的なものに對する動的なものの意味するのである。刑罰と教育との問題は、英國人にとつては、ドイツに於けるが如く、理論上はそんなにも重大なものとは思はれてゐないのである。英國人にとつては、國民の徳性の陶冶と犯罪の防遏減少に貢献する所のない刑罰執行は劣悪なもので、できうる限り多くの犯人をして累犯者たらしめず且つ國民の間に潜める犯罪的傾向を満足すべき程度に減殺することが出来る刑罰執行は善いものである。彼等英國人は全くブラグマティック(實用的)な立場から一切の人事を觀るに慣らされてゐるのである。罪の報ひだの償ひだのといふ刑罰の

除去し得る限り、これを除去するに常に努力してゐたのである。幸ひにも、教化の觀念が施設に於て根本的に實行されるればさるゝほど、在來の抑壓的な形式に於ける刑罰執行に缺くべからざる制度設備を容易に斷念することの愈々容易であることが明白になつたのである。普通の刑務所では、費用のかゝる周壁の建築及び逃走に備ふる専門的な防衛設備と並びに多數の監視職員とによりて收容者を戒護するに意を用ひなければならぬのであつて、施設内に於ける生活の大部分は防備の安全といふ見地から定まつてくるのであつて、受刑者の監視は忽にすることはできず、外部との交通は嚴密に取締らなければならぬのである。しかし、正當にして的確な教化的刑罰執行は、如何なる場合に於ても、未成年の受刑者に在つては防備の問題を第二次に置いて考へることができるのであつて、ボースタル施設に在つては、今や創設以來三十年の經驗に於て、防備を目的とする經費は極度に低減せられ得ることが明白になつたのである。多大の信用を受刑者に與へ而して逃走を企つるものを以てこの信頼に背反するものとするこのシステムは、ボースタル施設に於て、終日正門が開放せられ、新設のものにあつては普通の垣牆以上のものは全く放棄せられ、しかのみならず、素質の好い不良性の甚しからざるものゝために建設せられたる最新の施設に於ては居房のドアさへも鎖されることのないといふまでに、防備の問題を閑却することを得せしめるに至つたのである。

執行の如きはむしろこれを來世の事に委ねてゐるのである。しかし、それは、犯罪の特別豫防としての有效な刑罰執行を形成するに努力するに當りて、宗教的な感化手段ばかりではなく、更らに今日では特に品性陶冶(Character building)の試験濟みのあらゆる方法を採用して、ひたすらに内部から受刑者を理解するに重きを置くことを妨げなかつたのである。英國人の大部分のものは、偏に教育といふ觀念に重きを置くボースタル式刑罰執行は同時に凡ての他の刑罰の目的を達成するもので、就中に宣告された刑期に於て執行さるゝ外面上極めて峻嚴な少年犯人處遇方法よりも、時間的に不確定であるボースタル式刑罰執行によりて更らに一層有効に成し遂げらるゝものなることを確信してゐるのである。

次に、教化の目的について少しく述べてみたい。ボースタル式刑罰執行の目的としては、正直な公民(honest citizen)となるの教養がくり返し／＼要求されてゐるのである。この要求の中に一箇の曖昧模糊たる理想を看取し得るだけの人は、その人は英國を識らないものである。この要求は、或る英國人が言つたことであるが、決して曖昧なものではなく全く具體的なもので、立派な政治的及び社會的内容を有つてゐるのである。根本に於てこの中には彼の英國獨特のゼントルマン(Gentleman)の理想が意味されてゐるのである。即ち、推理力と意志力と感情とが完全に調和した性格を有つてゐて、社交に巧みで騎士的

で、世路の險難に處して悠然たる態度を失はざらんがため常に身を持つること堅忍であるといふ一箇のイングリッシュユマン（英國人）の理想なのである。イングランドに在つては、最近までドイツの少年犯人の教化、いな廣くドイツ一般の教育が苦しみ悩まねばならなかつた教育の目的に關する動搖不安は、ポースタル式刑罰執行に向つては初頭から存在してはゐなかつたのである。

かゝる目的を有つてゐる教育に在つては、英國人が「模範的受刑者」(model prisoner)と名づける所の彼のタイプの受刑者の訓練養成の排斥せらるゝのは明白である。即ち、刑務所に在る間は極めて柔順で、規則を一々正確に遵守するが、一旦刑務所を出るとがらりと變つた生活に入つて行くといふ、我々の屢々刑務所で見ると種類の間である。

一九〇八年に全く新しい境地の開かれなければならなかつた教化の方法については、ポースタル・システムの發達の跡を尋ねるのは學ぶ所極めて多いのである。

近くまでといふのは一九二〇年頃までは、ポースタル式刑罰執行といふものは單に成年受刑者に對する刑罰執行の或る種の緩和といふことにすぎなかつたのである。在來の執行に於けるよりも多少わけのわかつた衛生的の作業とか、軍隊式のドリル（教練）や體操の範圍に限られてはゐるが、多少在來よりは心を用ひた身體の鍛練養成とか、教誨師や所長の無味平凡な訓話とか、極めて小心な休養時間の利用とか——かういふものがポ

ースタル式刑罰執行の臆病な發端であつたので、傳來の十九世紀の刑罰執行の形式から原則的に絶縁する勇氣の前に、猶ほ自分ながら怖れをのいてゐたものである。かゝる着手的事業はすぐと不十分だといふことが分明かつてきたのであつたが、これは、若し其間世界戦争がやつて來なかつたならば、もつと夙くから得られたでもあらう認識だつたのである。

この處遇方法の不十分であつたといふ理由は、少年及び成年者に關する生物學的並びに心理學上の智識を考慮することが不十分であつた點に存するのであつて、この二つの智識の不良少年を知るために必要であることが其後益々明白に認められて來るのである。なほ其上に、ポースタル・システムに於ける舊式の刑罰執行の緩和が刑罰の效力を毫も損ずるものでなかつたといふ頼もしい經驗を得たのであつた。

少年受刑者に關して猶ほ十九世紀のぎこちない機械的な犯人觀に拘はれてゐた高壓的でスタティック（靜的）な教育學からして、生物發達學上の智識で決定せられ従つてダイナミック（動的）な教化方法への勵乎たる變轉は、ポースタル式刑罰執行にハウスシステム（House System—寮舎制度）其他の集團教育の方法の採用された一九二二年に於て起つた現象であつたのである。これと同時に、受刑者が手を束ねて空しく刑期を獄中に送つて、其結果意志薄弱、性欲抑制力の缺陷、感情の輕浮性、空想癖の如き犯人の特質ともいふべきものが却つて強められることとなる舊式の、本質的には、抑壓的な處遇方法の殘滓も

一掃されてしまつたのであつて、その代りに、眞の札つきの犯人にとつてはと非常に厭はしいものとなる形式の刑罰執行が登場したのである。何故いやがられたかといへば、この新しい刑罰執行では、舊式の刑罰執行に於けるが如く所謂「行狀佳良」で受身で柔順に規則通りに手際よくやつて行くのとはちがつて、今度は自ら進んで大に努力しなければならぬからである。

この變轉の根底に横はつてゐる思想の變化は、ポースタル・システムに關する執務用の覺書に次に掲ぐる文章で極めて明瞭に叙述されてゐるのであつて、同時に、ポースタル式の處遇に責任を有つてゐる人々の教育についての根本の態度を深く突込んで説明してゐるのである。

「以前には、只だ威力を用ひて弱年の犯人を制御して行くといふ方法が存してゐたのである。この方法では、少年を只だハンマーの力にのみ屈服する何か堅いものゝ塊りと見たゞけであつて、そして、これを或る一つの型の中に打ちこもうと全力を盡したものである。しかし、この方法は多くの場合内部の破滅を招き、而して、少年の心をして却つて誤れる型の中に陥らしむることになるのである。是れは全く、權力の行使は今迄よりも受刑者をして更らに一層反社會的たらしむるといふ反動的な結果を生じがちだからである。この處遇方法に次いで起つた第二期の處遇方法は、過去五十年間多くの教化施設に於て盛んに

行はれたもので、壓迫の方法と呼ばれ得るものである。この第二期の方法に在つては、少年を恰もセメントの塊りの如く取扱つて、外部からの穩かな連續的の權力の壓迫で少年を型にはめようと努めたのである。斷えず反復さるゝ壓迫で、彼は時と共にいつしか舉動を慎しみ、命令を遵奉し、尊敬を拂ふべき人の面前では常に態度を端正にする習慣を養ひ得るのである。この事は決して其自身悪い特質ではないのであつて、このシステムを適用したものは悉く、若千年月かゝる勵えざる訓誡と日々の習慣をくり返してゐるならば、たとへその權力の壓迫がなくなつたにしても、凡ての少年はこの喜ぶべき作法を持続して行くだらうと思つてゐたものである。しかしながら、人間の行爲の動機といふものは、習慣の法則や指導者の聲のとゞく處よりも恐らくもつと深い處に潜んでゐるのである。何人にしろ其人の性格が、こんな風な壓迫で型を作られた外部の作法で結局定められるものではなく、それはかゝる方法の恐らくは到底觸れることのできない内部から湧いてくる力によつて定まるのである。是に於てか、徒だに外部からの權力の壓迫に委ねられた少年が、自由生活の色々な影響に暴らされるやいなや、全く異つた他の型のものとなるといふ悲しむべき事象が屢々起るのである。語を換へて言へば、少年がセメントの塊りのように取扱はれた後では、自分もセメントの塊りであるかの如くふるまつて、漸次自分の周圍のあらゆる影響に動かさるゝことになるの

である。

少年を教化訓練 (to train) する第三の最も困難な方法は、少年を一箇の生きた有機體としてみることで、この有機體といふのは、それ自身の生命の神祕とそれ自身の生活の原動力とを有つてゐるもので、たとへ外部の關係に於て刻々の環境の變化によりて影響さるゝことはあつても、決して單に外部からの壓迫によつては永續的にして徹底的な變化を蒙ることのないものである。かるが故に、ボースタルでは今日、少年を見るのに、本人の特殊の性格並びに生活は種々雑多のものが入り交つてでき上つてゐるものとみてゐるのである。而して、従つて、少年犯人教化の目的を有つボースタル・システムの任務は、彼を一つの型の中へ壓搾することではなく、彼の行動を調整する力を發達せしめ、善なるもの純なるものに對する熱愛と他人の力を假らず自己の確信によりて自己を濟ふがため、自己の生活を正しく生きんとする欲望とを鼓吹することなのである。これが爲めには、先づ、箇々の少年を研究して、彼の性癖傾向と並びに内部に潜める能動性を發見し、面して後、本人の願望を制約し而して單に俸給や収入のことばかりでなく、更らにそれ以上の尊貴な或る目的のために處世の方針を樹立せしむる底の性格を産み出す一箇の生活觀を接種してやることが必要である」

「アレキサンダー・ペーターズン氏著「ボースタル・システムの原則」(Alexander Paterson, The Principles of the Borstal-System, pp. 12ff.)」

System, pp. 12ff.)」

「ボースタル式教化は二箇の條件に基いて存立してゐるのである。即ち、一つは、人間には必ず何人にも何か善いものが潜んでゐるといふこと、二つには、殆んど凡ての人は或る團體精神 (esprit de Corps) を持つて生れつゝいてゐること、是の二つが基本條件となつてゐるのである。而して、この第二の條件たる團體精神に訴ふるといふことは、いかなる英國人の場合にあつても徒勞に終ることはないのである。即ち、團體競技にあつては、「試合は正しくしろ」(Play the Game)であり、艦隊に在つては、「旗艦に続け」(Follow the Flag)であり、「昔なじみの艦を守れ」(Stand by the old ship)であつて、この短い命令に動かされない英國人は一人も居ないのである」前掲「原則」(Principles, p. 8)

如上のペーターズン氏の文章の中に、ボースタル式教化の特質の全貌が描き出されてゐるのである。以下少しくこれについて註脚を加へてみたい。即ち、

(一) ボースタル・エデュケーション(教化)は未成年犯人についての近代的生物發達學の解釋から出發してゐるのである。といふのは、教化の可能性には生物學的の限界の存するものなることを認識してゐて、而して、いくら努力しても、それぞれ各未成年者の素質の許す所のもの以外には導き出し得ないことを知つてゐるのである。かるが故に、ボースタル・エ

デュウゲーシオンは毫末も思ひ上つた誇大な空想に傾はさるることではないのである。それは、單に少年の「自己の表現試み」(“an attempt of self-realisation”)であり「バーマン著「英國のボースタル・システム」(Barman, S., The English Borstal-System, p. 36.)」「不良の素質のものを苦闘の生活へ訓練せよ」(“The preparation of poor material for a hard life”) (Principles, p. 32) などにすぎないのである。

- (二) 是に於てか、ボースタル式教化處遇は未成年者の根本的な刑事生物學的研究——これは施設拘禁期間を通じて行はるゝのである——及びこれと關聯して立案せられたる教化のプランを以て始まるのである。しかし、このプランは、其後の經驗に徴してさうした方が有利だと認めれば、直に變更せられるのである。英國人は、しかし、この刑事生物學的研究から一切を期待してはゐないのであつて、徹底的にこの研究は行はれてゐるものゝ、その助力だけで最初から教化の可能性の限界を定め得るものであるかどうかといふことについては極めて懐疑的な態度を持してゐるのである。教化可能性の有無を終局的に決定するには、入學試験場に於ける醫師の如く只だ少年を観察研究するのみではなく、直ちに少年の心を獲んと努むる教化者其人の性格に俟たざるべからざるものと英國人は信じてゐるのである。
- (三) ボースタル・エデュケーションの方法論は少年及び成年の

有つ生物發達學上の要求とがっちり結びついてゐるのであるが、それは極めて弾力性に富んだもので、箇々の少年を慎重に觀察し護育するベダゴギク(少年教育法)と集團教育との機宜を得た効果的な融合諸調を基礎として成立してゐるのである。この教化の方法をひつくるめて、英國人はこれを「トレーニング」(“training”訓練)なる語を以て言ひ表はしてゐるのである。このトレーニングなる語に全く合致する語はドイツの國語にはないのである。ボースタル・トレーニングとは、少年に箇人としても同時に分團として(グループ)も始終斷えず新しい目的を示して導いて行く繼續的な微細な手のかゝる仕事なのである。それは、集團生活に於ても個々の生活に於ても身體上並びに精神上あらゆる角度から少年受刑者を鍛鍊して眞の英國の少年たるに恥ぢざるものとなすために、觀察と企畫とに集注せらるゝ處遇上の活動なのである。

ボースタル式教化處遇の最高の原則は、少年受刑者の自助への助力 (“Help to self-help”) であつて、このボースタル・エデュケーター(教化部職員)の勝れた技術が示さるのである。「お前だけだ、他人は何人も結局お前を濟ふことは出来ないのだ」(“nur du, und kein anderer kann dich helfen Endes retten”)——この語が拘禁の第一日からボースタル少年の心に深く打ち込まれるのである。エデュケーターは何でも知り盡してゐる教師 (“teacher”) であつてはならな

いのであつて、必要だと思ふ時にのみ干渉の手を加へることを知つてゐる倦むなき観察者 (active observer) であらねばならないのである。若し、眞に教化が深く根ざした効果をもたらすべきものとするならば、少年の性格を曲げ歪めようとすることはないのである。少年の教化といふものゝ、結局少年は自分一個の本質から自力で發達していかなければならないのである。「己れを修め、己れに克ち而して自己を發見することを教しへるのがボースタル・アイデア (案) の心髓である」 ("That is the heart of the Borstaleridea, to teach self-discipline, self-control and self-discovery.") (「原則」十四頁)。

名譽心に訴へ、自責自制の念を強化し、義務を賦課して正確にこれを履行せしめ、少年に存する一切の社會的能力を指導して實際に應用せしむる等——渾て是れボースタル式教育の精神の表現であつて、施設全體に潑刺たる活力を賦與してゐるものなのである。

是を以て、トレーニング (訓練) といふ思想は、少年受刑者の能動的な協力を決定的と言へるまでに重きを置くがために、教化上極めて効果的で價値豊かなものがあるのである。少年が手を束ねて他人の教化に身を委ねるだけでは足りないのであつて、自ら進んで不斷の努力を盡さなければならぬのである。しかしまた、同時に彼は自分の勞作の結果をも親しく見ることができるのである。それは、彼の努力は發達進

歩に伴つて特權や表彰章が與へられ、施設内に於ける勢力信用が漸次高まつて行くからである。

(四) しかし、生物學上の根據に基いた共同並びに分團教育の法は、刑事生物學及び刑事教育學上の見地に從つて慎重なる少年の選擇、分類、分團組織を意味してゐるのであつて「原則」三三頁以下)、これが今日如何様にボースタル・システムに於て實行されてゐるかは、後段に至り施設の分類及び寮舎組織並びに異進處遇の兩制度に關する章に於て述べることにする。(この章未完)

Blätter für Gefängniskunde, August-September 1937

資料

プロシヤ刑務法 (一)

一九三三年八月一日の「プロシヤ行刑法及び恩赦法」については曩に本誌(第四十八卷第九號)に「プロシヤ自由刑執行法」なる題下に刑事學研究會の譯に係るものが掲載せられた。此處に譯載するものは、その施行細則である。前者と併せて讀者の研究を切望する。

一九三三年八月一日プロシヤ司法省所管刑務所ニ對スル  
服務及執行規則 (稱略 DVD)

第一編 服務規則

A 行刑官廳

第一條 自由剝奪ノ執行ヲ目的トスル司法省所管ノ施設ハ之ヲ重懲役刑務所 (Strafanstalten) 及ビ輕懲役刑務所 (Ge-fängnisse) トス

重懲役刑務所ニ於テハ專ラ重懲役刑 (Zuchthausstrafen) ヲ執行ス

輕懲役刑務所ハ左ニ掲グルモノニ之ヲ充ツ

- a 輕懲役竝ニ拘留刑 (Halbstrafen) ノ執行
- b 假逮捕ノ者 (vorläufig festgenommene Personen) ヲ含ム未決拘禁者竝ニ引渡スベキ犯人 (Auslieferungspersonen) トス

und Durchlieferungsgelangen)ノ收容

c 民事拘禁(裁判上ノ秩序罰及ビ強制執行手續上ノ拘禁)ノ執行

d 例外的ニハ警察留置者殊ニ追放スベキ外國人ノ收容

第二條 各控訴院管内ニ付監督官廳(第三條第二項)ハ當該控訴院長ト協議ノ上收容規程(刑ノ執行計畫)ヲ告示シ司法大臣ニ之ヲ報告スベシ。輕度ノ變更ニ係ル場合ハ追加報告ヲ以テ足ル

執行計畫ヲ定ムルニ當ツテハ設備上有罪判決確定者ニ能フ限リ效果アル行刑ヲ期待シ得ル刑務所ニ之ヲ收容スルコトヲ目的トスベシ。此ノ場合收容者ノ宗旨、年齢及人格ヲ、殊ニ刑罰拘禁中ノ善行ノ推定の度合ニ關シ人格ヲ斟酌スベシ。三月以上ノ刑ハ所長ヲ置ク刑務所ニ於テ之ヲ執行スベシ。個々ノ事案ニ付執行計畫ニ異ナルハ重大ナル理由アル場合ニ限リ且ツ監督官廳ノ認可ヲ要ス

刑務所ノ定員超過ノ爲ニ收容者ノ收容ニ關スル原則(第五十一條、第五十四條、第五十五條)ヲ實行シ能ハザル場合ハソノ定員超過ガ一月以上持續スル處アル限リ所長ハ監督官廳ニ報告スルコトヲ要ス。監督官廳ガ單獨又ハ地ノ管内ノ監督官廳ト協力スルモコノ障害ヲ除去シ能ハザル場合ハ

司法大臣ニ之ヲ報告ス。多數ノ收容者ヲ移管スル場合ハ司法大臣ニ報告スルコトヲ要ス

第三條 總テノ刑務所及ビ總テノ執行ニ關スル最高ノ監督ハ司法大臣之ヲ行フ

本則ニ於テ監督官廳ト稱スルハ檢事長(Generalstaatsanwalt)ヲ謂フ。檢事長ハ其ノ管内ニ付左ニ掲グル事項ニ關シ責任ヲ負擔ス

a 總テノ刑務所ノ管理ニ關スル監督  
b 總テノ執行ノ監督並ニ行刑及釋放者保護ノ目的ノ促進ニ關スル全アノ方策ノ助長

c 官吏ノ任命(但シ司法大臣ニ依リ行ハルル場合ハ之ヲ除ク)並ニ其ノ教養訓育ノ監督促進。同時ニ司法監督官(Juristwachtmeister)ノ職ヲ司掌セザルベカラザル官吏ニ付テハ之ニ關スル決定ハ控訴院長檢事長ト協議ノ上行フ

控訴院檢事局ニ於テ行刑事務ヲ司掌セシムル高級官吏ハ行刑ノ實際ニ經驗アル者タルコトヲ要ス。控訴院檢事局ニ於テ行刑事務ヲ掌スル官吏ノ地位ハ重懲役刑務所監督ノ官吏ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ要ス

第四條 司法大臣ハ其ノ代理官(司法省參事官)ヲシテ年ニ數個ノ刑務所ヲ巡閱セシム。代理官ハ指示ヲナス權限ヲ有

ス

檢事長ハ其ノ管内ノ刑務所ニ付總テノ重要ナル事項ヲ知ル爲ニ自ラ之ヲ巡閱シ又ハ他ノ者ヲシテ巡閱セシムベシ。專任ノ所長ヲ有スル刑務所ハ少クトモ六月毎ニ之ヲ巡閱スベシ。此ノ場合刑務所ノ總テノ設備ハ少クトモ年ニ一回之ヲ根本的ニ檢査スベシ

巡閱官ハ勤務關係及管理事務ノ監督ニ付通覽シ官吏ノ職務成績ト職務觀念ニ付個人的印象ヲ得ルコトニ力ムベシ。巡閱官ハ能フ限リ刑務官會議(第三十七條、第三十八條)ニ出席シ又拘禁室及作業室ヲ訪問シテ執行ノ方法、收容者ノ肉體的、精神的状态並ニ有效ナル處遇ニ付確認スルコトコアラヲ要ス。巡閱官ハ各拘禁方法ノ差別的形式方等閑ニ付セラレザル様注意スベシ。通常檢閱ヲ受クベキ事項(例ヘバ第六十八條、第八十一條、第二百十條)ノ外願出若ハ情願ニヨリ既ニ申出ラレタル收容者又ハ申出ツル收容者ノ明細書ヲ巡閱官ニ提出スベシ。カカル收容者ニ對シテハ能フ限リ之ヲ聽取スベシ

第五條 檢事長ハ其ノ管轄内ニ於テ行刑ノ職務ニ從事スル官

吏ノ總テニ對シ職務監督ノ權ヲ有シ且ツ官吏懲戒令ノ規定

ニ依リ懲戒權ヲ有ス。行刑ノ職務ハ之ヲ兼職トシテ從事スルノミニシテ他ノ官廳ニ主タル職務ヲ有スル官吏ニ對スル懲戒權ハ其ノ官廳ト協議ノ上行フコトヲ要ス。判事ハ輕懲役刑務所長トシテノ地位ニ在ル場合ト雖モ判事懲戒令及ビ其レニ記載サレタル部分ノ職權ノミニ服ス

B 刑務官吏

第六條 各刑務所ニハ所長(管理者)一名監督官吏及ビ看守若干名並ニ必要アル場合ニ於テハ書記及技術者若干名ヲ置クコトヲ要ス

女刑務所及女區ニハ成ルベク女官吏ヲ配置ス  
教誨師、醫師、齒科醫及教師ハ之ヲ官吏トシテ任命シ若ハ囑託ス

第一節 所長

第七條 大刑務所ノ所長ニハ特別ナル官吏 (Strafanstalts-oberdirektoren, Strafanstaltsdirektoren, Strafanstaltsvor-sitzer)ヲ任命ス。此ノ刑務所ヲ一特別刑務所(Person-dere Anstalten)ト稱ス  
大刑務所 (Anstalt)ノ長 (Strafanstaltsdirektoren, Straf-

anstaltsberedkoren)ハ司法官ノ資格ヲ有スルヲ要シ且ツ  
行刑ノ職務ニ深キ教養アルヲ要ス

小刑務所 (Gefängnis)ノ長ハ區裁判所ノ判事ヲ以テ之ニ充  
ツ若シ區裁判所ニ數人ノ判事アルトキハ特ニ指名セラレタ  
ル場合ノ外監督判事之ニ當ル

司法大臣ノ命令ニ依リ小刑務所 (Gefängnis)ノ管理ハ之ヲ  
所在地又ハ附近ノ特別刑務所ノ長ニ委任スルコトヲ得

大刑務所 (Anstalt)ニハ所長ノ外特別ナル管區長(重懲役  
刑務所管區長 (Strafstalt-Abteilungs-vorsteher)ヲ置クコト  
ヲ得。檢事長ノ詳細ナル規程ニ從ヒ看守ニ對スル懲戒權ヲ  
除クノ外、ソノ管區ノ範圍ニ付所長ノ權限ハ之ヲ管區長ニ  
委任スルコトヲ得。管區長ハ所長ノ指揮監督ニ服ス

第八條 所長ハ刑務所ノ管理ヲ爲シ外ニ對シ刑務所ヲ代表  
ス。所長ハ又刑務所會計ノ命令官ナリ。公文書ノ署名ハ之  
ニ付發セラレタル特別ナル規定 (AV. v. 31.12.1930. JNH.  
1931 S. 42)ニ據ル

收容者ノ作業賦課及其ノ作業狀態ニ關シテハ毎日之ヲ所長  
ニ報告スベシ  
總テ重大ナル事件ハ所長ニ報告スベシ。逃走、逃走未遂、  
抗拒、自殺未遂、重大ナル疾病、災難、死亡、火災、保安  
處置、官吏ノ犯罪其ノ他ノ非常ナル事件ハ遲滞ナク之ヲ所

長ニ報告スベシ

第九條 所長ハ定員上ノ官吏並ニ官吏タル又ハ官吏タラザル  
補助員ノ職務監督ヲ行フ。所長ハ上級官廳ニ屬スル官吏ヲ  
除キ此等ノ職員ニ對シ官吏懲戒令ニヨリテ與ヘラレタル權  
限ノ範圍ニ於テ懲戒權ヲ行フ。第五條第二段ノ規定ハ此ノ  
場合ニモ適用ス

各官吏ガ明カニ特定ノ勤務ヲ命ゼラレタル場合ヲ除クノ外  
所長ハ事務分掌ヲ定ム。所長ハ職員ニ嚴格、且ツ清廉ナル  
義務ノ遂行、ソノ命令ノ良心的且ツ適確ナル遂行、同僚間  
ノ友誼、相互扶助ヲ要求スベシ。サレド又所長自ラ常ニコ  
レ等ノ任務ヲ模範的ニ遂行スルコトニ任ズルヲ要ス

所長ハ純粹ナル宗教的及醫師的處遇ニ關與スルコトヲ得  
ズ。純粹ナル技術的的教育ニ付亦同ジ。教誨師、醫師又ハ教  
師ノ處置ニシテ刑務所ノ安全、行政ノ秩序又ハ收容者ノ處  
遇ノ適切ヲ害スルモノアルトキハ適當ナル注意ヲ與フルモ  
實效ナキ場合ソレ等ノ處遇ノ實行ヲ防止スルノ權利ヲ有  
ス。此ノ場合ハ遲滞ナク監督官廳ニ報告スベシ

第十條 所長ハ規定ノ報告及統計の一覽表ヲ提出スルコトヲ  
要ス。重要ナル事項ニ付テハ事案ヲ詳悉シ監督官廳ニ報告  
スベシ  
第十一條 所長ハドイツ國民ニシテ眞摯ナル實質的關心ヲ示

ス者ニ對シ刑務所ノ參觀ヲ許可スルコトヲ得。多數人ノ參  
觀ハ監督官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス。外國人ノ參觀ハ  
司法大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

ドイツ高等學校ノ刑法ノ教師ハソノドイツ國民タル學生ヲ  
伴ヒ教授ノ目的ノ爲ニ刑務所ヲ參觀スルコトヲ得。教師ハ  
ソノ詳細ニ付所長ト協議シ參觀ニ先立チ監督官廳ニ報告ス  
ルコトヲ要ス

原則トシテ男刑務所ハ男ニ限リ女刑務所ハ女ニ限リ參觀ヲ  
許ス。例外ノ場合ニ付テハ監督官廳ノ決定スルトコロニ依  
ル

第十二條 所長ハ收容者ノ確實ナル看守、適法ナル收容及處  
遇、並ニ適當ナル就業ニ付顧慮スルコトヲ要ス。所長ハ收  
容者ニ對シ懲戒權ヲ有ス。行刑ノ適確ナル遂行ハ所長ノ特  
別ナル義務トス

第十三條 所長ハ新ニ收容セル受刑者ノ個性及經歷、判決ノ  
理由並ニ刑ノ量定ニ付能フ限り速ニ調査スベシ  
所長ハ晝間ニ於テハ少クトモ一週一回、夜間ニ於テハ少ク  
トモ半年ニ一回豫告ナクシテ刑務所ヲ巡視シ其ノ狀態ヲ檢  
察簿ニ記入スベシ

第十四條 特別刑務所ニ付テハ所長ノ代理ハ司法大臣ガ常置  
的ナル代理者ヲ定メザル場合監督官廳之ヲ定ム。會計理事

ヲ代理官ニ指定シタル場合ニ於テ所長長期ニ互リ不在ナル  
トキハ監督官廳ハ他ノ官吏ヲ會計官ニ任命シ會計命令書ニ  
署名セシムベシ

所長ハ自ラ充分ニ行刑ノ事務ニ從事シ得ムガ爲メ適當ノ事  
案ニ付各行政事務ヲ其ノ責任ニ於テ監督官吏ニ委任スルコ  
トヲ得

第二節 監督官吏 Inspektionsbeamte (上級、中級、刑  
務官)及書記補助者

第十五條 監督官吏ハ所長ノ指揮ヲ受ケ行政及刑ノ執行ニ從  
事ス。其ノ職務ハ之ヲA及Bニ分ツ。Aハ困難ナル職務、  
Bハ單純ナル職務ナリ。困難ナル職務ハ原則トシテ上級刑  
務官(重懲役刑務所監督官吏)、單純ナル職務ハ中級刑務  
官(重懲役刑務所ノ書記及助手)之ヲ分掌ス。但シ小拘置  
所タル場合又ハ上級刑務官ノ満員ナル場合ノ如ク職務上又  
ハ個人上ノ事情アリテ分掌スル能ハザルトキハ上級刑務官  
Bノ職務ヲ管掌スルコトヲ要ス。書記補助者又ハ中級刑務  
官ノ配置ナキ場合又ハ十分ナル配置ナキ場合書記ノ事務ニ  
付亦同ジ。詳細ハ一九三一年一月七日ノ命令ニ規定スルト  
コロニ據ル (JMB. S. 33) 小刑務所 (Gefängnis)ニ在リテ  
ハ所内監督ノ職務ハ檢事長ノ同意ヲ得テ控訴院長ノ定メタ

ル區裁判所書記之ヲ行フ。  
上級及中級刑務官志願者ノ採用訓練ハ之ニ發セラレタル命令ノ規定ニ據ル

第十六條 拘留所 (Gefängnis) ニ於ケル書記ノ職務ニ付テハ職務ノ種類ヨリ生ズル職責ヲ例外トシテ裁判所及檢事局書記ノ服務規則ヲ準用ス

第三節 看守官吏 (Aufsichtsmann)

第十七條 重懲役刑務所ノ勤務ハ男刑務所又ハ男區ニ在リテハ男ノ、女刑務所又ハ女區ニ在リテハ女ノ官吏及補助者之ニ従事ス

女收容者ノ定員少ナキ刑務所ナルノ故ヲ以テ特別ナル女職員ノ配置ナキトキハ女收容者ノ檢身、入浴及更衣ヲ爲スハ如何ナル場合ニ於テモ女職員ニ限ル。コノ爲ニ確實ナル女性ヲ囑託スルコトヲ要ス

小刑務所 (Zuchthaus) ニ在リテハ廷丁ヲシテソノ職務ノ傍看守ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得又廷丁及看守ハ短期間相互ニソノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得  
看守志願者ノ採用及訓練ハ之ニ付發セラレタル命令ノ規定ニ據ル

第十八條 看守官吏ハ特ニ左ノ職務ヲ行フ

- イ、收容者ノ受領及釋放ニ際シテノ關與
- ロ、收容者ノ確實ナル保管及直接ノ監督
- ハ、各室、設備並ニ備品ノ秩序及清潔ニ對スル配慮
- ニ、收容者及ソノ衣服ノ清潔ニ對スル配慮
- ホ、特別ナル看護者ナキ限リ病者ノ看護ニ對スル配慮
- ヘ、特別ナル規定ニ依ル收容者ノ運動、出廷及移送
- ト、地方的規定ニ從ヒ其ノ區並ニ其ノ職務ニ關スル帳簿、諸表及報告書其ノ他ノ記入

看守官吏ハ刑務所ニ於テ施業スル作業ニ關スル知識ヲ具ヘ作業ノ指揮ヲ直接ニ委任セラレタル官吏ヲ補助スルコトヲ要ス。看守官吏ハ收容者ヲシテ勤勉ナル勞働ニ従事セシメ作業器具及作業素品ニ對スル收容者ノ取扱ヲ慎重ナラシムルコトヲ要ス

看守官吏ハ夜勤及日曜勤務ニ均等ニ服務スル義務アルモノトス但シ所長ハ之ガ例外ヲ認ムルコトヲ得  
其ノ他ハ所内規程ノ定ムル所ニ依ル

昇進セシメラレタル看守官吏(第一看守部長、看守部長、女看守部長)ハ其ノ地位ニ基ク職務ノ實行ニ當リテハ配置セラレタル看守官吏及補助者ノ上官ナリ

第十九條 看守官吏ハ例外ノ規定アル場合ノ外勤務中所内所外共ニ規定ノ制服ヲ着用スベキモノトス

詳細並ニ補助者ニ關シテハ勤務服ニ關スル特則ノ規定スル所ニ依ル

第四節 技術官

第二十條 刑務所ニ於ケル技術員ニ付テハ一九二六年三月十六日ノ裁判所、檢事局ニ於ケル技術員ニ關スル服務規則(TDO)ヲ準用ス

刑務所ニ於ケル技術員ハ官吏 (planmäßige Beamten) ト備人トヨリ成ル。TDOニ謂フ官吏トハ一等機械長及機械長ヲ謂フ

ベルリン拘留所ニ於ケル技師長及技師ノ勤務ハ所内規則(第三十九條)ヲ以テ規定ス

第五節 教誨師

第二十一條 所屬信徒十人以上ヲ算ストキハ教會廳ト協議ノ上教誨師囑託者ヲ委囑ス。所屬信徒十人ニ滿タザルトキト雖モ亦教會廳ト協議ノ上教誨上ノ配慮ヲ保障セザルベカラズ  
大刑務所ニ於テハ專任教誨師ヲ任命ス。任命ニ先チ數月ノ

試補勤務ヲ命ズ

前項ノ規定ハユダヤ人ノ收容者ニ對シテ之ヲ準用ス

常設の外役所ニ於テモ同様ノ方法ニヨリ充分ナル教誨ヲ保障スベシ

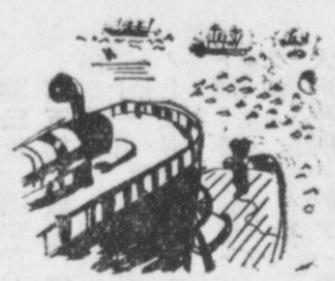
第二十二條 專任教誨師ハ就中左ノ任務ヲ行フ

- イ、神事式、禮拜及棺前祭ノ執行
- ロ、個人教誨及聖禮ノ司祭
- ハ、宗教々育
- ニ、收容者及ソノ家族ノ保護及ビ之ニ要スル文書授受ノ實行
- ホ、收容者ノ發受書信ノ檢閱

ヘ、特別ナル場合ニ於テ收容者トノ面會時間ヲ保ツコトト、刑務官ノ教養訓練ニ關スル關與

囑託教誨師ノ職務ニ付テハ之ニ準ジテ規定スベキモノトス  
其他ニ付テハ新教派ノ教誨師ニ對スル訓令並ニ舊教派ノ教誨師ニ對スル訓令ノ定ムル所ニ依ル

第二十三條 教誨師ノ活動ハ司法行政官廳トノ協議ニ基キ教會廳ニ依リ監督セラル



# 満・鮮旅行記【上】

豊多摩

神酒澤 孝四郎

岩 松 茂

關東州大連市關東刑務支所へ受刑者の護送出張を命ぜられましたので、その歸途後記の旅程に依つて、滿洲の一部と朝鮮のほんの一小部分とを旅行して來ました。御覽の通りの短時日（一月十六日東京發同月二十八日歸京）なのと、その上寒さに脅かされて居つたので、本當に素通りと言つても、よい様な旅行でしたが、一通りのツアーリストが視察する處は是非立寄つて來たいと思つて居りました。

## 一月十六日

午後八時木下戒護課長に見送られて、役所を出發し、九時東京驛發下關行列車に乗車する。寒氣は殊の外に厳しく、スチームは我々の車を温めてはくれない。皮肉にも出發第一夜から耐寒試験である。

## 一月十七日

午前八時三十二分三の宮驛に到着。正午大阪商船の日滿連絡船うすりい丸

六、三八六噸に乗船し、神戸港を出帆す。僅かに丸い船窓より遙に點滅する瀬戸の内海の美しい夜景を賞するのみ。

## 一月十八日

波靜かな瀬戸内海を走る船足の速さ、午前九時門司に入港する。船客の多くは下船し、薄暗い船室には私共三人となる。船倉に積荷するクレーンの騒音に煩はされつゝ、遠くかすむ下關の山々を丸い窓から眺めては、一時も早く出港にな

る様希ふのみである。

空はいよ／＼晴れ、陽はいよ／＼麗か。正午出帆。我々の職務を御理解下さる事務長の御好意によつて、我々に二等船室の一つを貸して下された。〇〇病院船に出會ふ。凱歌今日還何人の感慨が胸を去來する。船は朝鮮海峡へと進む。

## 一月十九日

明くれば名題の玄海灘。その荒波にも大した悩みもなく、その名に違はぬ黄海も事なく、極めて平穩。

## 一月二十日

午前八時大連港外に到着する。午前九時上陸し、直ちに自動車を馳つて關東刑務所支所に赴く。身柄の引繼も終り、公務も恙なく果し得た喜びに一種の氣安さを覚え、とかく睡眠不足に惱まされ勝である。

神戸及び門司兩港から元氣潑刺たる青

年が三百名程乗込んで來た。新に滿鐵に採用された者達であつて、胸間には出身縣名を書き付けた札を下げ、皆張り切つた肉體の持主である。主として滿洲奥地に於て勞務に従事すると聞く。彼等の胸中深く往來するものは父か、母か、否祖國日本であらう。これこそ青年日本の眞の飛躍であると考へる時、自ら目頭の熱くなるのを禁ずることが出来なかつた。

年々三百萬餘の移民を海外に送らざるを得ない日本も、世界の各地にその門戸を閉ざされては、滿洲こそ唯一の進一歩である。滿洲の沃野は日本移民を歓迎し、その努力に俟つべきものが多い。我は飛躍日本の理想實現の爲めに、此の大陸の沃野に奮闘すべき使命を果さなければならぬ。之こそ日清、日露、滿洲事變等の數度の戦に、祖國の爲に血を流した貴き犠牲に對する義務である。

我が拓務省は前後四回に互つて、千四百名の特別農業移民を入植し、昭和十年十二月日滿合辦滿洲拓殖會社が設立され

て以來は、哈爾濱郊外の天理教村、錢家店の天照園村等約三百餘名が、氣候風土に馴れず且つ、度々の匪害に悩まされつゝも倦まざる努力を拂ひ、困苦缺乏と戦ひつゝ、着々として目覺しい實績を現出し、現在は完全なる自給自足農業移民の可能性を實證しつゝあるとの事である。

上陸第一歩の滿洲は流石に寒い。比較的暖い地に生れ、東京を離れて生活した事の渺い私共には、實に身に沁みる寒さであつた。滿洲は緯度的に大分北に位するばかりでなく、多期になると蒙古からシベリヤ方面の高氣壓圏内に入り込むため、北西の風が常に相當強く吹いて寒氣が厳しくなるのである。大抵一月初旬から二月中旬までの約四十日間位で、私共が到着した頃は最も酷い時で零下十二度であつた。實に身を切る寒さである。

十二時少し過ぎる頃、十河支所長さんの自動車に同乗して旅順の關東刑務所に行く。

(1) 管刑執行状態

次 年	第一審確定ニ依ル刑執行者				以 上 上 訴 申 立 者	疑 者 告 身 及 人 分 於 テ 釋 シ 放 者	以 上 實 人 員 合 計	合 計 ニ 申 ス 立 者 比 率	
	管刑ヲ受ケタル者		自 由 刑 役 場 留 置 者	實 人 員 計					
	實 人 員	延 人 員							
昭和七年	933	1,764	4.83	383	1,316	585	1,901	73	2.7%
昭和八年	951	1,768	4.84	302	1,253	495	1,750	49	2.8%
昭和九年	981	1,779	4.87	269	1,250	617	1,867	42	2.3%
昭和十年	1,133	2,093	5.73	459	1,592	625	2,217	42	1.7%
昭和十一年	975	1,782	4.88	470	1,445	484	1,929	39	2.0%

(2) 管刑及懲役受刑者比較

年 次	受刑者 收 容 人 員	管刑トシテ收容シタルモノ				懲役トシテ收容シタルモノ			
		總 員	初 回	再 回		總 員	初 犯	累 犯	
				人 員	認 員ニ對 スル比率			人 員	總 員ニ對 スル比率
昭和七年	1,221	833	705	124	0.149	278	191	87	0.313
昭和八年	1,149	951	835	116	0.122	197	102	95	0.482
昭和九年	1,128	981	802	179	0.183	147	71	76	0.517
昭和十年	1,329	1,133	1,037	96	0.085	196	86	110	0.561
昭和十一年	1,380	975	799	176	0.181	405	237	168	0.415
平均比率					0.144				0.457

(イ) 本表ハ滿支人ノミヲ示ス

(ロ) 受刑者收容人員ハ滿支人ニシテ死刑囚及勞役場留置者、女、十六歳未滿ノ少年ヲ除ク一切ノ受刑者人員ヲ表ス

(ハ) 管刑ノ初回トハ初犯者ノ謂ニ非ズ 管刑ヲ受ケタルコトノ初回ノ謂ナリ。再回トハ曾テ一回以上ノ管刑執行ヲ受ケタル者ノ謂ナリ

(ニ) 前ニ管刑ノ執行ヲ受ケタル者ガ今回懲役ニテ收容サレタル者ハ管刑再回者ニ加ヘタリ

途中、日露戦役に於ける皇軍の活躍の跡を説明下さる支所長さんのお聲に、幾度か假眠を破られる。然し深く脳裡に刻む當時の苦難と、現在北・中・南支の聖戦に一命を捧げて銃を握らるゝ將士の勞苦とを偲ぶ時、私共の胸中には鬱勃として大和魂の湧き出づるのを覺えざるを得ない。

宮崎所長を初め幹部の方々に御挨拶し、所内を見學する。

關東刑務所は明治四十年十一月、露國半成の獄舎を増築し、逐年收容者の増加するに伴つて増築を重ねたもので、従つて戒護上及び作業上種々の不便が尠くない様に拜見された。

戒護方法及び作業經營其他殆んど内地のそれ等と異なる點はない。

支所(大連市)は大正十二年新築し、主として刑事被告人が收容されてゐる。極めて少數の日鮮滿の受刑者が收容されてゐて、稱呼番號によつてそれ等の區別が判然してゐる。

關東州に於て尙奇異の眼を見張らざるを得ないものに管刑がある。現在尙ほ施行せられてゐるものであつて、私共は幸か不幸かこの管刑執行の現状を見ることは出来なかつた。

此の管刑に就いては先頃渡滿された正木亮氏が、その施行の現状に接して詳論されておられる(刑政第五十卷第十號)ので、私共は茲に再び筆にする煩を省き、單に如何なる犯罪についてどの程度に且つ如何なる犯罪者に對して執行されつゝあるかを記すに留めたい。

管刑の制度は明治四十一年九月勅令第二三六號を以つて制定せられ、現在に於ては關東州のみに行はれてゐる。

管刑に處することを得る者は

(一) 三月以下の懲役刑に處す可き支那人の犯罪

(二) 百圓以下の罰金刑に處す可き支那人の犯罪に就いて、被告人が

(イ) 關東州内に一定の住所を有せざる時

(ロ) 無資産なりと認めたる時 その情狀

(三) に依つて管刑に處することが出来る拘留又は科料の刑に處すべき支那人の犯罪 管刑は十六歳以上六十歳以下の男子にのみ之を科することが出来るのである。

管刑は三十以下は一回に施行し、管數三十迄を増す毎に一回を加へるのである。管刑は勿論鞭に鞭するのであつて、管は竹刀の竹片の様な竹を二枚重ね、之に捕繩程度の麻糸を巻き付けた長さ約一尺五・六寸の竹棒である。

管刑は應報復讐の觀念に支配された舊刑事思潮の遺物であつて、懲刑であるとの非難はまぬかれなかつても、亦次の様な利益があることは否定し得ぬと爲してゐる。即ち

(一) 拘禁費用を要しない點

(二) 我が行刑法規は日本人を對象として處遇規定を定められたもので、日本人より生活程度低き民族を對象としての現在の自由刑の効果は充分なものと考へられない、と。

答數六十、 年齢 30歳—40歳、 (10人分平均)

區別	確定時	第一回		第二回	
		執行前	執行後	執行前	執行後
體溫	36.5	36.6	36.9	37.0	37.0
脈搏	64	78	137	89	149
握力	26	26	26	26	26

(D) 答刑三十の分  
答數三十、 年齢 20歳—30歳、 (9人分平均)

區別	確定時	執行前	執行後
體溫	36.3	36.2	35.7
脈搏	61	57	83
握力	27	26	27

答數三十、 年齢 30歳—40歳、 (10人分平均)

區別	確定時	執行前	執行後
體溫	36.8	36.4	26.5
脈搏	70	79	132
握力	29	31	28

答數三十、 年齢 40歳—50歳、 (12人分平均)

區別	確定時	執行前	執行後
體溫	36.6	36.4	36.5
脈搏	69	81	131
握力	28	27	28

(4) 答刑受刑者罪名別

昭和十年					昭和十一年				
罪名	答數			實人員	罪名	答數			實人員
	百以下	六十以下	三十以下			百以下	六十以下	三十以下	
竊盜	242	237	450	929	竊盜	185	219	389	793

(3) 答刑ノ及ボス生理的影響

(A) 血壓表

答數三十、 年齢 20歳—30歳、 (11人分平均)

區別	確定時	執行前	執行後
血壓最大	121	124	135
血壓最小	72	72	79

(B) 答刑九十の分

答數九十、 年齢 20歳—30歳、 (8人分平均)

區別	確定時	第一回		第二回		第三回	
		前執行	執行後	執行前	執行後	執行前	執行後
體溫	36.4	36.5	36.7	36.9	36.8	37.0	37.1
脈搏	67	78	104	87	129	92	130
握力	25	26	25	24	23	25	25

答數九十、 年齢 30歳—40歳、 (11人分平均)

區別	確定時	第一回		第二回		第三回	
		執行前	執行後	執行前	執行後	執行前	執行後
體溫	36.6	36.6	36.6	36.9	36.9	37.0	37.0
脈搏	74	76	119	96	132	96	136
握力	26	24	25	24	24	24	27

(C) 答數六十の分

答數六十、 年齢 20—30歳、 (8人分平均)

區別	確定時	第一回		第二回	
		執行前	執行後	執行前	執行後
體溫	36.7	36.5	36.6	37.0	36.9
脈搏	69	75	129	90	146
握力	27	25	27	26	27

詐欺	20	14	15	49	詐欺	11	15	12	38
横領	12	14	21	47	横領	20	12	18	50
贓物ニ罪スル	6	14	6	26	贓物ニ罪スル	8	11	8	27
文書偽造	3	1	—	4	文書偽造	1	—	—	1
傷害	2	1	6	9	傷害	4	2	2	8
死遺棄	4	6	1	11	死遺棄	—	2	3	5
賭博	1	—	—	1	賭博	—	—	2	2
誣告	1	—	—	1	誣告	—	—	—	—
恐喝	17	4	1	22	恐喝	13	3	—	16
脅迫	1	—	—	1	脅迫	1	—	—	1
侵入阿反	1	1	—	2	侵入阿反	1	—	—	1
東州違	20	2	5	27	東州違	26	—	—	26
麻薬取締反	1	—	1	2	麻薬取締反	—	—	1	1
規則違	—	—	—	—	規則違	—	—	—	—
其ノ他	1	—	—	2	其ノ他	—	3	3	6
計	333	294	506	1,133	計	270	267	438	975

(註) 以上諸表は昭和十一年度關東刑務支所所務要覽に依る。

所内の山は鞏固な砲臺のあつた處で、高さ四百十五尺且つ小高き山々に圍繞された要害眺望共に絶佳の處である。頂上には日露の戦役に貴き生命を捧げて、護國の鬼となつた陸海の忠勇の士二萬二百餘の遺骨を納めた納骨祠がある。且つ二百十八尺の圓鑄形の表忠塔もある。乃木、東郷兩將軍の發起に依つて建設されたもので、千古不滅の燈明臺ともなつて、暗夜を航く船の爲めにその天命を捧げてゐる。南に威遠砲臺黄金山砲臺を俯瞰し、數度の港口封鎖の我が海軍の力闘を髮髯たらしめるばかりでなく、北には白銀山、東鷄冠山望臺、二龍山、松樹山、爾靈山等いづれも盡きぬ當時の悲壯なる思出のよすがとならないものはない。納骨祠に參拜するに及んでます／＼去るに忍びない。夕陽の迫る頃周章として、かの歌に名高い水師營に赴く。臺の樹は今も尙ほ庭にあつて、當時の様子を尋ねた氣持になる。

大連市伊勢通のナニハホテルの一室に旅装を解いた頃は、大連市はその灰色の姿をくつきりと浮彫されてゐた。(續)

# 第十一回全國刑務所 武道大會 記

第十一回全國刑務所武道大會は刑務協會主催で昭和十三年五月十五日全國刑務所長會同に上京の内地は勿論、朝鮮、臺灣の代表所長並に隨行員等の列席のもとに豊多摩刑務所道場に於て行はれた。

試合開始に先立つて會長代理、豊多摩刑務所長の次のやうな開會の挨拶があつた。「本日諸君と、共に一堂に會し第十一回全國刑務武道大會を開催し得ますことは同慶に堪へません。殊に現下は事變中にも拘はらず、斯様に平穩に開催されますことは、これ我忠勇な皇軍の賜であります。北支に中支、南支に活躍奮闘してゐる皇軍に深甚の感謝を捧げなければならぬのであります。

此度の事變は諸君の想像してゐるより、遙かに重大なものあり、建國以來の未曾有ともいふべき重大な秋であります。介石の長期抗戰に對抗するには、身心の鍛鍊といふことか非に大切なことであります。どうか諸君懸命に奮戦して戴きたりませぬ。選士諸君は心の戰を神佛に誓つたのであります。

どこまでも武士道精神をもつて正々堂々と技を闘はせ、大會有終の美を濟していただきたいと思ひます。これを以て開會の辭に代へる次第であります。」

次に優勝旗及優勝盃返還式あり、いよ／＼劍道から火蓋は切つて落された……。

## 劍道

- 第一區(4) 對 第三區(2)
- 表審判教士、江口卯吉 裏審判教士、柴田 勸
- △佐藤(網走、二段) 對 コロ山本(三重、二段)
  - △メ油谷(北海少、三段) 對 △水野(名古屋、初段)
  - △メ野田(盛岡、三段) 對 △岡本(金澤、三段)
  - △メ鈴木(網走、三段) 對 △メ竹田(三重、三段)
  - △メ長内(北海、三段) 對 △メ松浦(名古屋、初段)
  - △メ三浦(網走、三段) 對 △伊藤(三重、三段)

第四區(1) 對 第二區(5)

表審判、柴田教士 裏審判、江口教士 時正に九時

△メ葛岡(高知、二段) | コド松本(府中、三段)

鈴江(徳島、二段) | フド宮下(前橋、三段)

船谷(大阪、初段) | メド紺野(豊多摩、三段)

コ谷(高知、二段) | コメ高橋(府中、三段)

メメ長岡(徳島、三段) | 奈良(前橋、三段)

メ藤村(高知、三段) | ココ笠井(府中、三段)

九時十分終了、試合時間僅かに十分、一人當り一分餘。

第五區(5) 對 第三區(1)

審判、江口、柴田教士

福永(鹿兒島、二段) | ココ山本(三重、二段)

メメ後藤(宮崎、三段) | コ水野(名古屋、初段)

メコ中島(熊本、三段) | コ岡本(金澤、三段)

ドコ上入佐(鹿兒島、三段) | メ竹田(三重、三段)

ココ中村(宮崎、三段) | 松浦(名古屋、初段)

ドメ平山(鹿兒島、三段) | 伊藤(三重、三段)

第一區(2) 對 第四區(4)

審判、柴田、江口教士

佐藤(網走、二段) | ココ葛岡(高知、二段)

コメ油谷(北海、三段) | メ鈴江(徳島、二段)

ド野田(盛岡、三段) | メコ船谷(大阪、初段)

コ鈴木(網走、三段) | コメ谷(高知、二段)

コメ長内(北海、三段) | メ長岡(徳島、三段)

メ三浦(網走、三段) | コメ藤村(高知、三段)

第二區(5) 對 第五區(1)

審判、江口、柴田教士

メド松本(府中、三段) | 福永(鹿兒島、二段)

フド宮下(前橋、三段) | 後藤(宮崎、三段)

メド紺野(豊多摩、三段) | コ中島(熊本、三段)

ココ高橋(府中、三段) | フ上入佐(鹿兒島、三段)

ド奈良(前橋、三段) | メメ中村(宮崎、三段)

メド笠井(府中、三段) | 平山(鹿兒島、三段)

第四區(4) 對 第三區(2)

審判、柴田、江口教士

ココ葛岡(高知、二段) | コ山本(三重、二段)

鈴江(徳島、二段) | フド水野(名古屋、初段)

メメ船谷(大阪、初段) | コ岡本(金澤、三段)

谷(高知、二段) | メド竹田(三重、三段)

メメ長岡(徳島、三段) | 松浦(名古屋、初段)

メド藤村(高知、三段) | 伊藤(三重、三段)

第一區(1) 對 第五區(5)

審判、江口、柴田教士

メ佐藤(網走、二段) | コメ福永(鹿兒島、二段)

審判範士、小澤愛次郎 教士、柴田 勸

佐藤(網走、二段) | フメ松本(府中、三段)

ココ油谷(北海、三段) | メ宮下(前橋、三段)

野田(盛岡、三段) | メメ紺野(豊多摩、三段)

鈴木(網走、三段) | コド高橋(府中、三段)

メ長内(北海、三段) | フメ奈良(前橋、三段)

メメ三浦(網走、三段) | 笠井(府中、三段)

時は頂度十一時五十分を告げ、非常時下に於ける第十一回全

國刑務武道大會剣道試合は、白熱を演じて、遂に第二區の優勝

に決定した。

得 點

十七點……第二區 十四點……第五區

十二點……第四區 九點……第一區

八點……第三區

剣道個人優勝者

先鋒 葛岡(高知 二段) 四區

\*葛岡と三重の山本二段、府中の松本三段同點で、この

三人に依つて個人決勝が争はれた。

五將 油谷(北海 三段) 一區

\*油谷と前橋宮下三段と宮崎の後藤三段と同點で、個人

決勝が争はれ、油谷の勝と決定。

四將 紺野(豊多摩三段) 二區

\*紺野は身長も五尺たらずの小兵であるが、仲々圓熟した試合振りを見せ、三段を三人、初段を一人なぎ倒し全勝の榮冠を得た。

三將 高橋(府中、三段)、二區

\*高橋と三重の竹田三段(三區)五區の上入佐三段と同點で、個人決勝の結果高橋の優勝となる。

副將 長内(北海、三段)、三勝一敗 一區

大將 笠井(府中、三段)、三勝一敗 二區

柔道

柔道試合は一時四十分より、第一區對第三區の試合を以て開始された。審判員は、九段範士三船久藏、七段教士星崎治名、六段教士白井清一の三氏に依つて代はる代はる行はれた。左に成績を簡單に掲載する。

第一區(2) 對 第三區(4)

審判、三船久藏 開始時間一時四十分

(足 拂)半澤(宮城、二段) 對 (業 有)飯田(岡崎、初段)

富田(札幌、二段) 對 (業 有)富島(長野、一級)

△ 川原(盛岡、初段) 對 (優 勢)星野(新潟、二段)

\*延長に次ぐ延長を重ねたが勝敗決せず、星野に優勢勝の審判くだり川原の負けとなる。

\*大阪の園田先に内股の業有をとれば、小山懸命に奮闘して返業有をとり、星崎審判に依つて「勝負」の審判が下されるや、双方物凄い守備、攻撃! 延長二回! 最後に小山五尺六、七寸の巨體を園田に背負はれて敗れた。

△ 三田(姫路、二段) 延長一回 (小内刈)岩澤(府中、三段)

△ 佐々木(大阪、二段) 對 (内 股)安達(横濱、三段)

第五區(4) 對 第三區(1)

審判、白井清一

(背 負)石丸(長崎、二段) 對 (業 有)飯田(岡崎、初段)

\*石丸は昨年も出場した選手で、業の圓熟、試合度胸等飯田選手の好敵ではなかつた。

(優 勢)松原(福岡、初段) 對 (業 有)宮島(長野、一級)

\*松原選手「ドウジャヤ」の掛聲で攻めたが勝負決せず「ドウジャヤ」の攻勢が優勢と審判された。

(内 股)石崎(山口、三段) 對 (業 有)星野(新潟、二段)

△ 松竹(長崎、三段) 對 (優 勢)畔柳(岡崎、三段)

(小内刈)中島(福岡、三段) 延長二回 對 (業 有)齋藤(長野、初段)

× 濱崎(長崎、三段) 對 (業 有)長谷(岡崎、三段)

\*双方大将にして、延長三回を重ねても勝敗優劣が決せられず引合けとなつた。

第一區(2) 對 第四區(4)

△ 小林(宮城、二段) 對 (小内刈)畔柳(岡崎、三段)

(背 負)阿部(札幌、二段) 對 (業 有)齋藤(長野、初段)

\*阿部選手は非常な練習をつまめた試合振りを見せた。

△ 神尾(宮城、三段) 對 (小内刈)長谷(岡崎、三段)

第一區對第二區の試合は二對四の成績を以て二十十分を以て終了、試合時間三十六分。

第四區(2) 對 第二區(4)

審判、星崎治名

(腰投業 有足拂)福田(大阪、二段) 對 (業 有)高橋(横濱、三段)

\*大阪の進出は期待に背かず……横濱の高橋三段は立つても寝ても仲々強いが、大阪の福田二段には腰投業有をとられ、更に見事な足拂をとらて抗し得なかつた。

△ 森下(姫路、二段) 對 (足 車)植田(府中、三段)

\*森下仲々抗勢に出、會長席までもひっくり返しての奮闘、遂に延長戦となつたが惜しくも植田に勝を譲つてしまつた。

△ 石富(松江、三段) 對 (拂 腰)奥田(豊原、三段)

\*豊多摩の奥田三段は第二區の豫選に於ては全勝をした強者……左拂腰、右拂腰、足拂等が得意、左と右がきくので石富もろくも敗れた。

(内股業 有背負)園田(大阪、二段) 對 (返業 有)小山(横濱、三段)

審判、星崎七段

△ 半澤(宮城、二段) 延長一回 (足 拂)福田(大阪、二段)

△ 富田(札幌、二段) 延長二回 (大外刈)森下(姫路、二段)

△ 川原(盛岡、初段) 延長二回 (内 股)石富(松江、三段)

\*延長二回、遂に決せず最後にまはして決戦を行つた。

△ 小林(宮城、二段) 延長二回 (背 負)園田(大阪、二段)

(返業)阿部(札幌、二段) 對 (業 有)三田(姫路、二段)

(内 股)神尾(宮城、三段) 對 (業 有)佐々木(大阪、二段)

第二區(3) 對 第五區(3)

審判、白井六段

(業 有)高橋(横濱、三段) 對 (押 込)石丸(長崎、二段)

(優 勢)植田(府中、三段) 對 (業 有)松原(福岡、初段)

\*松原選手は初段であるが仲々強味がある、府中の植田三段もやつと優勢勝であつた。

(足 拂)奥田(豊原、三段) 對 (業 有)石崎(山口、三段)

△ 小山(横濱、三段) 對 (業 有)松竹(長崎、三段)

(内 股)岩澤(府中、三段) 對 (押 込)中島(福岡、三段)

(内 股)安達(横濱、三段) 對 (業 有)濱崎(長崎、三段)

\*この試合は優勝戦とも見られ、双方息づまる程の緊張と接戦を続け三對三の同點。

第四區(5) 對 第三區(1)

審判、星崎七段

- (體落) 福田(大阪、二段) ———— Δ 飯田(岡崎、初段)
- (業有) 森下(姫路、二段) ———— Δ 宮島(長野、一級)
- (小内刈) 石富(松江、三段) ———— Δ 星野(新潟、二段)
- (内股) 石富(松江、三段) ———— Δ 星野(新潟、二段)

\*この試合は延長を二回重ねても優劣さへ決せず、後まはしにして決戦を行つた。その結果石富の勝。

- Δ 園田(大阪、二段) ———— (足 拂) 畔柳(岡崎、三段)
- \*畔柳昨年も晴の大会に出場、今年も堂々たる試合振りを發揮。
- (押込) 三田(姫路、二段) ———— Δ 齋藤(長野、初段)
- (背負) 佐々木(大阪、二段) ———— Δ 長谷(岡崎、三段)
- \*大阪、第四區の大將佐々木選手は最初は餘りかたくなりすぎて好調でなかつたやうに見られたが、この勝負に於てはあつさり長谷を背負投げ大將の貫録を示した。

第一區(1) ———— 對 ———— 第五區(4)

審判、白井六段

試合開始午後五時 ———— 終了五時十分

- (足 拂) 半澤(宮城、二段) ———— Δ 石丸(長崎、二段)
- Δ 富田(札幌、二段) ———— (内 股) 松原(福岡、初段)
- Δ 川原(盛岡、初段) ———— (足 拂) 石崎(山口、三段)
- Δ 小林(宮城、二段) ———— (小内刈) 松竹(長崎、三段)
- \*小林選手、顔を赤らめてやゝ亢奮しての奮闘、これに

- 對し松竹選手、「丹下左膳」みたいにして仲々の茶目振りを發揮し、遂に松竹選手の勝。
- Δ 阿部(札幌、二段) ———— (内 股) 中島(福岡、三段)
  - (足 拂) 神尾(宮城、三段) ———— Δ 濱崎(長崎、三段)

第二區(5) ———— 對 ———— 第三區(1)

審判、星野七段

- (内 股) 高橋(横濱、三段) ———— Δ 飯田(岡崎、初段)
- (業有) 植田(府中、三段) ———— Δ 宮島(長野、一級)
- (左拂腰) 奥田(豊多摩、三段) ———— Δ 星野(新潟、二段)
- (左拂腰) 奥田(豊多摩、三段) ———— Δ 星野(新潟、二段)
- Δ 小山(横濱、三段) ———— (足 拂) 畔柳(岡崎、三段)
- (小内刈) 岩澤(府中、三段) 延長二回 Δ 齋藤(長野、初段)
- (内 股) 安達(横濱、三段) 延長一回 Δ 長谷(岡崎、三段)

第四區(2) ———— 對 ———— 第五區(4)

審判、三船九段

- Δ 福田(大阪、二段) ———— (拂 腰) 石丸(長崎、二段)
- Δ 森下(姫路、二段) ———— (内 股) 松原(福岡、初段)
- Δ 石富(松江、三段) ———— (内 股) 石崎(山口、三段)
- Δ 園田(大阪、二段) ———— (業有) 松竹(長崎、三段)
- (足 拂) 三田(姫路、二段) 延長二回 Δ 中島(福岡、三段)
- (大外返) 佐々木(大阪、二段) ———— Δ 濱崎(長崎、三段)

第一區(2) ———— 對 ———— 第二區(3)

- (内 股) 半澤(宮城、二段) ———— Δ 高橋(横濱、三段)
- Δ 富田(札幌、二段) ———— (拂 腰) 植田(府中、三段)
- Δ 川原(盛岡、初段) ———— (跳 腰) 奥田(豊多摩、三段)
- (巴 投) 小林(宮城、二段) 延長一回 Δ 小山(横濱、三段)
- × 阿部(札幌、二段) ———— × 岩澤(府中、三段)
- \*岩澤選手を阿部選手押込まんとした時、岩澤手を痛め「痛分」になつた。
- Δ 神尾(宮城、三段) ———— (左股内) 安達(横濱、三段)

時に午後六時二十分、各區の得點は……

第二區……十五點 第五區……十五點

第四區……十三點 第一、三區……各七點

となり、第二區と第五區が各十五點で優勝が決せられない。

…そこで改訂の武道會規定(昭和八年一月刑務協會々長)

第七條「……最高點を得たる區を以て優勝とす

同點數を得たる區二以上ある場合は前の對戦に於ける點數を以て優劣を定む

前項に依るも尚優劣を決し難き場合は抽籤を以て優勝者を定む(行刑法規下卷一、八九八頁)

の規定に依り第二區の安達大將と第五區の濱崎大將の籤引に依つて第二區に優勝の凱歌が擧つた。

個人優賞者

- 先鋒 第四區の福田(大阪、二段)
- 二將 第二區の植田(府中、三段)
- 三將 第二區の奥田(豊多摩、三段)
- 四將 第三區の畔柳(岡崎、三段)
- 副將 第五區の中島(福岡、三段)
- 大將 第二區の安達(横濱、三段)

かくて優勝旗、優勝盃は剣道、柔道ともに第二區に授與された。

本日の柔道試合に對し三船九段から左の講評があり、最後に會長代理吉田豊多摩刑務所長の閉會の辭があり、第十一回全國刑務所武道大會は極めて盛大裡に午後七時四十分終焉を告げた。(豊多摩小生)

三船九段講評

今回の武道大會の試合は、例年に比し大體において非常に立派な試合でありました。殊に第四區の福田、第二區の上田、奥田、第一區の半澤、第五區の石丸君の如きは實に元氣一ぱいで、見事な技量を示されました。元來武道は、勝負の研究をすることも勿論であります、それよりも武道の精神に鑑みて、

継の立派なことが最も願はしいのであります。業にいかにも趣きがありユトリがあつて、試合が堂々としてゐれば、自らそこに人格の表現があつて、武道に志すものにとつては決して忘れてはならぬことと思ひます。その人の人格は勝負そのものよりも案から來るのであると思ひます。何卒諸君もその點に十分理解を有たれて、特に人格の表現としての武道の練磨に心がけられたいと存じます。今回はことに立派な試合を拜見して私も大いに満足に感じましたが、次回は更に一段の練磨を積まれて、彌が上にも立派な試合を見せていただくやうに特に御願ひ申し上げる次第であります。

吉田所長會長代理の挨拶

御承知の通りこの武道大會は、武道奨励の意味で全國の刑務官中でも、最も優秀なる人々を選士として、雌雄を決する次第でありますので、この大會に優勝された方々は、少くも武道に關する限り全國刑務所に君臨するものといふも敢て過言でないと思ひます。だが優勝された選士諸君もその他の選士諸君も、何れも武道の精神を體得して實に立派な戦ひを戦はれたことは、この大會を非常に有意義たらしむるものとして御同慶に存する次第であります。尤も優勝するものがあれば負けるものも

あるわけでありまして、負けた方には御氣の毒にも存じますが、しかし勝敗は時の運です。勝つたといつていゝ氣になるのも間違ひであれば、負けたといつて悲觀する必要もありません。勝つたものは益々その技を練つて次回の武道大會に備へ、負けたものは更に捲土重來の意氣込みを以てこれに臨むべきであらうと存じます。それでこそ武道大會の意味があるものと存じます。終りに臨み審判官各位には各試合に對し非常に嚴密公正なる審判を下され、又來賓各位も日曜にも拘らず終始御熱心に御觀覽下さいましたことは本大會のこの上もなき光榮とするところであります。この機會において厚く御禮申し上げる次第であります。

× × ×

協 會 記 事

刑務協會の各刑務所長並に司法官  
首腦部、評議員の招待

今回刑務官會同を機として刑務協會に於ては、上京各刑務所長並に司法官首腦部、本協會評議員各位を五月十四日午後五時半より赤坂幸樂に招待し、刑務協會總會を兼ねて慰勞の宴を張つた。來賓總數百十名、左記の如き瀧川刑務協會長の挨拶及び會務報告に次ぎ、江藤廣島刑務所長の挨拶ありたる後、一同歡談をつくして午後九時頃散會した。

瀧川會長挨拶並會務報告

今回の刑務所長會同を機會といたしまして、當刑務協會におきましても、聊かながら御慰勞に兼ねて會務報告の意味をもちまして、今夕この席を設け所長各位並に平素協會と御關係の深き司法部の各長官各位その他各關係者各位の御來臨を御願ひ申し上げましたところ、各位におかれましては御多忙の中を何かと御繰合せ下され、かくも賑々しく御貴臨を賜はり、意外の盛況を呈するに至りましたことは、當協會としてまことに

光榮の至りに堪えない次第でありまして、會員各位に對しては勿論のこと、來賓各位に對しても厚く御禮を申し上げる次第であります。當協會も御蔭をもちまして、着々進展の一路を辿り、蔭ながら我行刑のために貢献しつゝある所存でございますが、これもみな各位の御力添へのいたすところと深く感謝いたしてゐる次第であります。でこの席を利用いたしましたして、その後の會務につき簡単に御報告申し上げます。

刑務協會並に共済組合の昭和十二年度決算書は、すでに夫々印刷の上各位の御手許まで御送付申し上げてある筈でございますから、數字の内容等につきましては、こゝでは特に省略いたしまして、唯事業の状態に關し大略のところを申し上げます。昨年十月の總會席上におきまして、新規計畫その他の件に關し、稍々詳細に御報告申し上げましたので、各位におかれてもよく御承知のことと存じますが協會としては、その計畫に基いて目下着々とこれが實行に努力しつゝある次第であります。尤も時局柄でもありますし、一般會員の負擔は出来る限り軽くいたしたいと考へてゐますが、一方事業の方は成るべく手廣くして、以て會員の福利増進と協會の使命達成とに邁進いたす所存でありますので、目下會計收支の上では種々に困難な事情があつて從來通りの資金の蓄積は望み得ないいたしましたも、收支の權衡を失はぬ範圍においては、庶幾の成果を擧げつゝあるものと確

信いたしてゐる次第であります。

次に事業の一二について申し上げますればかねて懸案として、残つてをりました「刑政論集」もいよく發刊のことに決定いたし、目下印刷中でありますので、遠からず御一覽願へることゝ存じます、又雑誌「人」については頁數の増加、紙價の騰貴等經營上何かの困難もありますが、紙質を多少低下して在來の體裁を今後も維持して行く所存であります。

それから今事變における職員應召者中の戦死・戦病死者に対する慰藉方法といたしましては、事柄が事柄でありますし、經濟の許す限りにおいて十分考慮いたしまして、本年度内の支出額だけでもすでに六千圓近くに達してゐます。更に先きに時局に伴ふ收容者の作業奨励費を支出いたしましたことは前回に御報告申し上げましたが、その後更に一般職員の勞苦に酬ゆる意味をもちまして、協會より約五千圓程の金額を各支部へ向けそれ〴〵頒布いたしましたのであります。

最後に、協會において取扱ひました收容者の國防献金については、各位の御指導と御盡力の結果、第一次締切において七萬五千二百五十七圓五十四錢に達しましたが、これに取扱期間中における預金利子三百六圓七十四錢を加算すれば總額七萬五千五百六十四圓二十八錢也となりましたので、これを切半して夫陸海軍兩省へ献納することゝし、當時東京へ參集された各控訴院所在地刑務所長の方々と、東京所長の方々が總代として

兩省へ出頭、その手續を了し、聊かながら收容者の赤誠を披瀝することを得ましたことは寔に御同慶に堪えない次第であります。第二次献金もその後引續き行はれてゐますが、これ亦今日まですでに六千五百五十七圓二十九錢といふ額に達してをります。

更に共済組合のことでありますが、本年度は事變應召者への贈與金、並に犠牲者の脱退金、死亡共済金等の支出が非常に嵩みまして、そのため九千四百餘圓の支出超過を見たのであります。ところが、それだけに又、共済組合としては、組合員に貢獻するところがあつた次第であります。各位におかれましてもその點何卒御諒承の程御願ひいたします。

以上簡單ながら刑務協會並に共済組合の現状を御報告申し上げます。各位にも何卒右御承知置きの程を御願ひいたします。今夕は折角御枉駕を賜はりましたにも拘らず、萬端不行屆きで、甚だ恐縮には存じます。これ等の點は厚く御許しを願ふことにして、十分御寛ぎの上ゆる〴〵御歡談下さらば幸ひと存じます。

江藤廣島所長の挨拶

右に對し廣島刑務所長江藤惣六氏は、全員一同を代表し左の挨拶をなした。

して一言の言葉を申し上げさせていただきます。今夕は私共、所長會同を機として偶々上京してまゐりましたのに對し、司法部の御歴々の方々と並に舊支部長の方々と御一緒にいと御鄭重なる御招きを蒙りましたことは、まことに光榮至極に存ずるところであります。御厚情の程深く感謝申し上げます。次第であります。司法部の御歴々の方々は、會同中にも屢々御目にかゝる機會を得たのであります。舊支部長の方々は今回の上京中今夕始めて御目にかゝるやうな次第でありまして、私共としてはその意味におきまして、今夕は實に楽しい夕なのであります。何れも久しい間、御別懇を願つた方々でありますので、偶々この機會を得まして、御互に久闊を敘し談笑を共にすることが出来るのは、實に願つてもない幸ひで、かやうな喜ばしい席を御設け下さる刑務協會の御心遣ひに對しては日頃から難有く存じてゐる次第であります。

刑務協會も、昔監獄協會と稱してゐた時代のことにはよく存じませぬが、近年は理事者の方々の御苦心御努力によりまして、基礎もいよく鞏固になれば、事業も益々擴充されまして、行刑の進歩發展並に刑務官の福祉増進の上に多大の御貢獻をなされつゝあるのは、私共會員一同といたしましても衷心から慶賀に堪えない次第であります。それにつけても私共の大部分が地方に在住いたしてをりますやうな關係で、協會の御仕事に對し何の御手傳ひをいたすことも出来ず、その點まことに汗顔至

極のことに存じてをるのであります。唯々理事者の方々の御苦心御努力の程を蔭ながら拜察申し上げ、恐縮し且つ感謝いたしてゐる次第であります。偕て考へまするに刑務協會並に共済組合の發展は、取りも直さず行刑の進歩發展及び刑務官の福祉増進そのものを意味するのであります。その意味から申して、ましても理事者の方々の御勞苦は嘸かと思ふのであります。更に我が國としては近く皇紀二千六百年祭を迎へやうとしてゐます際としてその點についても理事者の方々の御苦心は又一方ならぬものがおありのことかと拜察いたしてゐるやうな次第であります。甚だ勝手な申分ではありますが、尙この上ながら、各理事者の方々の御盡力によりまして、刑務協會並に共済組合が一層の發展を遂げ、以て行刑の進歩發展と刑務官の福祉増進とに對し彌が上の御力添へが願へれば私共會員としてこの上の喜びはないのであります。尙いろ〴〵申し上げたいことあります。それは他日の機會に譲りこゝに重ねて、司法部の御歴々の方々と並に舊友各位に御目にかゝるの機會を御與へ下さりました協會の御厚意に對し深く御禮申し上げますと共に、御言葉にあまへてゆる〴〵御馳走を頂戴していただくことにいたします。右簡單ながら、今夕の御招きに對し、會員一同を代表し、一言御禮の御挨拶申し上げます。尚は當日出席された主賓各刑務所長及び本協會評議員の外主なる來賓は左の如し。

司法部 泉二檢事總長、田中東京控訴院長、岩村司法次官、藤田參與官、大森民事局長、松坂刑事局長、井上調査部長、森山保護課長、佐藤人事課長、山ノ井上席區檢事、石井東京審判所長、

本願寺 朝倉執行、増山東京出張所長、田丸社會部長、(以上本派) 沼波東京出張所長、栗田社會課長、(以上大谷派)

輔成會 松井和義氏  
法曹會 石井豊七郎氏

**出征職員の美學**

教化費の一端にもと協會宛寄附金

中支派遣軍羽田部隊の一員として上海敵前上陸以來各地に轉戦し赫々の武勳を樹てゝある北海少年刑務所勤務の大觀徳四郎上等兵は、この程收容者教化事業費の一端にもと手紙に添へて金十圓の小爲替を刑務協會宛に送付して來たので、同氏の美學に感激した協會では有難く氏の御厚志を受納することゝなつた。この十圓は軍より支給される俸給を僅かづゝ貯蓄してきたもので、同上等兵の血と汗の結晶ともいふべき尊き寄附金であ

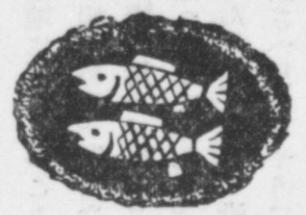
る。協會では大觀氏宛會長名の鄭重な感謝の手紙を送ると共に、遙かに同氏の武運長久を祈つてゐる。なほ爲替に添へた大觀氏の手紙は左の通りである。

(前略) 小生如きは出征中にかゝはらず毎月の俸給と年末年度の賞與金まで御惠與に預り居候爲め何等後顧の慮なく一意軍務に精勵し事の出来る事は各位の御同情と御援助の賜と日夜感謝の意を表し居る次第に御座候、戦地とはいへ軍の給費も充分にて酒、煙草其他甘味品まで支給され候ゆゑ、軍より頂戴し居る俸給とて何等使用する必要無きゆゑ甚だ僅少には候へ共、金拾圓別紙小爲替にて御送付申上候間、收容者教化事業費の一端として御受納被度候、尙小生も一層軍務に精勵刑務官たるの威信を失墜せざる様旨様の御期待に添ふ可く奮闘努力する覺悟に御座候 草々

四月二十八日

〇〇歩兵上等兵

大觀徳四郎



**新設海上刑務所母船回航便乗記**

長崎刑務所 M 生

四月二十七日、雨天、西日本海上刑務所應舎に充てらるる舊軍艦宇治回航の其の日である。此の問題は昨年以來の懸案であつたが、當局の御骨折と、海軍側の御好意により、何事もすらくと取運

び、繋留場所を軍事上の樞要地である風光明眉な大村町前舟津海岸に決定せられた。

われらは此の日を如何に待遠しく思つた事か。朝の五時頃から生憎小雨がバラついて來て次第に天氣は悪くなる一方、氣が氣でなく、朝食もそこ／＼に、午前七時、佐世保海軍港務部に馳せ付け、副官松田尊隆中佐に御會ひして尋ねて見る

と、風が強くないから大丈夫豫定の通り決行するとのお話、艦で港務部長石川茂大佐、艦船部長松浦永次郎少將も見えられた。直に内火艇に導いて下さる。

午前七時三十分、舊宇治艦に着く。船體は總て鼠色に塗り替へられ、廢艦とは思へぬ程立派である。左舷より艦内に入り、各室を一通り見て廻る。艦長室、士官室、兵員室、機關室、無電室、割烹室、浴室、倉庫等町噺に整理されてある。松浦艦船部長閣下は曾て中尉時代、大正十三年、日獨戰役當時、宇治分隊長として青島封鎖に参加され、次で昭和四、五年、同艦長として廣東警備の重任

に就き、赫々たる武勳を樹てられしと聞く。此の因縁淺からぬ宇治更生の門出を見送つて頂いたのである。今日は御別れだとして隈々に至るまで御覽になつて、そして宇治は頼むから可愛がつてやつて呉れとの仰せ、私は自然に頭が下り、目頭の熱くなるのを覺へた。此の物を愛護する精神、即ち部下を勞はる心があつてこそ日本の國軍は強いのだ。

斯くする中曳航の準備は進められた。曳船は兩舷に一隻づつと舳先に一隻、軍人の事であるから動作はキビ／＼仕事は早い。帽子の前庇から雫が流れて居るが氣に病む様子も見えず、夫々部署について出港を待つばかりになつた。エンジンも音を立てゝ來た。午前七時四十五分、指揮官松田中佐の號令一下、少しの衝動も感ぜず動き出した。松浦閣下は内火艇に移られて、何時迄も帽子を振つて、別れを惜しんで居られる。速力は次第に加はる。佐世保市街がだん／＼小さく見える。港外に出て、海岸線が甚だしく屈曲する狭い水道を、巧

みに針路を變へて進む。今日は雨の爲めあまり眺望は利かぬが視野の届く限り、新緑に包まれて實によい景色である。

愈々船は大村灣に入る。周圍〇〇〇哩、南北〇〇哩の長きに互ると言ふから此の位大きな内海も珍らしい。潮水常に穩かに、碧波の間大小の島嶼浮び、諸山蜿蜒として相連り、其の明眉なこと敢て瀬戸内海に譲らぬと思ふ。太公望も澤山出て居る。ボラ、イカ、スズキ、コノシロ、ナマコ、等が名産である。

スピードが幾分早められた、船は南下を續けて行く。遙かに箕島、大根島が見えるやうになつた。之より三十分位で豫定地に着くとのこと、天氣は少し良くなり相である。間もなく前日から繋留作業準備の爲め、派遣されて居た工作船が、迎へに来て呉れた。大村町の家屋がだんだん大きくなり、沿岸に立つて居る人の顔さへ見えるやうになつた。暫らくしてエンジンの音が止まつた、艦首を後ろ向

に替へる爲めである。

かくて正午十二時頃海上無事、大村町前舟津海岸に到着、すぐさま松田中佐指揮の下に繋留作業は開始された。舳先に三本、艫に三本、都合六本の鋼鐵の素晴しく太い鎖を、船から八十米突も離れた所に鎖にて繋留するのであるから仲々面倒なものである。一時作業を休止し、中食を済まして作業は繼續される。全身雨でビショ濡れになつて働いて居る。軍部の仕事は手抜きがない、此の位やつて置けばどんな波浪を受けても請合との話。

午後四時作業終了、伊江長崎刑務所長は和田検事長、宮重検事正、大村警察署長等の臨席の下に、艦長室にて海軍側代理官松田中佐より艦體の授受を了へ、検事長閣下の音頭にて宇治の萬歳を三唱、引續き一同艦橋に集合記念撮影を爲す。斯くして宇治は人間修養の道場となり、無言の感化激勵を與へる事となつた。吾等は少年達の海への憧憬を利用し

て海洋思想を鼓吹し 陛下の赤子に立返らしむべく精進するのみ。終りに臨み、親心を以て深甚なる御配慮を賜はりし海軍當局に對し、衷心より敬意と萬腔の感謝の誠意を捧ぐるものである。

宇治 艦 歴  
明治三十五年九月 吳海軍造兵廠起工  
同 三十六年三月 進水  
同 三十七、八年 日露戰役ニ従事  
大正三、四年 日獨戰役ニ従事  
昭和三、四年 濟南事變ニ従事  
同 六年乃至九年 支那事變ニ従事  
同 十一年四月 軍艦籍ヨリ除カレ  
同 特務艇籍ニ入ル  
同 八月 特務艇籍ヨリ除カレ  
基準排水量 五四〇噸  
長 五四米九九  
幅 八米四一  
吃水 二米一一  
(本稿は檢閲の都合上多少の削除を加へたことをお断りしておく)

# 私の「浪人生活日課」

評議員 長山又四郎氏(談)

四十年間の刑務官生活から退いて浪人生活を始めて見ると、萬事に従來とは調子がちがつて最初の間は一才戸惑ひの形でした。何せ四十年といへば人生の大部分、といふよりは働き盛りの殆んど全部なのです。その間の生活には自然妙からぬ執着がつかれてあるだけに、折折はわれともなしにいろ／＼な思ひ出に耽ることがある代りに、又暢んびりした今の生活に、これまでに思ひもつかない興趣を覺えるやうなこともあるといつたわけです。殊に退官後といふものは、都塵から遠く離れた小田原在の足柄村にさゝやかな閑居を營んでゐますの

で、世間との交渉もなく、人事の煩しさもないところから、さうした感じは、同じ退隱生活にしても、都會に住んでゐられる方々に比して一層切なるものがあるのでせう。全くこの頃は、暮向きこそ至つて小ぢんまりしたのですが、在職中のやうに、これといつて決つた仕事を有つてゐるわけでもなし、まア、悠々自適とでも申しませうか、明けくれがすつかり自分のものになつたやうな氣で、退屈といへば退屈ですが、その中にも又自ら晴れ／＼とした氣持を味ひながら、私は私なりの「浪人生活の日課」を毎日繰り返してゐます。かつての同僚諸君で、今

隱退生活をしてゐらるゝ方も多數おありのことゝ存じますので、近頃やゝイタについて來た私の浪人生活ぶりをほんの御愛嬌までにチト御話して見ませうか。刑務所の生活をしてゐますと、何といつても氣持が緊張してゐて、従つて生活も几帳面です。職務といふ觀念が一刻と雖も念頭から離れることがないのですから、自然さうしたことになるのでせう。先づ所長であつて見れば、躬親ら多くの部下に範を示さなければなりませんので、朝だとしてさう／＼朝寢をしてゐることも出来ませんし、晩は晩で、自分勝手にさつさと歸宅してしまふといふわけに

は行きません。言はゞ自分で自分の自由を縛りつけてゐなければならぬといつたわけで、その點窮屈といへば窮屈にちがひないのですが、妙なもので、長い間にはそれがいはゆる第二の天性となつて、私には別に窮屈といつたやうな感じはしませんでした。それだけに一旦職務を離れて用なしの身體になりますと、妙に勝手がちがつて、何かしら落ちつかないものがあるのです。朝何時に起きやうと、夜何時に寝やうと全く自分の勝手、言はゞ身心の自由を取り戻したのであるから、理屈からいへば、氣持に落ちつきが出来ていゝわけのものなんでせうが、それが落ちつかないのです。習慣です。習慣といふものは恐ろしいものだと思いますよ。氣持がすっかり環境に順應して、呑氣な浪人生活がイタにつくまでには私は一年程もかかりましたがね。食物にしたつてさうでした。在職中は食事時間も大抵は決つてましたし、身體を使ふせるか消化もよく、三度の御飯

をいつもおいしく頂いたものでしたが、遊んでゐると、三度の食が負擔に感ぜられます。時間も不規則になるからかもしれません。が、とかく胸にもたれていきません。で、私は今では二食にしてゐます。朝食は比較のおそく、晝食をかねて十時頃に食べ、夕食は四時から五時の間にいたゞくことにしてゐます。二食にしてからは、食事もおいしく、それに夜よく眠れるやうです。二食主義者は世間にもよくありますが、閑な身體のものには特にそれが必要のやうに思ひます。食事にこだわらず、筆をとるも何事も無理をせずに自然に従つて行くのが一番いいと思ひます。それが少くも老人にとつては、健康長壽の唯一の方法ではないかと思つてゐます。自然に従ふといつても、仕事を持つてゐる間は、何人にしてもしそれが思ふやうには行かないのです。が、退隱生活に入ると、さうしたことは心掛け一つでいかやうにも出来ることです。第一身體が閑になると無理な神経を

使つたり、必要以上に心を勞するといふやうなことがなくなります。私なども在職中は神経がいつも尖つてゐて、夜分電話がかゝて來ても非常電話ではないかな、といつた風に、ちよつとしたことがピンと頭に來て、殆んど氣の休まることがない位でしたので、それが癖になつて、退官後も、當分の間は家の前を通る自轉車のベルなどを聞く、「非常電話??」といつた錯覺的意識がピンと振ねかへつて來たものでした。それだけ在職中に氣持の上にも生活の上にも多少の無理があつたわけで、又年が若かつたからこそその無理が通せたのでありませうが、老人には無理は禁物だと思ひます。私も近頃では氣分が非常にゆつたりとして來ましたので、出来るだけ無理のない、自然の生活をいたしたいと考へてゐます。多くの人は、身體が閑になると、何かしら自分の趣味とか道樂とかいふものを有つやうですが、私は在職中は勿論、退

退職後もこれといふ趣味を有てないでゐます。在職中は、職業が即ち趣味だと考へてゐましたが、その職業がなくなつた今日で見れば、何か外に柄相應の趣味を求めたいと考へてゐますが、性來の不器用さで、どうもダメですね。碁、將棋類は、在職中から、若い人達に對して、碁將棋などの娛樂に耽つてゐては、とかく職務が疎かになる、殊に收容者教化の任にある刑務官としては、その點大に戒慎しなければならぬと言ひ聞かせてゐて、その類の娛樂はむしろこれを禁止したい氣持に傾いてゐましたので、勿論私自身とても一切やりませんでした。閑になつてから、餘り能なしでもと思つて、碁を少しばかりやりかけて見ましたが、ダメですね。とても氣耻しくて碁打仲間などには入れるものではありません。釣といふことも考へて見ましたが、もともと餘り好きでもなく、經驗もありませんので、どうも太公望のお弟子たる資格はないやうです。ですから、私には殆んど

趣味とか道樂とかいふものはないので、趣味とか道樂とかいふものではないかもしれませんが、かりに私の日課——浪人としての日課を申しますれば、それは讀書と散歩と、そして入浴とのこの三つでせう。私は毎日のこの三つのことを丹念に繰り返しながら、浪人生活を樂んでゐるのです。私はこの日課を以て私の晩年に恵まれた賜物だと考へ、これによつて健康を保ち、長壽を期してゐるのです。私はこの日課を無理をせず、自然に従つて毎日繰り返してさへゐれば、よく百歳の長壽を保つことが出来ると思つてゐます。讀書といひましても、餘り八ヶ間しいものではなく、先づ新聞、雑誌を主とするものとし、折には黄表紙などにも目をさらしてゐます。氣持の落ちついてゐる浪人生活では、讀書もよく頭に入つて非常に興味を覺えます。讀書はもう私の浪人生活には必要缺くべからざるものとなつてしまひました。次には散歩です

が、私の今住んでゐる場所は散歩には實に持つて來い。山裾や田の畔などをそこはかとなく歩き廻るのです。自然に親しむといふ氣持をつくつく味はせられます。年をとると、人工的な作用のものからはだん／＼と興味が遠ざかつて、大自然の中に溶け込んで行くといふやうなことに味ひを感じて來ます。それに散歩は他人の世話にならず、他人に迷惑をかけず、自分一人で樂しめることなので、から、その點でもいゝことだと思つてゐます。又どうかすると散歩もタツタ／＼と耻け足式にやる人がありますが、私のはゆつくりと歩くのです。そして疲れるれば一休みし、又歩き出すのです。私共の年になると、散歩も勞働とならぬ程度でやらぬと却つて害があるやうな程に思ひます。老人には老人らしい運動をしないといけません。が、それには散歩位が一番手頃でせう。暴飲暴食を慎まないで死期を早めると同じやうに運動も勞働に近くなると、老人には壽命に關係しま

す。自然に従ふものは榮え、自然に逆らふものは滅ぶといつたわけですね。最後には入浴ですが、私の家族の迷惑を思つて家庭では風呂を立てずに、近所の銭湯に行くことにしてゐます。これこそ一日として缺かしたことがありませんが、いつでも私がイの一番です。ですから今では他所の銭湯とは思へず「オレの風呂だ」といふ氣持がしてゐます。入浴が疲勞を恢復し、心身を爽快にする効果のあることは、若い時でもさうですが、老後には殊にそれが痛感されます。要するに私は以上申し述べたやうに、讀書、散歩、入浴を毎日の日課として、靜に老後を養つてゐる次第であります。すべて自然に従つてやつてゐます。若い時はムチャするのが當り前のやうにも考へてましたが、今ではそれは間違ひだといふことをつくづく悟りました。これは私が老境に入り、又閑居することにより自得した教訓だと思ひます。食物も二食である上に、腹八分目の教へに従つて、内輪な

ところで箸をおくことにしてゐます。私共はもうこの世の御奉公を済ました身體なので、出来るだけ健康で、長命したいものだと思つてゐます。御同感の方も多くおありのことゝ存じますが、その意味で私は高齡者の養生談を承りたいと思つてゐます。私共の體験は未参考にも、刑政誌上をかり一席御しやべりさしていただきたいやうなわけです。

埋 草

一般に云ふと吾々は午前十時頃が最も活力の盛んな時で、午後三時ころが最も疲勞の甚しい時である。

營養は食物のみに限らない。太陽の紫外線は皮下の脂肪と合體してビタミンDを作るので日光浴などは精出しておやりなさい。

人體の内臓で痛さを感じるのは横隔膜と腹膜の二つだけで、胃、腸、肝臓などは外科手術で切つたり焼いたりしても別に痛みも熱さも感じない。胃や腸が痛むと感ずるのは、實は横隔膜や腹膜がいたむのである。

血液が全身を一周するに要する時間は人間では二十二秒、兎は八秒、馬は三十二秒。

人體の保健には三十一歳までは鍛鍊を主とし攝生は從、四十歳からは攝生を主として鍛鍊を從とする心掛が必要である。

身體の一部を一時間以上も縛つておくと、縛つた部分から外方の組織は死んでしまふ。動脈出血を止めるときなど十分時間に注意せねばならぬ。

殉國の英靈

高知刑務所看守  
陸軍歩兵伍長



故 廣井伊太郎氏

高知刑務所看守廣井伊太郎君は客年八月應召勇躍出征し敵前上陸後上海方面に出動恒岡部隊に屬し奮戦中九月二十五日不幸敵彈のため右背部に負傷一ヶ月足らずで再び戦線に加はり出陣以來數十回の激戦に武勳を立ててゐたが、十一月十一日又も腰部貫通銃創のため上海兵站病院に收容せられ加療中遂に起たず、本年一月一日名譽の戦傷死を遂げ護國の神となられた。同君は高知縣高岡郡能津村の出身、當年二十八歳、性剛毅瀟灑志操堅實で高等小學校卒業、昭和八年歩兵第

四十四聯隊に入隊上等兵に昇進し昭和九年歸休除隊、入隊中は精勤章善行證書を附與せられ、又郷土にあつては在郷軍人分會長青年指導員を勤め模範青年として賞讃せられてゐた。昭和十二年一月十五日高知刑務所看守拜命後は日夜斯道の爲め精勤し同僚の氣受けも長かつたので一般の同情を集めてゐる。

横濱刑務所看守部長  
陸軍歩兵上等兵



故 南雲勝治氏

故南雲部長は上海方面に出征奮戦中の處、昨年十一月十日遂に名譽の陣没を遂げられ英靈永へに靖國の神となられた。同氏は新潟縣五十澤村に生れ早くより行刑界を志し昭和十一年四月二十日當所看守に任ぜられ、日未だ淺きも常に上下の信望厚く成績優秀前途春秋に富む青年刑

務官であつた。享年二十六歳。

浦和刑務支所看守部長  
陸軍歩兵伍長



故 關根丑藏氏

故關根部長は今次事變に應召せられ客年九月勇躍征途に上り上海に上陸以來難攻不落と誇りし江灣競馬場時計臺の戦闘或は嘉定大倉の追撃戦に参加、浦東の敵を掃蕩進撃中七團行鎮附近にて遽に腹痛あるも隠忍克く泥濘を没する難行軍を續け上海に歸還するや、俄然腹痛猛烈にして腸テフスと決定、復旦大學患者療養所に於て二月八日陣没せらる。氏は昭和十年十月二十五日看守拜命以來精勵恪勤前途有爲の青年刑務官なり。殉没日附きを以て看守部長に昇進、三月二十八日故人の本籍に於て盛大なる町葬が行はれた。享年二十七歳。

福岡刑務所看守部長  
陸軍歩兵軍曹

故 中村久雄氏

故中村部長は昭和十一年五月十五日當所看守に任ぜられ(小倉刑務支所勤務)資性活潑明朗にして職務に熱誠、同僚の模範であつたが、嘗て昭和十一年六月同僚淺村看守重症危篤に陥るや進んで輸血迄なし友の恢復を身を以て祈る等、其の眞情には一般職員をして感泣せしめたる程の熱血漢であつた。今回の支那事變に召集せらるゝや勇躍片岡部隊所屬伍長として、暴支膺懲中國啓發の征途に向ひ、敢然杭州灣に敵前上陸をなし、爾來連日連夜奮闘を續けて居たが、昨年十一月錢家濱の戦闘に堅固なるトーチカ陣地への肉



迫攻撃戦を敢行、敵軍總崩れの一瞬間不幸敵弾を頭部に受け之を介抱する戦友に

「進め」と唯一言を遺し壯烈なる名譽の戦死を遂げたるものである。

高知刑務所看守部長  
陸軍歩兵伍長

故 小西重雄氏  
當廿七歳

故小西部長は香川縣立木田農業學校卒業後歩兵第八拾聯隊に現役兵として入隊伍勤上等兵として現役滿期後昭和十年二月十九日高知



刑務所看守を拜命、性質快活にして職務に熱心、刑務官として將來を囑望せられ居りたる處、今次事變の擴大に伴ひ客年八月勇躍應召し安達部隊の一員として上海に敵前上陸後各地に於て皇威の顯揚に身を賭して奮戦中足部に貫通銃創を負ひ野戰病院にて手當を受け治癒後再び前戦にて活躍、部隊〇〇を目

大阪刑務所看守部長  
陸軍歩兵上等兵

故 太田四郎氏



昭和十三年三月十六日午後九時十分、山西省陽縣午城鎮北方高地附近の激戦に

於て頭部貫通銃創を受け忠烈なる戦死を遂げたる故太田看守部長は資性温厚活潑にして、昭和七年十一月三十日大阪刑務所看守を拜命以來、本所勤務として又北區刑務支所勤務として常に恪勤精勵し、將來有爲なる刑務官として囑望せられ居たが、今次事變突發するや其先陣として勇躍征途につき各地の戦闘に於て勇戦奮闘中惜しい哉護國の鬼と散られたのである。



刑務所便り

教育教練修業式狀況

久留米少年刑務所

當所に於ては去る三月三十日恒例による教育教練修業式を舉行した。當日は天氣清朗にして春日麗らかに構内の櫻もまさに蕾の二つ三つ綻びかけたるあり、まさに和やかな絶好の日であつた。遙拜所前廣場に設けられた式場は箒目も正しく清掃されて塵一つ留めず、それに高く掲げられた日の丸の國旗は春風に翻翻とはためき此の式典に一段の輝きを添えてゐた。

定刻午後零時三十分より收容者を繰出し整列せしめ難て泉所長は幹部職員其他

と共に入場着席、先づ國旗に對して敬禮の後左記の式次にしたがひ式は開始せられた。

- 一、皇太神宮並宮城遙拜
- 一、國歌君が代二唱
- 一、教育勅語奉讀
- 一、勅語奉答歌
- 一、教育教練成績報告
- 一、賞狀賞品並教練終了證授與
- 一、所長訓示
- 一、教務課長教誨
- 一、教師代表告辭
- 一、收容者代表答辭
- 一、金剛石の歌

式は右の順序によつて擧げられたが今學期に於て教育成績優良のため賞狀及び賞品を授與せられたもの十一名あり、又教練終了證を授與せられたもの四名、斯くて一同喜色を面上に泛べ滞りなく終了したのは午後二時二十分であつた。

尙今學期は云ふ迄もなく事變下に終始したことであつて、その爲當日は所長の訓示においても常と異り時局に關して力説するところあり、即ち現下非常時局に

直面し國民總動員の體制をとつて時艱克服に邁進の折柄、刑務所に於て教育を施行することは全く聖代の恩澤に外ならぬことを強調し、更に教育の趣旨教練實施の目的等縷述して此際眞に日本人たるの自覺を喚起し立派に更生して君國に報ゆるよう切望して已まずと懇篤に諭し、又教務課長は成績に顧みて今學期間は緊急を要する特殊作業等の關係もあり中には教育教練の出席時間が多少減少したるものもありたるも蓋し已を得ぬ次第で、時局の重大性を認識し赤心報國の誠よりすれば之れは寧ろ御奉公する上に最も光榮とする譯で、其爲不充分であつた點は今後各自が努力如何によつて必ず補ひ得るに難からぬ旨を教誨して激勵し、其他辻村教師は各教師を代表して教授の立場より今期に於ける感想の二三を擧げ且つ注意を與ふる等あり、これに對して收容者の代表よりは感激と決意に充ちた答辭を述べた。要するに之等はすべて會て見ざる特異性にて重大なる時局を判然り反映

したものと云ふべく兎に角今回は頗る緊張した式典であつた。

### 第二回近畿行刑衛生集談會

四月三日扇港の春は麗に皇軍大勝を祝するに佳き日、京洛の地には醫學日本を總動員して日本醫學會あり、芥川衛生官の臨席を得且つ各地刑務所長の後援により神戸刑務所會議室に第二回大阪控訴院管内各地刑務所警務課長の行刑衛生集談會を開催し、盛會を極めたり。

#### 集談會順序

- 一、四月三日午前十時半開會
- 一、開會の辭 神戸刑務所警務課長代理 岩本武夫氏
- 一、挨拶 神戸刑務所長 戸田作造氏
- 一、所感の交換 黒田啓次氏(北區)其他
- 一、映畫 神戸衛生實驗所提供の十六ミリトリーキーの映寫
- 一、記念撮影
- 一、晝食 休憩
- 一、講演 (午後一時再會)

(一) 腹部腫瘍の一症例

大橋 董君(大阪)

(二) 頸椎カリエスの流注 膿瘍による縦隔竇腫瘍例 小林悦三郎君(京都)

(三) 血壓と拘禁生活 有田 巧君(滋賀)

(四) 女子受刑者の體格に就て 青山 仁君(京都)

(五) 寄生虫卵検索の結果に就て 夏目三郎君(奈良)

(六) 入獄後の作業能率推移並に習熟期間の觀察 西尾利治君(大阪)

(七) 外傷後のバルキンソニスムスの一例 正木時雄君(徳島)

(八) 痔瘻のアルゼン療法に就て 岩本武夫君(神戸)

(九) 左利の研究第一報 黒田常三郎君(北區)

(十) 收容者の脚氣傾向に就て 高田龜吉君(和歌山)

(十一) 未決拘禁者の主訴別罹患率の期節別觀察 西尾利治君(大阪)

(十二) 拘禁生活者の腋臭に關する研究第二報 黒田啓次君(北區)

(十三) 先天性内臟轉症に於る右胸心の一例 渡邊正武君(大阪)

(十四) 脳交性瞻視痙攣と其の治療法に就て 丸山郁雄君(廣島)

(十五) 青山仁君は缺席の爲 八岩本武夫君

(十六) 西尾利治君は時間の都合により中止せり、講演内容は行刑衛生會雜誌にその抄録を掲載に就き参照せられたし。

(十七) 次期開催地決議 京都に決定す

午後四時過ぎ終了し次で湊川神社參拜及び川崎造船所榮養食配給所を見學し、午後六時懇親會の後、有意義に豫定を完了せり。

出席者

芥川衛生官 (廣島)丸山郁雄 (大阪) 渡邊正武、西尾利治、大橋董、大谷喜

を可決、引續き會員諸子の心血より成る別記の如き研究發表あり。終つて本會の生みの親河邊名刑務所長より一場の挨拶あり

- 人 (北區)中田主税、黒田啓次、黒田常三郎 (和歌山)馬場治作、高田龜吉 (京都)杉田學人、小林悦三郎、中山恒雄 (中京區)松岡功 (奈良)須藤元、夏目三郎 (滋賀)大津正雄、有田功 (徳島)正木時雄 (高松)多田隈滿 (高知)細谷博 (姫路)日高頼行、久岡龍一、神戸(戸田)作造、守田千松、古宅房之助、外山鶴助、大島市三郎、本多龍馬、高木初二、野村雅宏、到津要 (橋通)安東荒喜、岩本武夫 (橋通支 岩本武夫報)

### 中部行刑衛生集談會

#### 岡崎少年刑務所

櫻深き四月十日當所に於て第五回總會を開催す。河邊名古屋刑務所長を始め金澤岐阜三重名古屋より馳せ参じたる會員並に當所幹部等相會する者三十名、午後零時鈴木所長の開會の辭に始まり、次いで出征中なる會員吉田實氏に對し慰問文及日章旗贈呈の件並に次期總會開催の件



つて午後四時盛會裡に閉會す。 紀念撮影後自動車に分乘して東海道を

東にとり、蒲郡大塚海岸を一巡して豊川稻荷に到り、皇軍の武運長久を祈願す。午後六時岡崎に歸着、公園の夜櫻に五萬石城下の春を満喫した後、晚餐を共にし歡談爆笑裡に時の移るを覺えなかつた。

#### 研究發表

- 一、腦性生殖器肥胖症の一例 名刑 隈崎藤夫
- 一、死刑確信者の自殺企圖 岡少刑 新義海鐵
- 一、稀有なる原因に依る膀胱結石の一例 三刑 森田七三
- 一、接客業者の鉛中毒検査成績 名刑 會田 勇
- 一、血液型と性格に關する一報告 岡少刑 三井 稔
- 一、疾病の血液診斷 名刑 功力 潔
- 一、尿管症の一例 金刑 平野武一
- 一、防疫瑣談 名刑 吉川桂太郎

### 長崎控訴院管内

#### 教務研究會開催

第八回長崎控訴院管内教務研究會は四

月二十四日午前九時大分刑務支所で盛大に開催された。まつ福田教誨師の開會の辭あり引續いて東方遙拜君ヶ代合唱の後藤齋大分刑務支所長の挨拶、本派本願寺社會部長田丸道忍氏、大谷派本願寺社會課長代理の祝辭があり、宮崎教務課長山口龍成氏を議長に推し協議事項の協議に入る。

協議事項

- 一、前回ノ協議又ハ懇談事項決定項目ハ可成有效ニ處理サレタキ件  
(宮崎 山口龍乘)
- 一、宗教心涵養ノ方策  
(福岡 黒瀬知圓)
- 一、時局認識ノ方策  
(同 藤本泉岳)
- 懇談事項
- 一、累進處遇令ニ於ケル行刑成績ノ探點ニ就テ (久留米 今西田毅)
- 一、國民精神總動員週間ニ付テノ取扱承リ度 (大分 福田行夫)
- 一、入所通知ニ關スル件
- 一、次回開催地決定ノ件
- 一、遠隔地會員ニ關スル件  
(長崎 岡田教准)

富山縣知事、金澤、福井、富山の各刑務所其他各團體等朝野各方面よりの花輪で所狭きまでに飾られ英靈の遺骨遺影の前には香煙縷々として立籠め哀愁の氣一入漂ふ中に定刻奏樂の裡に衆僧の讀經、常禪寺住職の焼香次で葬儀委員長、遺族、親族の焼香終つて葬儀委員長、第九師團長、富山縣知事、第三十五聯隊、日本赤十字社長、金澤刑務所長其他全國各刑務所長、富山縣會議長其他各團體長の弔辭朗讀あり、最後に斐川富山刑務支所長は聲涙と共に生前の功績を稱し哀惜の念深きに一同感涙に咽ぶところあり。次で行刑局長始め各刑務所長の弔電披露の後一同焼香ありて再び奏樂の裡に退場して午後四時儀式終了したるが、當日刑務支所職員始め朝野各方面知己親友村民等千餘名參列し同地方稀有の盛儀を極めたり。

かくして正午休憩後午後一時より研究發表に移り「時局の教化指導方針」の題下に福岡刑務所細川靜昌氏の發表あり次いで大分高等商業學校教授末永惣太郎氏の「人間性と宗教」と題する講演があり、午後三時閉會が宣せられ、一同打揃つて遊覽バスに便乗、別府地獄を見物し、晚餐を共にして散會した。

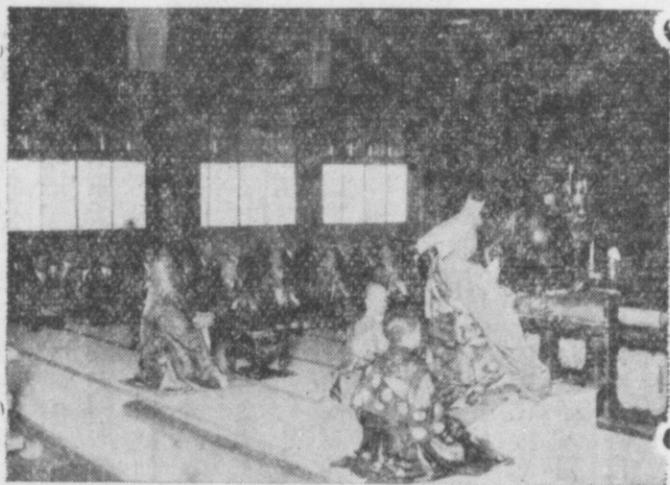
戦死職員ノ葬儀執行

富山刑務支所

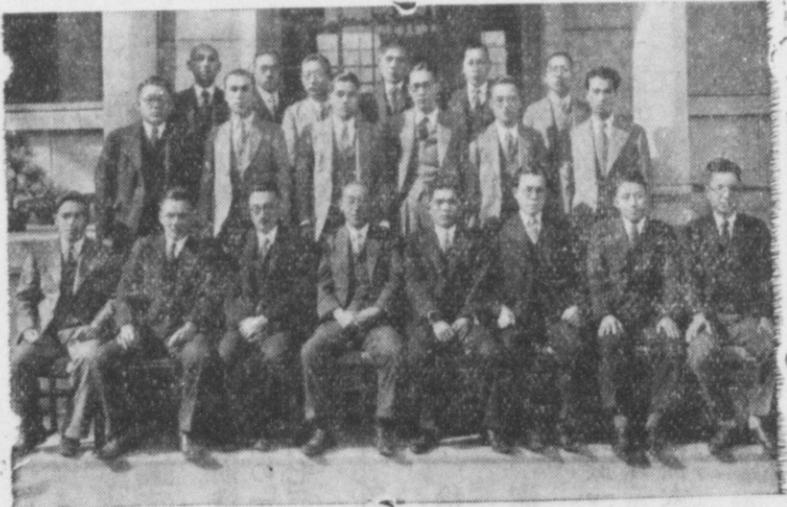
殉國の勇士陸軍歩兵伍長中村庄市氏遺骨は去る十日正午戦友に護られホームを埋むる刑務所職員、富山縣知事市長等各方面の盛大なる出迎を受け富山驛着、悲しみの曲の裡に部隊長遺族等一同の敬禮の下に、悲しみの郷土入りをしたが、同日沿道堵列の數萬の市民唯悲痛の涙の出迎への中を本願寺別院に入り安置され十三日迄通夜が行はれ十四日原隊に於て告別式施行、茲に始めて慈父己次郎氏の胸

故谷田博士追悼法會

去る三月末薨去された故谷田三郎先生の追悼會が故人の遺徳を偲ぶ人々によつてしめやかに営まれた。追悼會は故先生と縁故深い補成會並に刑務協會の主催で所長會同を期として五月十日午後三時よ

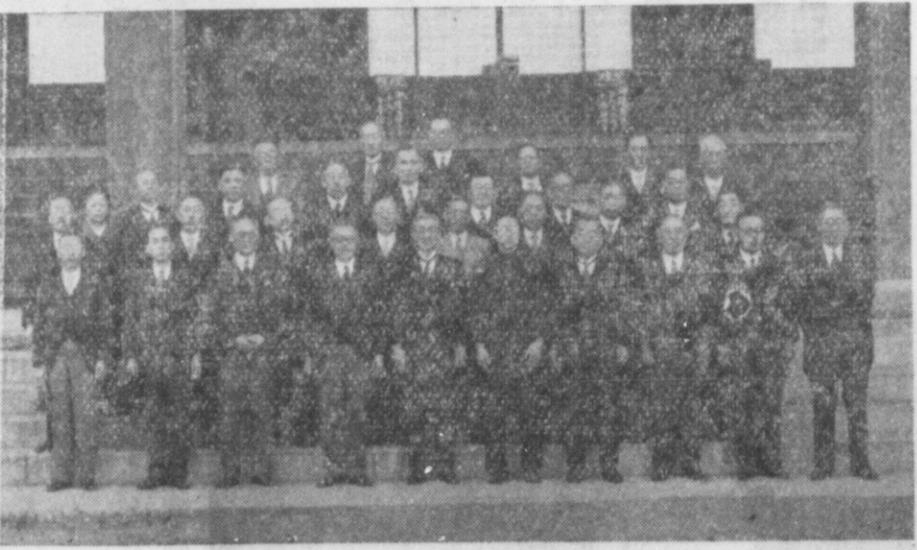


に抱かれ懐かしの我家へ無言の凱旋せられたり。其の感や如何に察するに餘りあり。



り。翌十五日午後一時より同村常神寺に於て嚴かな村葬が施行せられたり。式場には安藤第九師團長、寺垣部隊長、

り東京芝公園三縁山増上寺にて同寺貫主導師の下に遺族谷田豊氏を迎へて嚴かに



執行され午後四時半終了した。參會の人は左の通りである。

- 谷田豊 松井和義 田中右橋 吉益俊次 瀧川秀雄 正木亮 岡五朗 芥川信柳原鎮平 谷内庄太郎 東邦彦 辻敬助 大月義平二 寺崎勝治 長谷場圭介 福村太三郎 香川又二郎 椎名通藏 岡部常 小橋川昭慶 河邊湛然 島田鐵太郎 里誠一 和田岩雄 長谷川鐘太郎 長山始 赤城一雄 藤井虚 安東福男 杉本虎吉 關毅 近藤亮雅 遠藤理一 伊藤忠次郎 大原虎夫 他數氏 (順不同)

### 天長節當日に於ける思想轉向者

新義州保護觀察所

永く氷に鎖された國境の天地にも漸く冬の帳開け、新緑陽光に映ゆる皇紀二五九八年四月二十九日意義深い事變下に天長の佳節を迎ふ。

此の日午前十時市内在住優秀轉向者十名保護觀察所に集合、御眞影拜賀の式典

に参加す。最敬礼裡に御眞影を拜し一同感激して引退、それより下村檢事正の臨席を得て米原所長以下保護觀察所職員一同の出席の下に折柄の國民精神總動員統後報國強調週間を目指し轉向者との懇談の會合が催された。先づ所長より天長節祝賀の辭を述べ思想轉向者として此の時局に如何に處すべきかに付貯蓄運動その他の具體的事例に依り一々指示激勵し、更に專任保護司より本日會合の意義及計劃の一端を披露し各自の所懐を求めた。

次で檢事正は轉向者との間に生活及思想確立に付質疑應答を重ね、種々懇切なる指示を與へられ、更に轉向者各自より夫々希望や意見を開陳した。最後に檢事正音頭の下に聖壽の萬歳を三唱し乾杯し、更に打揃つて一同神社参拜に赴き神前に額き、銃後の護に付き一意君國の難に赴き聖慮を安んじ奉らんことを堅く誓ひ散會すれば、今日の日の感激を面に輝かし乍ら當所より頒布のパンフレットを手にして各々歸途に付いた。

最後に檢事正音頭の下に聖壽の萬歳を三唱し乾杯し、更に打揃つて一同神社参拜に赴き神前に額き、銃後の護に付き一意君國の難に赴き聖慮を安んじ奉らんことを堅く誓ひ散會すれば、今日の日の感激を面に輝かし乍ら當所より頒布のパンフレットを手にして各々歸途に付いた。

### 慈晃會創立四十週年記念式並青森保護觀察所廳舎落成移廳式

昭和十三年陽春四月二十五日青森市野脇尋常小學校講堂を式場として青森縣慈晃會創立四十週年記念式並びに青森保護觀察所廳舎落成移廳式を舉行した。

この日天候は快晴に惠まれ微風和かに堤河畔の櫻は恰も今日の良日を待ちしが

の普及宣傳に或ひは資金の造成に一意献身してをられた渡邊三雄氏は、昨年十二月廿八日は夜半同劇團俳優の兇手のために一家悉く非業の最後を遂げられたことは洵に同情に堪へない次第であるが、この程元支部長藤井藤藏氏を始め故人生前の功を偲ぶ人々の手によつて追悼法要及び地藏尊一基の建立が計畫され、輔成會並に刑務協會の主催で去る五月八日午前十時より浦和市仲町二丁目一二〇番勝院に於て追悼會が嚴修せられた。尙追悼會に引續き同市藥師堂境内で地藏尊像の開眼式が営まれ、懇ろに故人の冥福を祈り、甚だ盛會であつた。



尙此の日彼等轉向者の零細なる淨財より成る國防及將兵慰問の獻金拾六圓八十八錢を當局に寄託した。

### 人心劇座主追悼會執行

劇團「人心劇」座を組織し十餘年の長きに亘つて全國を遍歴し、司法保護思想



如くに咲き揃ふ。正午前より朝野の貴紳は幾多禮裝に身を正してこの佳日を祝すべく續々と集まり、定刻午後一時をや、過ぎて式典は舉行された。

會場には紅白の幕を廻らして櫻花香ひ、賓臨を得たる貴賓は平田大審院檢事を初め竹平盛岡檢事正、日下青森地方裁判所長、相墨札幌保護觀察所長、種谷秋田保護觀察所長、上館岩手保護院長、瓜生札幌保護司、北條秋田保護司、徳仙臺保護司、函館助成會吉田主事、不二井秋田教諭師其他の縣内縣外の來賓百餘名に及び、本會關係者も亦總裁、坂田學務部長以下本支部關係者出席合計二百五十餘名の多數に及んだ。式は左の次第によりて行はれた。

- 一、開式の辭
- 一、國歌齊唱
- 一、宮城遙拜
- 一、式辭
- 一、告辭
- 一、式辭

總裁 會長 觀察所長

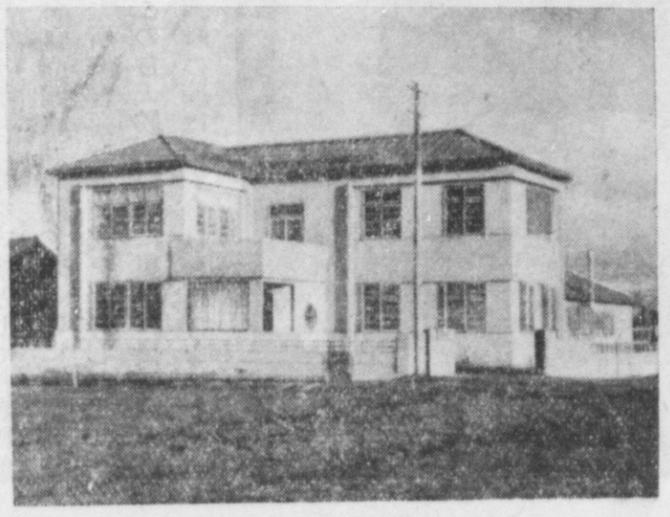
- 一、會務報告 二場主事
- 一、工事報告 山口工事主任
- 一、功勞者表彰 事業功勞者表彰 建築功勞者表彰

- 一、來賓祝辭
- 一、閉式之辭

右の如く總裁の式辭あり、會長の告辭あり、觀察所長の式辭ありて何れもこの記念の式典に參列者をして本會の過去の勞苦を思はしめ、現在の發展を祝せしめ、念を將來に致させて一入事業の使命の重大なるを思はしむるものがあつた。

蓋し本會が今日の如き發展を見る事を得たのは之偏に本會創立の當時より今日に到る迄の事業關係者並びに有志諸氏の多大の盡力の賜物であつて、こゝに之等事業の功勞者が表彰された事は洵に當日の式典に一段の生彩を加へたものである。即ち事業の功勞によりて表彰されたものは實に四十五名にも及んだのであつて、尙今回の建築の功勞者も亦十名を數

へたのであるが、何れも當日の式典には最も榮譽を擔へる人として感激の喜びが面に輝いていた、次で祝電の披露があつ

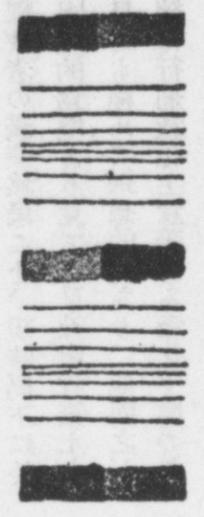


て後來賓の祝辭に移つたのであるが、平田大審院檢事を初め十餘の諸氏は交々立つて本會が不惑の齡を迎へてその功績の甚大なるを讃え、又輪奐の美を具へて堂

堂たる觀察所廳舎の落成を祝し、かくしてこの記念の式典はめでたく閉されたのである。に時二時半。少憩の後續いて思想國防講演會に移つたが、この頃より市内の國防婦人會員、女學生等が加はり約五百名の聴衆となつた。

先づ本會精華部員松岡辰雄君の「轉向者の祖國愛」、大塚英五郎君の「日本人としての反省」といふ演題で兩君獅々吼し、次で平田大審院檢事の「檢事生活と日本精神」といふ講演に移つたのであるが、檢事は終始一貫日本精神を高調せられて聴衆は時局柄多大の感銘を受け、六時半より慈見會、觀察所合同主催にて來賓歡迎晚餐會を市内「金森」に開催、出席者は四十三名、盛會を極めて午後九時散會した。

尙ほ保護觀察所の工事は一部を除く外青森刑務所の收容者延人員三千六百餘名の手によつて完成されたものである。



讀者の頁

釋放者の滿蒙移民

山口 鴉谷 燻平

行刑思想の發達と共に保護事業の重要性が益々痛感されるに到つた。即ち釋放者の再犯の原因が、釋放後適當なる職業を得ざる事に基因するものが最も多きを占めてゐる現状に於て、釋放者を再犯から防ぐには適當なる職業の紹介をなし生計の安定を得せしむる事が最も必要である。従つて行刑と保護事業は密接不離の關係にあらねばならぬ。然して保護事業の積極的活動と、有效適切なる行刑訓練によつて、現時局下に於て釋放者中、十

パーセント以上は滿蒙移民として更生の可能性があることを信ずる。

刑務作業は努めて犯人の將來の職業を考慮し其の生計に役立つ如きものを選び賦課し、要すれば在所中既に保護會と連絡の下に作業の選定等なすを理想とする。然るに現在の刑務作業の状態より見て、之が實施は仲々困難が伴ふ場合が多い。何故ならば、現在の保護機關に於ては思想犯人等の如き特殊のものを除くの外未だ積極的に活動し得る可能性に乏しく、社會の事情もまた釋放者に對し充分なる理解を有せざるため、さなきだに人口過剰の國內に於て就職の困難が伴ふ場合が多いのである。かゝる現状に於て彼等の釋放後の方針を確立せぬものに對し積極的に行刑訓練を施すの犠牲を拂ふ事は躊躇し、漠然たる目的の下に作業収入の増加を計る程度に流れ易いのも止むを得ぬ。又犯人自身も自己の將來の就職等に確信なき場合、作業に對する眞の意慾を喚起し喜悅を感じしむる事は困難であ

らう。この行刑上の悩みを一部にても解決せんがため釋放者の滿蒙移民の必要を感ずる。

滿蒙の現状は今や双手を擧げて堅實なる開拓者を迎へつゝある。内地よりは烈烈の意氣に燃ゆる滿蒙開拓青年が續々派遣されつゝある。此の期に際し釋放者中より努めて事情の許す限り希望者を求め、之等の者は在所中既に移民に必要な訓練を施し置き、更生の一路を滿蒙の新天地に活躍せしむる事は、釋放者保護上最も適當なる進路である。故に之が實施上には保護事業家が主體となり行刑當局と現地の連絡をとり、また行刑上にも犯人に對し充分なる訓練に遺憾なきを期し以て之が成果あらしめねばならぬ。尙實施上必要な施設には略記すれば、

- 一、保護會の現地設立
- 基礎確實なる保護會を滿洲の現地に設立し現地及行刑當局との連絡、就職斡旋、身上相談に應ずる等釋放者移民一切の面倒を見る事。

## 二、移民候補受刑者の集禁及訓練

便宜上現地に近き數個刑務所に特別設備を施し、全國刑務所受刑者中より、身上關係、健康狀態、其の他の必要事項を精密調査の上移民に適する希望者を候補者として集禁し、移民として必要なる訓練、特に工場等に就職の職工等に就ては優秀なる指導者と設備の下に訓練を施し熟練工を養成し、又は現地環境に即したる大陸訓練を施す。

大要右の如き行刑訓練を施したる後就職の上活動せしむる事は行刑教化上意義ある事であり、釋放者をして異境の新天地開拓の進路を與へることは、彼等をして祖國愛を喚起し日本國民としての自覺を新たにし發奮努力の動機をあたへる事になると信ずる。

釋放者の滿蒙移民こそ、現時局下に於て國策的見地より見て、又社會政策上より見ても極めて理想的であり、他面之が訓練は行刑教化上意義ある教化手段であると信ずる。

## 陣中日記の一節

〇〇部隊 笠井金次郎

11月10日

午前七時出發南方三里餘にて〇河に至る。工兵の假架橋中にて一時間半餘待ち河を渡る。河の向岸には二里餘に互つて堤防を利用し散兵壕機銃座を作り臨時トチカ様のものを所々に設け、敵は此處に於て相當抵抗する豫定であつたらしい。然し昨夜來の野砲の射撃に恐れ皆逃げ、三千里東方〇〇部落附近に於て三、四百の敵抵抗し、遺棄死體數十個あり。支那軍の戦死者こそ憐れな者で其儘放置され、翌日になれば附近部落民は死體の衣類を全部持ち去り裸體となし、夜間になれば野犬が集つて第一番に顔から食ひ始めるといふ悲惨さである。北支の犬は御馳走に預るせむか良く肥えて居り、夜間露營すると死體と間違へられて嘔まれることがある。

〇〇部落に入れば昨夜の野砲の射撃は

正確に部落の後方に三尺四方の穴を掘り鮮かなものだ。部落に命中を避けたのも支那良民の危害を考慮しての射撃、此皇軍の有難き心を支那は知るや知らずや、言葉が解れば絶叫したい心持がした。部落の周圍は相變らず塹壕にて堅め各々々には大抵穴を掘つて飛行機の爆撃の際隠れるのだ。支那人は第一に飛行機、第二に機關銃、第三に歩兵科(赤襟)を恐れ居る相である。早や昨日占領した部落に治安維持會が設立され、宣撫班の活動等目の廻る様だ。我等は此部落に宿營した。(筆者は金澤刑務所看守部長)

## 銃後の後援

奉天 松 森 生

前線にある將兵をして後顧の憂なからしむることは銃後國民の義務たると共に眞に學國一致の力を發揮する所以である。日露戦役の直後當時の英國大使は「日本の戦勝の大半は銃後の後援によ

る」と喝破したが、正に戦勝の半ばは、これによりて左右せらるるといふも過言でない。

祖國を想ひ國家の爲め死なんとする將兵の心は寸刻も國民や國情を離るゝことはない。従つて國內銃後の事情や心意氣は直に將兵に響きの如く反映するのである。

今次事變勃發以來國民銃後の熱誠は彌が上にも昂揚して眞に涙ぐまじきものがあり、正に日本獨特の美しき面目を遺憾なく發揮してゐるのである。其の精神的方面は申すに及ばず、今陸海軍に於て受納したる物質方面の數量のみを以つて其の程度を察知する事が出来る。即ち事變以來六ヶ月間に於ける國防献金の統計を見るに壹千六百七萬八千貳百七拾壹圓、恤兵金として壹千萬五千六百九拾五圓の巨額に達し、滿洲事變に於て約六ヶ月間に受納したる總額貳千六百餘萬圓を超過し、又別に慰問袋貳百五拾六萬五千八拾五個を受けて居る。此等は全く銃後國民の熱誠なる後援の結晶であるが、之が直に第一線將兵の慰安となり激勵となり遂

に比類なき勇猛心を發揮せしむる原動力ともなるのである。

かゝる尊き結晶の蔭には或は貧しき菓子小賣商の一青年が小僧時代より獨立の今日に至るまで滿七ヶ年間粒々辛苦して貯蓄したる金壹千圓を持參し係官が慰撫して辭退せんとするのも聽かず献納したるものもあり、或は少年少女が學業の餘暇に自ら求めた勞務の報酬をことごとく献納したもの、或は老婆が死ぬまでの御奉公なりとて晝は行商夜は紙袋を貼りつゝ献金をつゞくるもの、或は又會社員工場員が勤務時間の延長に依る勞金の全部を献納したるもの等涙ぐまじき美談の數は枚擧に遑なき程で、こゝに國民精神の總動員的成果の遺憾なき發露を見、無限の心強さを覺ゆるものである。此等は單に第一線將兵に對する感謝慰問乃至激勵たるのみならず、其遺族に對しても全く同様でなければならぬ。

一家の柱石たる男子を戰場に送りたる家庭の負擔は實に多大であり、中には寄邊なき老母一人を残して出征せるもの、或は母亡き愛兒を他家に託し店舗を閉ぢ

て出征せるもの、或は旅先に病妻の急死を葬ふ暇もなく其の遺骨と乳兒とを兩手に抱きたるまゝ急遽兵營に馳けつけて應召せるものもある。況してや之等のものにして戦死を遂げ、或は傷痍を受けて廢疾となるに及んでは其遺家族の蒙る打撃の程は察するに餘りあるのである。

此等の家族に對する感謝慰問乃至扶助援護等は同胞全體の當然最善を盡して奉仕すべき義務であり、茲に始めて萬民赤子の上を日夜御軫念遊ばさるゝ上御一人に對する忠誠の道はあるのである。

斯くあつてこそ「あとは心配するな我國の爲めに専心御奉公せよ」との健氣なる家族の言葉も發せられ、又喜んで死んで行きますといふ忠勇なる將兵の活躍も見らるゝのである。

事態は長期戦に移つたのである。近き將來には必然國際情勢の一大轉機を來たすであらう。國民は須らく磐石不動の信念を堅持し以つて安じて國家の向ふ所に協力邁進し第一線將兵をして後顧の憂ひなからしむると共に、軍民一致學國的決意の上帝國の聖業遂行に邁進すべきである。



### 切抜帖より

#### 司法權運用に御軫念

天皇陛下におかせられては五日正午司法部長官並びに植民地法務長官等に御陪食仰付けられ、裁判及び檢察事務の概況奏上を二時間餘に亙り御聴取遊ばされたか、畏くも司法權の運用に深く大御心を注がせ給ひ、殊に泉二檢事總長に對しては事變發生以來内地において犯罪件數が漸減の傾向を示してゐる理由、宮本朝鮮總督府法務局長に對

しては同總督府管内に於ける犯罪件數が稍増加の傾向を示してゐる理由につき詳細御下問あらせられた由に承る。

#### 鹽野法相講話

私からは各長官から奏上申上げる以外の行刑、司法、護身業、思想犯罪者の轉向狀況等に關し奏上したのであります。受刑者一同も事變發生以來懸命になつて軍需品作業に勵み、また成績の良い者はなるべく應召させる方針をとつて殉國の犠牲となつた者も多數に上つてゐる旨を奏上致しましたところ、陛下におかせられては殊の外御満足の御模様拜されました。殊に日頃から皇室の御恩澤に浴してをります司法保護事業並びに思想犯罪者の轉向に就きましては一出来るだけの事はする必要がある旨の有難い御言葉を賜りまして恐懼感激に耐へなかつた次第であります。又陛下におかせられました犯罪件數の増減に就いても御軫念

あらせられ、御下問を賜りましたので、泉二檢事總長からは「内地犯罪件數は事變以來減少の傾向を辿つてゐるがこれは國民精神緊張と軍需工業の發達に基くものと思はれる」旨、宮本朝鮮總督府法務局長からは「内に於ける犯罪件數が僅少なから増加してゐるのは土、工事の増加に伴ふものと認められる」旨を奏上致しました。が、吾々司法部に職を奉ずる者は聖慮を奉體して益々奮勵し司法權の威信保持と安寧秩序の確保、進んでは犯罪の減少に迄奉公の誠を盡さなければならぬと深くその責任を感ずるのであります。

#### 出征兵士に特別復權

司法省奏請に決定

司法省では去る二月十一日憲法發布五十年に際して渙發せられた復權令の

聖旨を奉體し特別復權奏請の稟議を順次進めてゐるが今次事變の應召兵に對しては、特にその犯罪が極悪のものではない限り、特別復權の恩典に浴せしむる方針に決した。而して右は身命を抛つて君國のため奉公の誠をつくしてゐる兵に對し、所謂前科者の汚名を拭つてその凱旋を迎へることが大御心に副ひ奉る所謂であるとの解釋に基くものである。

(東朝四・一一)

#### 部内應召者を慰問

鹽野法相の發議

今次事變のため司法部から應召した者は約五百名、外に刑務所の職員にして應召した者約一千名であるが、二日開かれた控訴院長、檢事長會議の席上で鹽野法相の發議により、三日から開く司法官會同の劈頭先づ陸海軍司令官を通じ皇軍將兵に對する感謝決議、部内應召職員に對する感謝決議を行ひ、

部内應召職員に對しては別に全職員から慰問袋を贈呈することにしようといふことになつた。また感謝決議に入るに先だち今次事變のため護國の鬼と化した英靈に對して一分間の默禱を捧げ控訴院長、檢事長の中から代表を選んで靖國神社に參拜することになつたが司法官會同としては全く前例のないことである。

(報知五・三)

#### 大村灣に海上刑務所

冷たき人の世にうちひしがれて罪の道にふみまよつた少年達を光明の世界に救ひあげると共に海上生活によつて海國日本の力強い精神をたゞきこまうとする視心から司法省では廢艦宇治(五四〇噸)の擡下げをうけて大村灣に開設計畫をすゝめてゐた海上少年刑務所は、地元大村町および公有海面使用に關する縣當局の諒解も得たので、いよいよ實現の運びとなり「宇治」は

けふ二十七日午前中に佐世保から大村灣に曳航されて來ることになつた。

同艦の留所は大村町前船津海岸から西方約六十間の海上で水深約三メートル、直ちに艦内の改造、艦船體の塗替などを行ひ、七月ごろには開所のはこびに至るものとみられてゐる。

この海上刑務所には模範少年受刑者百五十名を選抜收容し、百噸内外の漁撈船一隻を配屬せしめて遠洋漁業を指導し鑑詰加工なども行はうといふので、これで大村町の名物が一つふえることになるわけである。

(大朝長崎版四 二七)

#### 發電工事に受刑者出役

東北振興電力會社では目下奥入瀬川立石發電所の工事を進めてゐるが、事變其他の影響で勞働力が不足し更に近く着工する管の子の口取入口燒山發電所の工事も澤山の勞働力が必要であ

るに拘らず十分の労働者を得る見込がないので青森その他東北六縣の刑務所に囚人の出役方を希望、司法省からも此程認可になつた。青森刑務所では現場に泊り込み所を建て職員も一諸に起臥して監督と教化の兩方面の仕事をする筈で、又時々保健教化のため醫師と教誨師も出かける筈になつてゐる。

右につき都刑務所長は語る  
 會社からの要求で本省の認可を得ました。會社では五百人でも六百人でも欲しいといふ話でしたが、そんなには人がないので當所からは差當り五十人か六十人位出すつもりで居ります。準備が出来次第来月早々にも實現すると思ひますが、大して難かしい仕事ではなし、国立公園にまでなつてゐる風光明媚の地で大自然を相手に働かすことは身體の上にも精神教化の上にも大變よからうと思つてゐます。東北六縣から模範囚三百名を選び五月一日から工

事に當らせることになつてゐます。

臺灣刑務作業収入の激増

獄窓にも國を擧げての非常時の波が打ちよせ泣くましい幾多の美談を生んで世人の同情をひいてゐるが、この非常時意識は全島各刑務所の昨年度作業収入の激増といふ明朗な數字になつて示されてゐる。

すなはち臺北、臺中、臺南の三刑務所、宜蘭、花蓮港、嘉義、高雄の四支所および新竹少年刑務所の昭和十二年度の作業収入は合計五十八萬九千三百三圓四十七錢で前年より實に十三萬七百圓から増加してゐる。しかも收容費は五十八萬八千九百五十五圓であるから、これを償うてなほ一千二百餘圓からの剩餘となつてゐる。收容費をカヴァーするといふやうなことは大正十四年以來十數年間絶えて久しくなかつたとこ

ろで、如何に困窮のものまでも非常時に目覺めて興へられた仕事に力を盡したかどうかはれる。これは本所支所を通じて全體的に顯著に現はれたところ、收容費回収率の點では本所では臺北刑務所、支所では嘉義支所が特に好成绩である。

この好成绩の原因を總督府法務課では次のやうに觀察してゐる。

第一に昨年度前期以來顯著になつて來た軍需インフレの傾向がこの世界にも浸滲した結果です。即ち軍需インフレが刑務所を潤はしたことになる。第二には第一の原因より更に重要なものとして非常時意識の昂揚といふことがあげられてゐる。これは職員を緊張させたばかりではなく囚人の身にもひしひしとそれが理解され、作業報國の精神にまで高められたことによる。このほかに第三の原因として作業經營方針の改善によるもので、受刑者の自發的願

望もあつて夜業なども進んで行はれ、新竹の少年刑務所では晝の學科の時間を夜に移し、晝間はたゆみなく作業を續けるなど美しい非常時意識は獄窓にも花と咲いてゐるといふ。とまれ國家をあげての事變の影響はここにも明らかに現はれてゐる。

海外で氣を吐く刑務所製品

日本製品の輝かしい海外進出は世界各國市場の驚異となつてゐるが、鐵窓の奥深く贖罪の生活をおくる人々の製作品までか遠く滿洲や支那はもとより歐米各國まで目ざましい進出をしてゐる。

栃木支所の明朗風景

栃木女囚刑務所では昨年事變來、女囚の時局認識に努め特に個性に立脚した教育修養を實施してゐるが好成绩を挙げ關係者をよろこばせてゐる。同時に免囚保護會の斡旋で模範免囚の結婚が増加、一月から八名の未婚者が全部嫁ぎ既婚囚(寡婦)に對しても甲込みがあり、事變前の如く保護會に迷惑をかける者は一人もなく、放免後二十日前後には必ず嫁いでゐる。これに鑑み同刑務支所では更に裁縫、生花などを教へ立派な日本女性として更生するやう情操涵養を行ふこととなつた。

轉向者に拓く官途

京都地檢が職員に採用  
 鐵の堅き門を開き京都地方檢事局が

全國思想部に率先して思想轉向者を職員に採用、新しい時局の例を示した——京都保護觀察所は常に思想犯轉向者の指導と就職の推薦、生活の確立を助成してゐるが同所長兼京都地方検事局思想部主任松山一忠氏は轉向者を廣く民間に就職せしむるためにはまづ官界で範を示すべきであるとて官廳方面に向つて働きかけ、こんど榎木検事正にその方針を披瀝したところ、同檢事正もこれに賛同し英斷をもつて轉向者のために檢事局の門戸開放することに決し人選中であつたが、十九日付をもつて轉向者白井範吉君（二十六年）を京都地方検事局雇に任命した。

同君は日本精神への更生の道を眞摯に實踐躬行してゐる轉向者で非常に感激し即日から出勤して獻身的に執務してゐる。京都檢事局が思想犯轉向者を職員に採用したことは全國思想部でも最初のことであり一般轉向者に影響甚

大であるとともに、官界および民間における轉向者就職線上に新らしい指針を示したわけである。

右につき松山所長は語る「今回榎木檢事正の理解と英斷によつて思想犯轉向者を京都檢事局雇に採用したことは全國ではじめてのことであり、これを機會に各官廳および民間においても觀察所の推挙する轉向者のために門戸を開放して貰ひたい。一般轉向者の悦びは大きなものがあり、従つて思想國防の使命遂行の上に貢献することが多いと信じます」

**刑務所製品で傷病兵慰問**

一端は罪に走つたけれど今は心から悔悟、刑務所にあつて謹慎し、勞務に服役してゐる全國受刑人達は自發的に「愛國赤誠號二機」獻納を申出て、謹愼の國防獻金をし旭川刑務所收容中の受刑者もこれに参加したが、旭川刑務所受刑者中、オサラツベ込所出役受刑者は、この程福山旭川刑務支所長に「最近刑務所では時局品を作製して我我受刑人も國家の非常時局に幾らかでも盡してゐると聞いてゐますが、私達は出役してゐますので出役時間を延長し、そして御國のために少しでも働かして頂き度い」と申出たので、福山支所長の計ひで服役勞働時間十一時間を十五時間に延長する外、祭日、日曜も出役しその勞賃を積み立て國防獻金をなすことになつたが、その使途は第一回計畫として傷病兵慰問費に當ることにしたところ、師團方面でもその趣旨に感動し「出来ることなら受刑者の力作を頂き度い」との話で、旭川刑務所受刑者は碁盤、將棋盤共に附屬品をも各五個づつ贈ることになつた。

旭川タイムス五・一一



**海外異聞錄**

◇トランプで村長を決定

マサベカ・パーク（ロンゲ・アイランド）附近の某村々長が最近トランプの勝負によつて決定されたといふ奇抜な話その話では去る三月村長の改選が行はれたが、二名の候補者ジェイムス・マック・ギルヴレイ氏とチャールス・ケル氏とはおの／＼同點の百十三票を獲得したため、決定に悩んだ村當局は事件を地方の裁判所に持込んだが、裁判所はかゝる問題の決定權なしとして却下した。そこで村第一の長老ジェイムス・マッククリン氏は村の古文書をひつくり返して調査した結果、古い規定の一つに村長はトランプで決定し得るとの一條を發見した。かくて

トランプによる村長の決定は去る某日村會議員初の村の有力者立會ひの下に行はれた結果、マックギルヴレイ氏はダイヤのポイント、ケル氏はハートのクインを引當て、新村長はその場でマックギルヴレイ氏に決定した。

◇「血液銀行の設立」

今度布哇ホノルルに「血液銀行」といふ變つた銀行が設立されることになつた。この「血液銀行」では豫め攝取したA型、O型等の各種血液をチューブに入れて冷蔵庫内に保管し置き、トッサに輸血の必要が起つた場合、銀行から預金を引出すやうに容易に取出して輸血の用に供し、起死回生の患者を救はんとするのである。負傷事件發生の際など出血多し瀕死となり輸血の必要迫つた場合でも需要に應ずることが出来ず助かるべき怪我人などをみす／＼見殺しにしてしまふことが少くなかつた、そこで今回この「血液銀行」を設立し、オアフ刑務所囚人の篤志的給血によつて血液を一回分二十五ドルで供給することゝなつたので、治療醫學上の一大福音とされてゐる。

◇アチラでもダンスホール禁止運動

年々この國の離婚統計も増加の一方を示してゐるが、離婚は健全な社會道徳にも悪影響を及ぼし、か弱い女性の地位をなほ不利にするものであるといふので、最近リトアニアにカヂス・ネクヴェダヴィシエス博士提唱の下に、離婚防止聯盟が生れた。元來離婚の原因は、夫婦間の内部的原因よりも寧ろ、家庭外より結婚生活を脅かす外部的原因に端を發するのが多いといふので、この楽しい夫婦生活の破壊者たる種々の社會害毒の撲滅を期してゐるが、先づ槍玉にあがつたのはキャバレー、ダンスホールで、これを廢止してしまへとの猛運動が開始され、更に夫婦喧嘩の調停等にも積極的に乗出してゐる。

◇忘れてゐた扶助料請求

ウオーターローの戦ひで名譽の負傷をした勇士の寡婦が軍事扶助法を楯に、つい最近イギリス政府に對し扶助料の下附を願ひ出た。何しろウオーターローの戦ひが行はれたのは今から百二十三年の昔のことだから、ちよつと

辻棲の合はないやうな話だが、イギリス政府はそれを許可した。死んだ夫といふのは一七九九年に生れ、十六歳で軍隊に入り一八一五年にウォータローの戦いで重傷を負ひ、凱旋後勇敢な行動が認められて相當な給料の官職を與へられ、一八七九年に多少の財産を拵へて職を退き十六歳の少女と結婚した、その時夫は既に八十歳の老人だつた、十六歳の花嫁は二三年で寡婦となつたが、夫の遺産を使ひ果すまでは扶助料のことを思ひ出さなかつたといふのである、それで、その寡婦は今年七十五歳のお婆さんだといはれるとなるほど辻棲は合ふことになる。

◆チエツコの左側通行禁止

歐洲では東洋とは反對に、右側通行が一般の慣習で、左側通行を規定してゐる國は僅か二三の小國に過ぎない。チエツコスロヴァキアはこの左側通行の國だが、歐洲一般の慣習にならつて最近右側通行に變へることになつた、ところがこの道路規則變更に對して大藏省では、警察法典の改正の必要もあり、觀光シーズンの前に控へて豫算に

影響を及ぼすといふので、横槍を入れてゐるばかりでなく、一般人民も慣れない右側通行には大とまどひで、通行事故續出の有様であるといふ。

◆「夜の大統領」カボネ發狂

かつてはシカゴの「夜の大統領」も本年正月以來精神に異常を來し、子供の眞似などし變り果てた姿となつてしまつたといふ。醫師の診断によれば神經系統の一部が痲痺してをり、合衆國西部では治療不可能であるので、近く東部の専門病院に送り醫學上の研究材料とされることになつた。なほカボネは作年中も監獄内で暴動を計畫し、後までその兇暴性を發揮してゐたものである。

◆ルイ十六世王妃の遺書發見

ルイ十六世の王妃マリ・アントワネットが絞首臺に登る前夜、牢獄で認められた遺書が今度ブライグのアッポニイ伯家の書庫から發見され史家の注意を惹いてゐる。この哀れな一書は王妃の義妹(ルイ十六世の妹君)に宛てたもので、牢獄に手渡したのが行方不明となり、その後革命派のクルトアが手

に入れてこれをルイ十八世に獻じたのであるが、實は十八世の手に渡つた遺書は偽物で、本物は何時の間にか外國へ賣られて了つたと傳へられてゐた。發見の遺書は王冠のスカシにした王妃常用の用紙に長々と死に行く人の心持が連ねられ「私は王の後を追つて行くが、王や私の様に無辜の場は死刑と雖も恥でない」とアントワネットらしい氣位を示した數行が、最初に讀まれる。が愛兒のことに筆が及ぶと流石に耐へられぬと見えて、吾が愛する妹よ、吾が優しき妹よ……と只管愛兒の行末を哀願するのみであるといふ。

◆禁酒博物館

最近ポーランドのワルシャワに禁酒博物館が出来たが、ことに呼び物になつてゐるのは一醫師の出品にかゝる酒呑みの両親の家庭三十五名について調べた調査表で、満足に成長したもの僅か三名で、他の三十二名は狂人、自殺、獄死等全く悲惨な運命に陥つてをり、その経路が詳しく記載されてゐて、如何なる上戸もブル／＼とふるへ上るさうだ。

書道講座

高橋白鳥

誦詩書  
樂天理

誦詩書樂天理(手本)

○の間をはなす、イの筆はうんと左から、口の筆はぐつと下げる、ハは思ひ切つて上から、ニの筆はギョツと下げる。○の間をはなして、イの筆は左から、ロは一寸内側に押へる、ハは頭を長く、ニは充分下げる。  
イの筆は押へぬ、ロは一寸押へて上に轉ず、ハの頭を充分上に出す、○の筆、△の筆に注意。  
イはうんと左から、口の筆は短かめに止める、ハはどつしりと打つ。  
イの筆は上にそる様、ロの筆はその反對。  
イの筆を充分斜め左下に、ロの筆は嚴重にかくものである。

審査所感

第一回の出品作品を、審査するに當つて、感じたことは、大體に於て眞面目な作品が多かつた、大いに喜ぶべきことである。出品数かなりあつたので級位を設けて審査した、成績の優秀なものは、昇級して行くわけである。次回からは、半紙の部は、課題と随意と別々に審査することにしたいから、出品者は課題と随意と二枚出品して戴きたい。  
條幅の出品数が少いので淋しかつた、次回からはどし／＼と出品して戴きたい。



毎月  
募集

# 刑政詩壇

切紙 毎月十日限  
用紙 隨  
姓名 雅號 併記  
コト

## 雪山川田瑞穂選

滿庭。獨殿春開。紅紫。爛斑錦堆。誰信。此花藏毒氣。  
追香。胡蝶去還來。綺麗無比。猶獨。爛斑。後半之意。前人未道破。

迎伊太利親善使節  
鶯花千里滿皇州。盛禮歡迎使節舟。握手更加防共力。  
宛如雲雨起蛟蚪。率直之中。精神自見。是非徒作。

畏友山本謙讓教誨師退職自長崎歸鄉里德島賦呈  
高橋龜貴 高田

欲縮垂楊露霑衣。即今何事負春暉。鎮西四國隔千里。  
知是夢魂先獨歸。

## 崑々居詩話 (十二)

### 唐以後の詩風 (六)

東坡の詩は才氣縱横、古詩、律詩、絶句、往く所として可ならざるなく、遂に詩の爲に罪を得て貶謫せられた。君父を怨謗する詩があつたと云ふので御史臺に廻はされ、東坡は勿論、これに連坐した者も皆夫々刑を受くるに至つた。これを烏臺の詩案と云ふ。烏臺とは御史臺の別名である。

東坡と同時に黃庭堅がある。號は山谷。其の詩は一凡句なく、一平語なしと稱せられ、雄大な氣象が歴々として現はれてゐる。その一派を江西派と云ひ、東坡と並稱して蘇黃の二大家と云つた。當時又陳無己、秦觀の二人が名家と稱せられた。

徽宗、欽宗の二帝、金の爲に捕へられ、北宋の天下此に滅び、高宗南渡して臨安に都し、中原板蕩して人民其の堵に安んぜず、重臣宿將、皆首を縮めて策の出づる所を知らざるの有様であつた。是の時に當り、河北の復すべく、二帝の還すべく、金の戰ふべきを説いて、萬丈の氣を吐いた者は陸游である。字は務觀、晩に放翁と號した。其の詩集を劍南詩稿と云ふ。一生作る所四萬首、半は時事慷慨の詩で、半は田園

意味綢繆。自能動人。

迎梅村勝義氏無言凱旋 葉月 阿部榮子 名古屋  
江南勇戰萬人驚。一死尤能勵我兵。今見弔旗翻麥浪。  
春閨忍聽杜鵑聲。生爲國家干城。死爲護國之鬼。其死猶生。然遺族之情亦有可憐者。此詩兩能形容之。

書畫會席上 愛日 南成 章大 邱  
畫人揮筆紙生聲。騷客吟詩似鳳鳴。無限冰心留墨蹟。  
長全壇堵弟兄情。風流之交。當如此。

浴後偶占  
浴後清涼透葛衣。身輕心爽思依依。呼兒笑指盆池裏。  
新種金魚日日肥。眼前之景。口頭之語。敘來有雋味。

洛東江所見  
長江遠在洛城東。千頃烟波浩蕩中。何處學徒修水戰。  
扁舟無數擬鸞臚。造語似凡。實甚圓熟。初學者不易及。

名賢贊百首 (承前) 雪山 川田瑞穂 東京  
源語一書。夙感春聖。日本紀局。名實相稱。紫式部  
峯雪寒簾。駿骨斥營。才軼赤染。名次紫氏。清少納言  
古今集序。月且旨遠。歌文兼長。學勝柿本。紀貫之  
神勅一語。妖僧屏息。金甌不缺。此誰之力。和氣清麿  
慍子群小。正議難施。遠竄非罪。神人共知。菅原道真

開適の詩である。宋一代の詩人中では東坡と並稱せられ、清の乾隆帝が唐宋詩醇を撰した時、唐では李白、杜甫、韓愈、白居易を取り、宋では則ち蘇陸の二人を取つた。放翁死に臨み子孫に遺言して口占すらく、  
死去元知萬事空。但悲不見九州同。王師北定中原日。  
家祭無忘告乃翁。

忠誠の心、字句の表に溢るゝを見るべきである。  
放翁と同時に范成大がある、石湖居士と號した。時人之を放翁と楊萬里とに比し、三大家と稱した。田園の詩多く、世には之を田園詩人と稱するも、實は蘇黃の二人を規撫し、別に一家を成せる者である。

宋代には詩餘が盛んに行はれた。古詩變じて樂府となり、樂府變じて曲子となり、曲子變じて長短句となつた。長短句は李白の始むる所で、其の集を草堂詩餘と名けてゐる。因つて宋の時代には其の語を取つて詩餘と稱した、則ち長短句變じて詩餘となつたのである。蓋し一種の歌曲であつて、演劇の科白の中に此の詩餘を交へ、俳優をして之を歌はしめたので、詩餘は大に流行したが、同時に其の調子が卑しくなつた。併し名公鉅卿皆之を作り、歐陽修、王安石、司馬光、蘇軾父子兄弟は固より、放翁も范成大も皆其の道の大家であつた。  
(川田瑞穂)

選歌しつ (二)

大翼

従つてその一一の歌の姿はおのづからなる變化に富み、千態萬狀といふありさまで、かの山野に自生する樹木のごとく、また、雲の行き、鳥のうたふがごとく、何ものにも障へられることなき天真流露、氣力の張りつめたものであつたから、後代からはそこが萬葉の歌の尙ばれる最も重要な性格となつてゐるのである。

一體、雄略天皇以前は言ふまでもないが、わが國へ佛法が傳へられてから後でも、舒明天皇の頃までといふものは、思想的に漢學や佛教の影響をうけたと見るべき痕跡をとどめた歌はなく、いづれかといへばその多くは上古のまゝの風格をつたへて居るもので、仔細に見る時は、時代と共に多少推移のあとを伴ふといふ程度のもので

あつたが、持統天皇の頃になつて、柿本人麿、山部赤人のやうな秀れた歌人等が前後して出づるに及んで、急角度に歌の殷盛期を作り上げたと思ふ。前にも言つた如く、舒明天皇以前のものでは一層それがはつきりして居つて、歌は感情の動くがまゝに言葉となつたやうな姿で、特に思ひをめぐらし、心を勞して詠まれた跡がないから、文詞率直で、華やかなところはなないが、それだけ直接に人の心に觸れて来る力がある。ところが舒明以後になると、歌の技法的な方面が大に進んで來てゐるから、同じ實感直叙といふ行き方の上でも作者の主觀の活動によつて、歌を文學としてより高次な位置に引上げて來て居る。譬喩といふやうな一部の歌の詠まれるやうになつたのもその一例で、人麿の歌などでは、詠天、詠山、詠花といつた類、寄衣、寄玉、寄海などの類が多いやうに、想像のはたらく天地が擴大され、

毎月募集

刑政歌壇

當季雜詠 縮切 毎月十日限 用紙ハガキ一葉三首

心升大ら選

- 一 春の陽のくまなき芝生に子等はみな色とりどりの包をあけぬ  
うらくと春日輝く空濠の堤の櫻いま盛りなり (裁判所前)  
滋賀 樋口 柏葉
- 二 縁端に佛の華を立て給ふ老い母に庭の綠輝く  
同 和田不二斗
- 三 法廷を出で來し人の編笠に櫻の花はしきりに散れり  
佳作
- ひもすがら吹く春あらし山藤の花はおほかた散りつくしたり  
三重 半風 子
- 朝あけや瀬となる水のひびきさへ空にこもりてけふも晴れたり  
松江 津川 紫 吻
- 桑の芽のほの柔き畑ゆけばおもほゆるかも故郷の事  
栃木 遠藤 新 綠

- 音もなく今朝降る春雨に庭木々の若芽はとみに色たちけり  
奈良 大矢雅香 良
- 青すめる五月の空の屋上にラヂオ體操はいま終らむとす  
水戸 植松紀代子
- うつし見る鏡にわれの顔淋し笑まんとすれば悲しさ湧くも  
咸興 岡元百合子
- やはらかに樹々の芽伸びし庭に出ぬふりつぐ雨の晴れ間くりに  
高知 高 月
- 勇ましき戦地の便り今朝つきぬ繰返し讀み心はづむも  
長崎 堀 敦 子
- 遠吠えの犬いぶかしみ戸を引けば廳舎の方に火炎立つ見ゆ  
府中 草 花
- 雨だれの音を淋しく聞く夜は故郷の春の夜業思はる  
八王子 西 海 武
- 春雨の煙ぶれる小田にめづらしく丹頂鶴の飛び來りけり  
山口 鴉谷 燾 平
- 荒武者のひげも懐し文那の子と戯れ遊ぶ兵士の寫眞  
山形 銀 嶺 生
- 切願の斥候にしなければ後備兵吾現後兵追ひぬく山坂の道に  
高松 香 蘭 生
- おちこちの屋根一色にかすみ來て可並あはく灯ともりたり  
名古屋 祥 野 子
- 夜の更けし下弦の月の朧なり散り行く櫻花の限り知られず  
岡山 高 白 鳥
- 傲然と囚徒の前に起立せるさむしき心を神に詫ひけり  
福岡 木 下 白 鳥



服役も聖者の修道と相通するものがありませう、そんな氣さへします。

花篝下弦の月をはるけくす いばら花篝が盛んに燃えてゐます、漸く夜も更けて東の空には下弦の月が上つてゐるのですけれども華やかな花篝の前には影の淡い弦月は生彩を失つて遠くの空に退けられてゐるやうに濼闇の中にかゝつてゐるのです。「はるけくす」といふ言葉がよくその感じを現はしてゐます。

呼び應へして芹摘の別れけり了 風 お友達と二人で芹を摘んで居る間に離れ離れになつて了つて歸る時分に遠くから「もう歸りませうよ、え、歸りませう、さようなら、さようなら」とか何とか呼び應へしてそのまゝ別れて行つたといふのです、複雑な情景が要領よく詠まれてゐます。

しんがりの大きな男ふところ手 一 泉 三々伍々と友達は朗らかに話しながら先へ行くのですがそれらの中にあつて圖抜けて大きなこの男は一人後からのそり／＼と懐手をして歩いて行くのです、多くの友達の中にはかうした人物もあるものでいづれ仲間から綽名を貰つてゐる愛嬌者でせう。

幕あきて囉ばかりの花舞臺 小山

花篝下弦の月をはるけくす  
 移り來て樟の落葉の四月憂し  
 思想 囚白哲にして春惜む  
 菜の花の色に蝶々消えにけり  
 轉や程遠からぬ宮の杜  
 拜殿は若葉の中に埋れけり  
 若葉して雑木の山のまだらなり  
 鹿寄せに人つゞきゆく花日和  
 揚雲雀向の岡は射撃會  
 芽柳に權立てかけてありにけり  
 蘆の中四ツ手が上る竿上る  
 我が思ひ茶摘の歌に唄ひけり  
 呼び應へして芹摘の別れけり  
 離れ家の灯影のもれて沈丁花  
 春泥や大師參りの白脚絆  
 はるかより花のちり來る蜩蚪の水  
 温泉の宿の大姿見や沈丁花  
 豆の花峰の通ひ路ありにけり  
 新緑やいそがぬ旅を奈良にあり  
 どうだんの花點々と昏黄るゝ  
 沈丁の匂へる路次を通りぬけ  
 沈みゆく日輪遅々と夕霞  
 朝の日につゞじ照り映え窓明り  
 霧島のほの／＼として春の雨

山	名古屋	滋賀	神戶	府中	松山	宇和島	同	同	同	小菅岡	福岡	奈良	朝鮮	名古屋	朝鮮	奈良	岡崎	岡崎	松江	同	同	同
石崎	高島	壽美	野村	草花	今津	月菟	鏡女	よし	進藤	秋田	桑野	中澤	後藤	大矢	深田	小坂	犬塚	川津	和	田	不	二
枝	明	美	子	子	風	菟	女	を	了	の	路	葉	斗	骨	角	生	風	道	暗	斗		

花見の餘興に素人芝居があるのでせう、舞臺では幕があいてこれから芝居が始まらうとしてゐるのですが囉ばかりやつてゐて一向に役者は出て來ない、花見の餘興芝居らしい暢氣なところがあつて面白いです。

鳥の巢のかそけき音に仰ぎけり 春 泉 高い木の枝葉がぐれに鳥の巢があつて人の目にはつかないのですがかすかな音がするので不圖木の上を見上げるとそれらしいものが見えたのでせう、かすかな音—その音で巢の中の雛鳥が翼もまだ十分發達せず、巢立たんとして巢立つことの出來ないその様子が察せられます。

蘆刈の舟を上れば跋なり 自然 蘆刈の舟を上つて來るのを見ると意外にも跋であつたといふのです、不具の人を見ると感傷的な氣持になるのですがこれは蘆刈が跋であつたことに寧ろ興味を覺えたのです、興味といふのは文藝的觀方で之に同情し物の哀れを感じることです。

一二片落花菖蒲の水べりに 落 葉 菖蒲池の水べりに一二片の落花のこぼれてゐるのはなか／＼に捨て難い趣です、誰でも目につく景色であるけれども誰でも出來る句ではありません。

本牧の濱に鮮女の布海苔かく  
 梅ヶ枝の空ほのあかし宵の春  
 圓武祭多家の社に詣りけり  
 白彫のうしろに鳴くや閑古鳥  
 爐塞いで縁に出しけり萬年青鉢  
 青田原明るき雨やとぶ燕  
 夏草に腰を下して仰ぐ富士  
 銃聲も今日は止みけり桃の花  
 隴月の鳴きそめてあり嚴島  
 松蟬の鳴きそめてあり嚴島  
 ほととぎす聞くや閑居に寛ぎて  
 もつれては花菜に沈む蝶々かな  
 門燈の月より淡き月夜かな  
 燕來る日の待たれつゝ大掃除  
 沈丁花籬を透けて見えて居り  
 雨晴れし若葉並木や行幸待つ  
 芽ぐむ枝地を這ふ蟻にうつろひし  
 うら／＼かや角兵衛獅子の遠太鼓  
 木の芽ふく明るき峯のつゞきけり  
 板橋のぬれ溜りけり蝌蚪の水  
 細水の流れ溜りて蛙の子  
 この接木生れたる子の記念かな  
 湯加減に心遣ひの新茶かな  
 時鳥梯子のやうな木馬路

大	奈良	朝鮮	同	小菅	栃木	熊谷	千葉	小菅	新竹	岐阜	鉏路	宮城	廣島	函館	沼津	同	同	同	廣島	滋賀	栃木	府中
阪	良	鮮		菅	木	谷	葉	菅	竹	阜	路	城	島	館	津				島	賀	木	中
北	靜	矢野	兎	花	赤羽	栗城	高島	菅谷	甘樂	名和	石	漁	高	小森	船	鶴	常	船	星	霧	錦	あ
騎	翠	豐	州	山	村	竹	谷	沙	樂	野	翁	翁	子	生	林	樹	風	風	丘	江	子	子

叙任辭令

四月十五日

從七 看守長 高橋龜治 (旭川支)

四月二十一日

免本職 (長崎) 支所長 英保初生 (浦賀支)

浦賀支所長 看守長 玉井策郎 (八王子)

八王子少 同 太田卯八 (京都)

京都 同 古宅房之助 (神戸)

看守長 (神戸) 十級 看守 北村増男 (東京)

解囃 刑務作業 事務囃託 岡本德逸

四月二十二日

願免 看守長 石田藤次 (岐阜)

看守長 (岐阜) 四七 看守 後藤信雄 (横濱)

五月九日

勳六 典獄補 井川信一 (小倉支)

五月十一日

願免 四級 教諭師 大村曉心 (横濱)

横濱 同 福島彰信 (金澤)

金澤 同 楠良讓 (秋田)

秋田 同 濱田大巖 (函館)

函館 同 松原顯然 (樺太)

五月十六日

願免 司法屬 前田幸之助 (行刑局)

司法屬 (行刑局) 六〇 看守長 島村寛 (横濱)

看守長 (横濱) 四七 看守 新宮康平 (同)

願免 看守長 黒澤長登 (府中)

同 同 淺賀榮 (小菅)

訓令通牒

(刑政第五二卷 第六號)

◇收容者ノ營養改善ノ爲養豚養鶏等 擴充ニ關スル件

(司法省 行甲第五二〇號 行刑局 昭和十三年五月二日)

最近ニ於ケル物價ノ騰貴ハ殊ニ甚ダシク之ガ爲收容者用食料品ノ購入ニ不埒支障ヲ蒙リ就中豚肉及鶏卵ニ至リテハ價格ノ關係上容易ニ購入ノ上給與スルコト能ハザルベク斯クテハ收容者ノ榮養ニ直接影響ヲ及ボスモノト思料候ニ付テハ爾今豚肉及鶏卵等ノ自給自足ヲ目標ト爲シ以テ安價良品ノ給與ニ依リ收容者ノ榮養改善ヲ圖リ度左記ニ依リ施行相成度候

追テ現ニ養豚及養鶏等ヲ營ミ居ラザルモ之ヲ施行シ得ルニ於テハ可成速ニ實施相成度若シ場所其ノ他ノ關係上施行不能ノ場合ハ其ノ旨報告相成度候

記

- 一、飼養家畜 豚、鶏、家鴨及兎等ノ類
- 二、飼養方法 衛生上有害ナラザル構内外ノ空地ヲ利用シ、飼料ハ殘飯其ノ他自所産出不用物ヲ給與シ以テ廉價生産ニ心掛クルコト
- 三、豫算關係 畜舎竝ニ鶏舎設備ニ要スル經費ハ増額致シ難キニ付古材等ヲ利用シ豫算ノ節約ヲ圖ルコト
- 四、其ノ他 豚等ニシテ自所收容者ニ給與シ尙剩餘ヲ生ズル時ハ附近刑務所ト聯携シ互ニ保管轉換ノ方法ヲ採リ他へ賣却ヲ爲スコトハ可成之ヲ避クルコト

京都帝國大學教授 近藤英吉著

# 判例遺言法

## 新刊

遺言の制度は古く且つ廣く行はれ、其の社會的機能は極めて重大である。社會共同生活の無限の發展の爲め、人情と徳義と社會的功利との微妙な交錯を調整する貴い任務を擔ふ我が現行民法の下に於て、實際上この制度は如何に運用されてゐるか？ 法文は如何に其の欠缺を判例によつて補充され、躍動してゐるであらうか？ 斯の如く判例を通じて「活きた遺言法」を知らんとする欲求は、法律家は勿論、法律家でない人々の間に於ても頗る強いものがある。然るに此の方面の研究は從來餘り發表されてゐない。乃ち著者は茲に我が大審院及下級審の多數の判例を中心として、我が遺言法の有るが儘の姿を精密に展望すると共に、更に進むで重要な外國の立法、判例及内外の學說をも隨時引照して制度の全容を遺憾なく明かにせられた。實に本書は此の重要な法律領域を開拓せる最初のものと云ふべく、専門家にも一般人士にも極めて興味深い好研究である。敢て大方に薦む。

〔内容目次〕 第一章 遺言の意義及び性質 第二章 遺言能力 第三章 遺言の方式 第四章 遺言の解釋 第五章 遺言の一般的效力 第六章 遺言の内容たり得べき事項 第七章 遺言の執行 第八章 遺言の取消 索引 事項索引 判例索引

菊判總布裝  
總頁二七八  
定價二・三〇  
送料一四

町保神・田神・京東

### 有斐閣

振替東京三七〇番

民法も民法の多量と目録するものがある

生壽下位の月をはるすくす

司

# 法學論叢

## 論説・資料

- 國家總動員法と非常大權……………黒田 覺
- 室町末期に於ける大名領地の成立(二完)……………牧 健二
- 國民社會主義國家の警察法(二完)……………須貝修一
- 所謂少數民族の國際法主體性に就て(三完)……………田畑茂二郎
- 手形理論の發展……………納富義光
- 第十九世紀中葉以前に於ける……………
- 批評と紹介……………小野木常
- グラム「讓渡し得ざる債權に對する強制執行」……………

昭和十三年六月六日號  
第三十八卷第六號  
壹冊金五拾錢郵稅貳錢  
半年分郵稅共金六圓  
一年分郵稅共金六圓

發行所 京都帝國大學法學會  
發賣所 東京 有斐閣

西村精一氏著「五人組制度新論」……………小早川欣吾

## 判例研究

- 〔民事法〕 身元保證人の責任と相續……………石田文次郎
- 借地權讓受人と該地上の抵當建物……………於保不二雄
- 競落人との關係……………大橋光雄
- 船荷證券に記載すべき荷送人、船荷證券に於ける運送品の記載方法……………齋藤常三郎
- 破産管財人と未拂込株金の徵收……………
- 附 錄——本誌第三十八卷總目錄……………

# 正義

## ○論 説

- 國民精神總動員に就て……………原 夫次郎
- 調停制度の代案……………豊原清作
- 出征會員陣中通信……………山下東太郎
- 被害妄想……………山 崎 佐
- 續法曹瑣談(其十七)……………福 山 昇
- 民法第八百六十六條第二號の所謂惡意の遺棄……………

帝國辯護士會誌  
昭和十三年六月號

帝國辯護士會發行  
東京市麹町區西日比谷町一番地  
電話銀座四三八〇・二二五五番  
振替口座東京七七二二三九〇番

## ○判例要旨

- 各地辯護士會役員改選其の他……………
- 令 報……………
- 新 法 令……………
- 商法中改正法律……………
- 附 錄……………
- 全國辯護士會長司法部長官合同協議會に關する第一東京辯護士會長報告……………

# 法學協會雜誌

## 論 説

- 伊太利憲法制度に於ける諸權力の組織……………(羅馬大學教授)アントニオ・カズッリ
- 刑法に於ける客觀主義と主觀主義……………(東京帝國大學教授)田中耕太郎譯
- 小野教授の批判と關聯して……………(東北帝國大學教授)木村龜二
- 共同相續財産に就いて(四完)……………(東京帝國大學助手)來栖三郎
- 取消原因の立證責任……………(東北帝國大學教授)中川善之助
- 國際文化協定概説……………(法學士)箕輪三郎
- 新刊紹介……………
- 牧野博士の新稿刑……………(東京帝國大學教授)小野清一郎
- 法總論について……………

第五十六卷 第六號  
六月一日發行

有斐閣

## 新法學全集所載

- 新刊短評……………
- 學 界 消 息……………
- 英米法學界雜誌……………(東京帝國大學教授)末延三次
- 法理研究會記事「西班牙問題について」……………(東京帝國大學)加藤正治
- 判 例 研 究……………(東京帝國大學)美濃部達吉
- 行政法判例研究(二)……………(東京帝國大學)名譽教授
- 民法法判例研究錄(昭和一二年度・一三)(昭和一二年度・一)……………(昭和一三年度・一)民事法判例研究會
- 刑事判例研究……………
- 消極的身分と共犯(草野豹一郎)……………(公然の意義)吉田常次郎
- 民事判例研究……………(民事判例研究會)
- 民法第六百八條第一項の必要費の意義(吉田久)……………(市町村經營の公益質屋の質物の善意取得)梶田年……………(二十噸未滿の船舶と海商法の適用、二十噸未滿の船舶の沿海航路航行と海商法の適用(森清)……………(妻の財産と夫所有名義の保險契約(犬丸巖)……………(船荷證券に記載すべき荷送人、船荷證券に於ける運送品の記載方法(森清)……………(土地所有權と侵害豫防請求權(岸田新)……………(身元保證人の責任と相續)梶田年)
- 海外法律事情……………
- 近着外國雜誌法律論題要目……………

# 法學新報

中央大學法學部門機關  
第四十八卷 第六號 昭和十三年六月

- 法と實定法と正義……………(講師)高柳賢三
- 工業所有權保護同盟條約說明……………(講師)吉原隆次
- 滿洲國保險業法……………(教授)三浦義道
- 判例に現はれた身分權の濫用……………(講師)青山道夫
- 第七十三議會の財政經濟立法……………(講師)青木得三

# 新舊商法並關係法規

菊判約四百頁  
定價金壹圓

本書は第七十三議會を通過し去る四月五日法律第七十二號を以て公布せられたる商法中改正法律に依り改正せられたる商法總則編及會社編の規定は勿論同法律に依り行はれたる商行爲編以下規定の改廢、法條の繰下等を完整したる所謂改正商法の全文を掲記すると共に併せて現行商法の全規定をも収録し彼此比較對照に便する爲新舊規定相互に夫々該當條項を明示し且改正法の規定中新設に係るもの又は舊法の規定にして改正法により自然廢滅に歸すべき條項に付ても一々之を明瞭ならしめたる外尙改正法律施行法は勿論今回新に制定せられたる有限會社法並現行手形法、小切手法其の他の關係法規をも収録網羅したり

發行所 東京市麴町區霞ヶ關一丁目 財團法人 曹會  
振替東京一五六七〇番 法曹會

定價表	冊数	金額	廣告料	金額
一冊 (稅共)	一冊	金二十五錢	一等	金五十圓
六冊 (稅共)	六冊	金一圓五十錢	二等	金四十圓
十二冊 (稅共)	十二冊	金三圓	普通	金三十圓

注文規定 ●●●  
御注文は總て前金のこと  
御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること  
御注文の際は必ず送附先明記のこと、従つて轉居の際は新舊住所を御届け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可  
昭和十三年五月廿八日印刷納本  
昭和十三年六月一日發行

編輯兼 東京市麴町區霞ヶ關一丁目一番地 伊藤 忠次郎  
印刷所 東京市葛飾區小菅町二八四番地 大河内 恭三郎  
印刷所 東京市葛飾區小菅町二八四番地 刑務協會印刷所  
發行所 東京市麴町區霞ヶ關一丁目一番地 刑務協會  
電話銀座 二三四四・三八二五番  
振替口座 東京二五〇五九番

七巻下 去の月をよるなくす 同

